



港区災害廃棄物処理基本方針

令和4（2022）年3月
港 区

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

はじめに

平成 23（2011）年3月に発生した東日本大震災では、未曾有の被害とともに、膨大な災害廃棄物が発生しました。また近年、全国各地で大規模地震や集中豪雨が多発しており、被害も激甚化しています。

災害廃棄物は、人の健康または生活環境に重大な影響を生じさせるおそれ、感染症発生等のおそれがあることから、大規模災害の際に発生した大量の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することは、住民の生活再建や早期の復旧・復興を目指す上で、極めて重要です。

国が定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 28（2016）年1月改定）では、地方公共団体の役割として、災害廃棄物処理計画の策定が求められています。

港区においては、災害時に発生する大量の損壊家屋等（コンクリートがら、木くずなど）や片付けごみに加えて、人口の約9割が集合住宅に居住していることから、停電等に伴い中高層階居住者のごみ出し等にも影響があることが想定されます。また区内には面積の広い空地が少ないとことから、災害廃棄物の仮置場の確保・設置も大きな課題となっています。

こうした都心区特有の課題も踏まえ、区はこのたび、災害時の廃棄物処理にかかる対応の充実・強化を図るため、國の方針における災害廃棄物処理計画に当たる「港区災害廃棄物処理基本方針」を策定しました。

本方針に基づき、大規模災害に伴い発生した災害廃棄物の処理体制を確保し、適正かつ迅速に処理することで、区民の生活環境の保全及び公衆衛生の保持を図り、早期の復興・復旧に全力で取り組んでまいります。

本方針の策定に当たり、数多くの貴重なご意見をいただきました区民の皆さんに改めて厚く御礼申し上げます。



令和4（2022）年3月

港区長

武井 雅昭

目次

| | |
|---|-----|
| 第1章 総則..... | 1 |
| 1.1 基本方針策定の背景及び目的..... | 1 |
| 1.2 基本方針の位置付け..... | 2 |
| 1.3 基本方針の対象..... | 3 |
| 1.4 災害廃棄物の処理方針..... | 13 |
| 1.5 各主体の役割..... | 14 |
| 1.6 処理目標期間の設定..... | 17 |
| 1.7 災害時における廃棄物処理の全体像..... | 18 |
| 1.8 災害時における廃棄物処理の流れ..... | 22 |
| 第2章 組織体制・情報共有..... | 27 |
| 2.1 組織体制の確立..... | 27 |
| 2.2 関係主体との協力・連携..... | 34 |
| 2.3 各種協定..... | 41 |
| 2.4 受援体制の構築..... | 47 |
| 2.5 区が支援する場合の対応..... | 48 |
| 第3章 一般廃棄物処理施設の被害状況の確認・報告と復旧..... | 51 |
| 3.1 発災時の対応と平時の対策..... | 51 |
| 3.2 一般廃棄物処理施設の状況..... | 54 |
| 第4章 生活ごみ・避難所ごみ、事業系一般廃棄物の処理..... | 56 |
| 4.1 生活ごみ・避難所ごみ、事業系一般廃棄物の対応に係る発災初動期の対応事項.... | 56 |
| 4.2 生活ごみ・避難所ごみの発生・収集運搬・処理..... | 57 |
| 4.3 事業系一般廃棄物の発生・収集運搬・処理..... | 64 |
| 第5章 災害用トイレの調達・設置、し尿の処理..... | 68 |
| 5.1 災害用トイレの調達・設置、し尿の処理対応に係る発災初動期の対応事項..... | 68 |
| 5.2 災害用トイレの調達・設置等..... | 69 |
| 5.3 し尿の発生・収集運搬・処理..... | 74 |
| 第6章 片付けごみ・撤去ごみ等の処理..... | 79 |
| 6.1 片付けごみ・撤去ごみ等の処理に係る発災初動期の対応事項..... | 79 |
| 6.2 被災者・災害ボランティアへの周知・広報..... | 81 |
| 6.3 片付けごみ・撤去ごみ等の発生量の推計..... | 86 |
| 6.4 仮置場..... | 89 |
| 6.5 道路障害物の除去..... | 100 |
| 6.6 片付けごみの収集..... | 103 |
| 6.7 損壊家屋等の撤去等..... | 108 |
| 6.8 処理・処分..... | 114 |

| | |
|---------------------------|-----|
| 6.9 適正処理が困難な廃棄物等への対応..... | 118 |
| 6.10 処理業務の進捗管理..... | 128 |
| 6.11 思い出の品..... | 133 |
| 6.12 許認可申請..... | 136 |
| 第7章 平時の取組..... | 139 |
| 7.1 教育訓練・周知啓発..... | 139 |
| 7.2 災害廃棄物処理基本方針の見直し..... | 140 |
| 7.3 今後の取組..... | 141 |

第1章 総則

1.1 基本方針策定の背景及び目的

平成 23（2011）年 3月 11 日に発生した東日本大震災では、膨大な災害廃棄物の発生に加え、津波による処理の困難性が加わり、廃棄物の処理や生活基盤の再建に多大な影響を及ぼしました。また、近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生しています。

国では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」いいます。）及び災害対策基本法の一部改正（平成 27（2015）年 7月 17 日公布）、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」への災害廃棄物対策事項の追加等の制度的な対応を行いました。さらに、東日本大震災等の近年発生した災害で得られた様々な経験や知見を踏まえ、平成 30（2018）年 3月には平成 26（2014）年 3月に策定した「災害廃棄物対策指針」を改定する等、地方公共団体における災害対応力強化のための取組を進めています。

東京都においても、災害廃棄物を適正に処理することを目的として「東京都災害廃棄物処理計画」を平成 29（2017）年 6月に策定し、災害廃棄物対策に係る取組を推進しています。

他方、港区（以下「区」いいます。）の特性を考慮すると、人口の約 9割が集合住宅に居住しており災害時は停電等に伴う中高層階居住者のごみ出し等に影響があることが想定されるほか、昼間人口が夜間人口の約 4倍で発災の時間帯によっては発災直後から帰宅困難者対応が必要なことも想定されます。また、区内には面積の広い空地が少なく、平坦で起伏のない土地がまとまって立地していないことから、災害廃棄物の仮置場の確保・設置は大きな課題です。加えて、事業系廃棄物（持込ごみ）が平時のごみ総排出量の約 6割を占めることから、発災後のごみの収集運搬・処理体制に支障が生じないよう、区では、事業系廃棄物の取扱いを含め、災害時の廃棄物処理に係る対応について、充実・強化を図ることが求められています。

災害時に発生する災害廃棄物は、種々の廃棄物が混合した処理しづらい性状のものが一時に大量に発生すること、人の健康又は生活環境に重大な影響を生じさせるおそれのあること、仮置場における火災発生のおそれがあること等があります。また、感染症発生等のおそれがあることから、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理しなければなりません。

こうしたことから、令和 2（2020）年度策定の「港区一般廃棄物処理基本計画」（第 3次）においては、「災害等への対応力の向上」のために優先的に取り組むものとして「災害廃棄物処理計画の策定」を掲げており、このたび、区では、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として、「港区災害廃棄物処理基本方針」（以下「本基本方針」いいます。）を策定します。

今後は、本基本方針をもとに災害廃棄物処理に係る関係主体との情報共有と教育・訓練を重ね、災害廃棄物処理の対応能力の向上を図ります。

1.2 基本方針の位置付け

本基本方針は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成28(2016)年1月、環境省)において、地方公共団体が策定するものとする災害廃棄物処理計画であり、「災害廃棄物対策指針」(平成30(2018)年3月改定、環境省)を踏まえ、「東京都災害廃棄物処理計画」(平成29(2017)年6月、東京都)、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」(平成27(2015)年3月、特別区清掃主管部長会)、「港区地域防災計画」(令和4(2022)年3月修正、港区防災会議)等の関連計画と整合を図りつつ、災害廃棄物等の処理に関する基本的な考え方や処理方法等を示すものです。

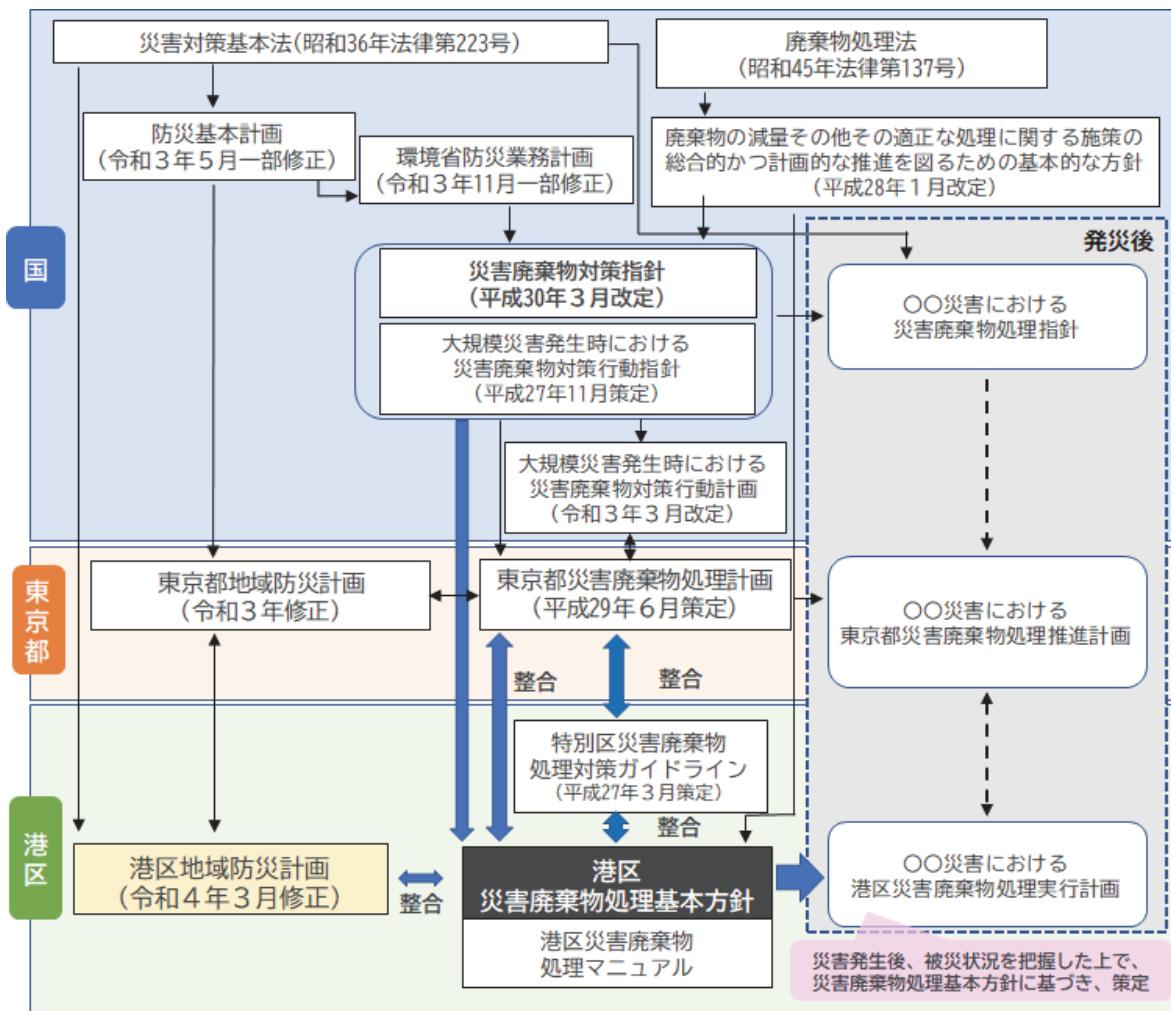


図 1-1 本基本方針の位置付け

● 発災後における港区災害廃棄物処理実行計画の策定

発災後、区は本基本方針に基づき初動対応を実施します。その後、災害の規模や被害状況等を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を推進します。

1.3 基本方針の対象

(1) 対象とする災害

本基本方針では、区の地域に係る震災や風水害など、災害対策基本法第2条第1号に定める災害を対象とし、当該災害が発生した際の廃棄物の処理について定めます。

「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24（2012）年、東京都防災会議）における被害想定に基づき、区内の災害廃棄物の発生量を試算すると、東京湾北部地震（マグニチュード7.3、冬18時、風速8m／秒）の場合で最大約112万トンにも上ると推計されます。本基本方針は、そのような膨大な量の災害廃棄物が発生する可能性のあることを前提に必要な対応を定めたものです。

また、区において想定される風水害について、「港区地域防災計画（風水害編）」では、洪水による浸水（荒川、古川）、大雨による浸水、高潮による浸水、その他竜巻による災害を想定しており、降雨量によっては河川堤防の決壊等により区内の一部地域に浸水被害が想定されていますが、水害については、地震と比較して被害地域が限定的であることから、本基本方針では地震災害時の発生量を最大とみなして対応を検討します。

表 1-1 被害の様相（東京湾北部地震）

| 人的被害 | | | | | |
|--------------|-------------|--------------------|--------------|-----------------|--|
| 死者 | 負傷者 | 滞留者 | 帰宅困難者 | 避難者 | |
| 200人 | 9,127人 | 1,052,177人 | 468,794人 | 51,313人 | |
| | | | | 避難所生活者 33,353人 | |
| | | | | 疎開者 17,959人 | |
| 建物被害 | | | | | |
| 全壊棟数 | | 半壊棟数 | 焼失棟数 | | |
| 2,150棟 | | 4,388棟 | 276棟 | | |
| ライフライン被害 | | | | | |
| 電力 | 通信 | ガス | 上水道 | 下水道 | |
| 停電率 23.4% | 不通率 1.9% | 供給停止率 77.5～100% | 断水率 44.5% | 管きょ被害率 28.0% | |

表 1-2 想定される災害廃棄物発生量（東京湾北部地震）

| 建 物 種 類 | 被 告 区 分 | 棟 数 (棟) | がれき 発生量 (t) | がれきの組成 | | | | |
|------------|------------|------------|-------------------|----------|--------|--------|--------|---------|
| | | | | コンクリートがら | 木くず | 金属くず | その他可燃 | その他不燃 |
| 木 造 | 全壊 | 1,527 | 90,233 | 42,860 | 18,407 | 1,263 | 3,429 | 24,273 |
| | 半壊 | 2,608 | 77,066 | 36,606 | 15,722 | 1,079 | 2,929 | 20,731 |
| | 焼失 | 275 | 6,240 | 3,672 | 318 | 106 | 62 | 2,082 |
| 非木造 | 全壊 | 623 | 387,796 | 330,344 | 1,941 | 27,173 | 3,494 | 24,844 |
| | 半壊 | 1,780 | 554,038 | 471,959 | 2,773 | 38,822 | 4,991 | 35,494 |
| 合 計 | | 6,812 | 1,115,373 | 885,442 | 39,161 | 68,443 | 14,905 | 107,423 |

※端数処理により、内訳の合計値と合計欄の数値が一致しない場合があります。

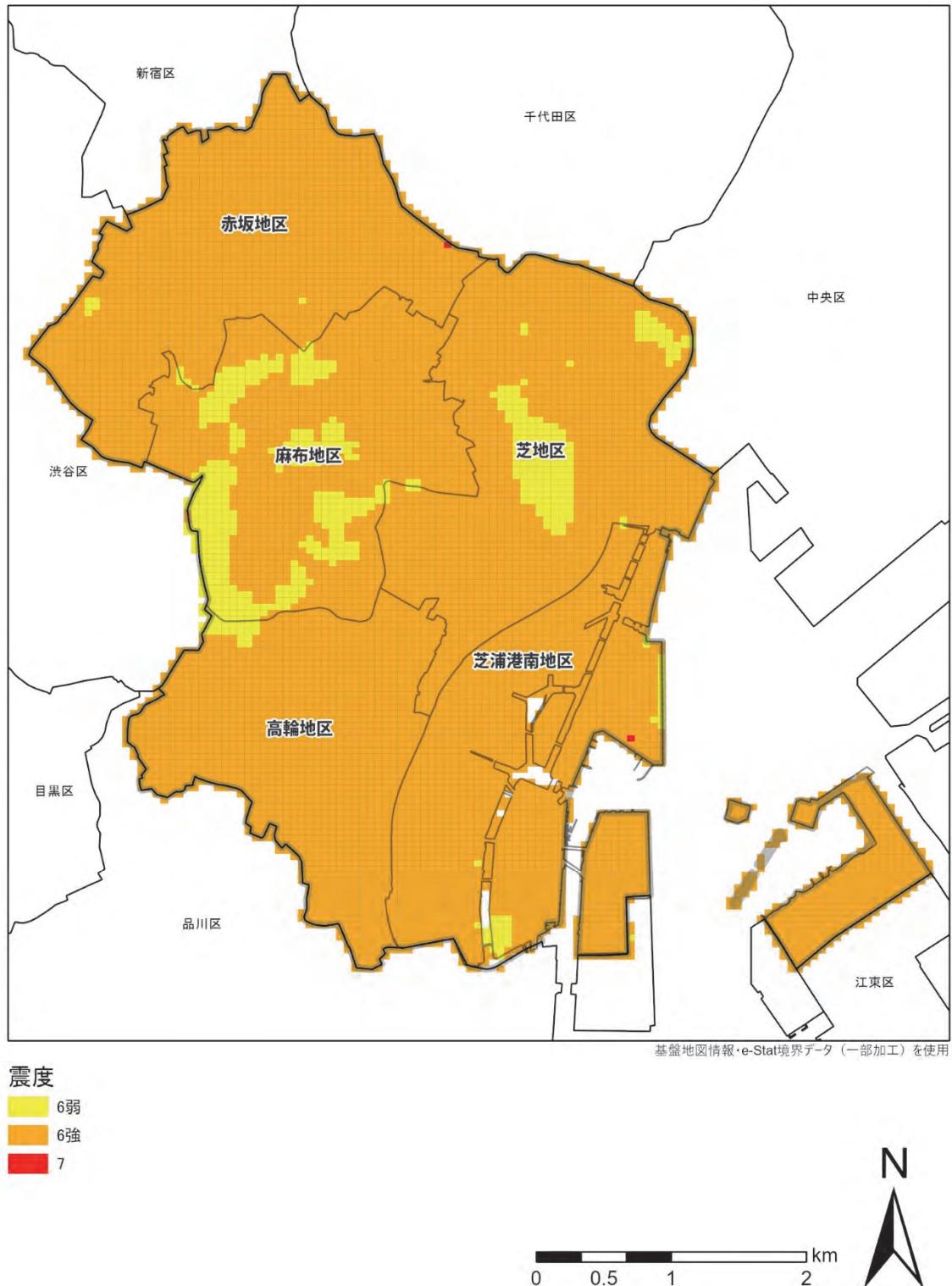
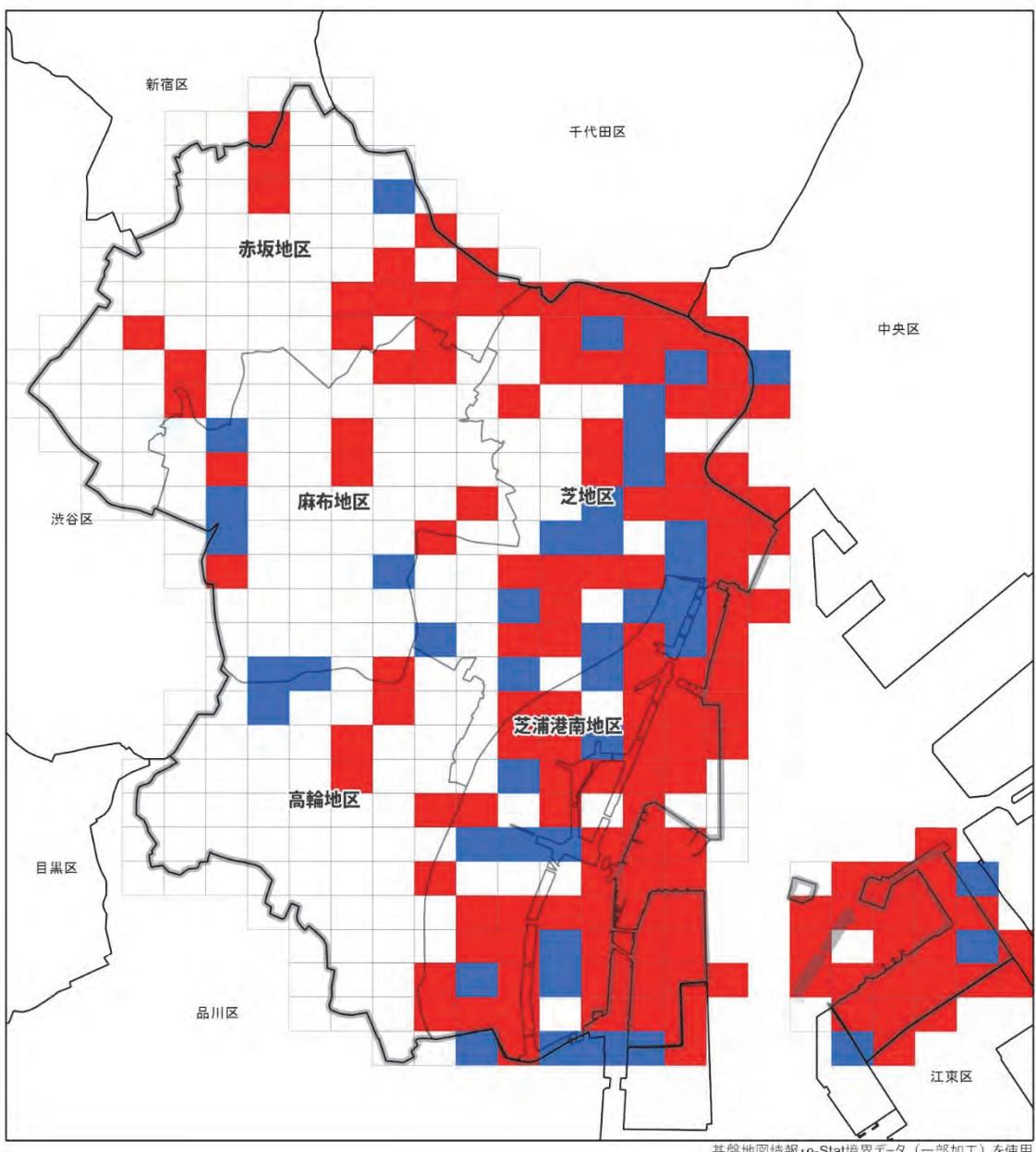


図 1-2 東京湾北部地震における被害想定（震度分布）



最大PL値

- PL=0 (液状化危険度は極めて低い)
- 0<PL≤5 (液状化危険度は低い)
- 5<PL (液状化危険度はやや高い又は高い)



図 1-3 東京湾北部地震における被害想定（液状化危険度分布）

(2) 対象とする廃棄物

災害時には、通常生活で家庭から排出されるごみ・資源及び事業活動に伴って排出される廃棄物の処理に加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿、区民が住居の片付けを行った際に排出される不要となった家財道具等（以下「片付けごみ」といいます。）、損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物（以下「撤去ごみ」といいます。）等の処理が必要となります。本基本方針で対象とする廃棄物及びその性状は表 1-3～表 1-6 に示すとおりです。

一般廃棄物のうち、災害廃棄物、家庭ごみ・資源については、本基本方針及び「港区一般廃棄物処理計画（基本計画・実施計画）」に基づき、区が主体となって適正処理します。

事業系一般廃棄物及び産業廃棄物については、原則、事業者の自己処理責任により適正処理を行うものとします。ただし、中小企業から排出された災害廃棄物で、家庭から排出された災害廃棄物と一体となって集積されたもの（住居と併設の事業所の撤去ごみを含みます。）及び区が独自に支援の対象とする小規模企業から発生したものについては、区が適正処理を行います。

なお、事業系一般廃棄物については、区による災害廃棄物の処理と並行して事業者による処理が行われるため、廃棄物処理施設等の体制に過大な負荷がかかることのないよう調整が必要であることなどから、本基本方針の対象とします。

また、火山噴火が発生すると大量の火山灰の発生が懸念されますが、火山灰は廃棄物処理法における廃棄物に該当しません。災害時、宅地等に降った火山灰については、土地所有者又は管理者が収集し、区が運搬します。宅地以外に降った火山灰については、各施設管理者が収集・運搬を行います。火山灰の処分については、国や東京都と連携して対応します。

●廃棄物処理法第 22 条の規定に基づく国庫補助の活用について

区が主体的に処理を行う災害廃棄物である「生活ごみ、避難所ごみ、し尿及び片付けごみ・撤去ごみ等」のうちの「し尿、片付けごみ・撤去ごみ等」については、廃棄物処理法第 22 条の規定に基づく国庫補助の対象となることから、当該補助制度を活用します。

表 1-3 本基本方針で対象とする廃棄物

| 災害時に発生する 廃棄物の種類 | 概要 | | | 処理の 主体 |
|--------------------|-----------------|---|--|-----------|
| 一般廃棄物 | 災害廃棄物 (※1) | 生活ごみ | ・被災した区民の排出する生活ごみ (通常生活で排出される生活ごみは除きます。) | 区 |
| | | 避難所ごみ | ・避難施設で排出される生活ごみ | 区 |
| | | し尿 | ・被災施設の仮設トイレ等からのし尿 | 区 |
| | 片付けごみ・ 撤去ごみ等 | <ul style="list-style-type: none"> ・損壊家屋等から排出される家財道具 (片付けごみ) ・損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物 (撤去ごみ) ・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ・中小企業から排出された災害廃棄物で、 家庭等から排出された災害廃棄物と一 体となって集積されたもの (住居を伴う個人商店の撤去ごみも含みます。) ・区が独自に支援の対象とする小規模企業 から排出された災害廃棄物 (*) ・その他、災害に起因する廃棄物 | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・通常生活で排出される生活ごみ・資源 | | |
| | 家庭ごみ・資源 (※2) | <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う廃棄物 (産業廃棄物を除きます。) ・災害に伴い事業所から排出される片付けごみ・撤去ごみ等 (上記の中小企業等から排出される災害廃棄物及び产 業廃棄物を除きます。) | 区 | |
| 事業系一般廃棄物 | | <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う廃棄物 ・災害に伴い事業所から排出される片付けごみ・撤去ごみ 等で産業廃棄物に当たるもの | 事業者 | |
| 産業廃棄物 | | <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う廃棄物 ・災害に伴い事業所から排出される片付けごみ・撤去ごみ 等で産業廃棄物に当たるもの | 事業者 | |



: 本基本方針で対象とする廃棄物



: 廃棄物処理法第22条に基づく国庫補助の対象 (*は除きます。)

(※1) 自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するもの(出典:「災害廃棄物対策指針(改定版)」(平成30(2018)年3月、環境省))

(※2) 家庭ごみ・資源は「1.4 災害廃棄物の処理方針」(13ページ)以降、生活ごみに含めるものとします。

表 1-4 廃棄物の種類・品目（被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物）

| 廃棄物の種類・品目 | 概要・特徴 | 写真 |
|-----------|--|---|
| し尿 | 発災後に設置した仮設トイレ等からのくみ取りし尿が発生します。 |  |
| 生活ごみ | 区民の生活に伴い発生するごみで被災の程度が小さかった地域からも普段どおりに発生します。 |  |
| 避難所ごみ | 開設した避難所から発生するごみで、支援物資の消費により発生するため、容器包装に係るものや衣類等が多く含まれます。 |  |

出典：「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）

表 1-5 片付けごみ・撤去ごみ等の種類・品目

| 廃棄物の種類・品目 | 概要・特徴 | 写真 |
|----------------|---|----|
| 可燃物/ 可燃系混合物 | 繊維類、紙、木くず・木材、プラスチック等が混在した可燃系の廃棄物です。可燃物の腐敗・発酵が進むと内部の温度が上昇し火災発生のおそれがあります。 | |
| 木くず/ 木材 | 柱・梁・壁材であり、リサイクル先に搬出するためには、釘・金具等の除去が必要です。火災防止措置を検討する必要があります。 | |
| 畳/布団 | 被災家屋から搬出される畳・布団であり、被害を受け、使用できなくなったものです。破碎機で処理するのに時間を要します。腐敗が進行すると悪臭を発します。 | |
| 不燃物/ 不燃系混合物 | 分別することができない細かなコンクリートや木くず・木材、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂等）、屋根瓦などが混在し、おむね不燃系の廃棄物です。 | |
| コンクリートがら等 | コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなどです。リサイクル先に搬出するためには、可燃物・鉄筋類の除去・破碎等が必要です。 | |
| 金属くず | 鉄骨や鉄筋、アルミ材など。スチール家具等が含まれます。 | |

| 廃棄物の種類・品目 | 概要・特徴 | 写真 |
|-----------------------|--|----|
| 廃家電等 (家電4品目や小型家電等) | 被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)や小型家電等で、災害により被害を受け使用できなくなったものです。 | |
| 腐敗性廃棄物 | 被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品などです。 | |
| 有害廃棄物/危険物 | 石綿含有廃棄物、P C B、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・C C A (クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物)・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等です。 | |
| 廃自動車等 | 自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車です。 | |
| その他、適正処理が困難な廃棄物 | ピアノ、マットレス等の地方公共団体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含みます)、漁網、石膏ボード、塩ビ管、廃船舶(災害により被害を受け使用できなくなった船舶)などです。 | |

※上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多いです。

出典：「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）

表 1-6 災害の種類に応じた廃棄物の性状

| 災害の種類 | 廃棄物の性状 | 写真 |
|-------|--|----|
| 地震 | <ul style="list-style-type: none"> ・片付けごみや撤去ごみが主となります。 ・比較的に性状がきれいな廃棄物が排出されます。 ・住民に対する広報や分別指導によって排出をコントロールできれば、比較的分別された状態で排出されます。 | |
| 風水害 | <ul style="list-style-type: none"> ・含水率が高く、土砂分を含む廃棄物が排出されます。 ・住民に対する広報や分別指導によって排出をコントロールできれば、比較的分別された状態で排出されます。 ・水分を含んだ畳、動かなくなった家電や自動車等が排出されます。 ・竜巻等の場合、さまざまな種類の廃棄物がミンチ状に混ざった混合廃棄物が多く発生します。 ・倒木被害等による生木（抜根木も含みます。）の割合が多いです。 | |
| 土砂災害 | <ul style="list-style-type: none"> ・含水率が高く、土砂分を含む廃棄物が排出されます。 ・洪水によりなぎ倒された根っこがついたままの樹木等が発生します。 | |
| 大規模火災 | <ul style="list-style-type: none"> ・焼け焦げた廃棄物が排出されます。 ・泥状にまみれた水分の多い廃棄物が排出されます。 | |
| 火山災害 | <ul style="list-style-type: none"> ・火山・有毒ガスにより腐食した自動車や家電等が排出されます。 ・灰にまみれた廃棄物等が排出されます。 ・岩石等により破損したものが排出されます。 | |

出典：「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）

「雲仙復興事務所 災害画像集」（国土交通省 九州地方整備局 雲仙復興事務所）

1.4 災害廃棄物の処理方針

災害時においても、できる限り平時に近い状態で廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するため、次の災害廃棄物の処理方針を踏まえ、具体的な取組を進めます。災害が発生した場合は、この処理方針に基づき、その災害の規模や特徴等を踏まえ、速やかに処理方針を定め、廃棄物の処理に当たっては、分別や感染症対策を徹底した上で実施します。

なお、災害廃棄物は本来、所有者財産であることから、処理を進める際は被災者の立場・心情に十分配慮します。

災害廃棄物の処理方針

処理方針1 適正かつ迅速な処理

区民の生活再建の早期実現を図るため、時々刻々変化する状況に対応しながら、迅速な処理を行います。区は、処理期間を定め、広域での処理が必要な場合は、東京都と協力して周辺や広域での処理を進めます。

処理方針2 リサイクルの推進

徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し、埋立処分量の削減を図ります。再資源化したものは復興資材として有効活用します。

処理方針3 環境に配慮した処理

災害時においても周辺環境に配慮し、適正処理を推進します。

また、災害廃棄物処理に要する期間は長期に及ぶ可能性もあるため、可能な限り、脱炭素に配慮した処理を推進します。

処理方針4 衛生的な処理

生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とします。災害廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を進めます。

処理方針5 安全作業の確保

住宅地での撤去等の作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底します。

処理方針6 経済性に配慮した処理

公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で最大の効果が見込める処理方法を選択します。

処理方針7 関係機関等との協力・連携

早期の復旧・復興を図るため、国、東京都、他区市町村、東京二十三区清掃一部事務組合、関連機関・関係団体、災害ボランティア等と協力・連携して処理を推進します。

1.5 各主体の役割

(1) 区の役割

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられるものであり、区が包括的な処理責任を負っています。区は、自区域内で発生した災害廃棄物について、収集・運搬を実施し、処理・処分まで一時的に保管するための仮置場の管理・運営を行います。中間処理については、東京二十三区清掃一部事務組合が管理するごみ処理施設や民間の処理施設を活用し、最終処分については、特別区及び東京都と連携して行います。

(2) 区民の役割

被災地域の区民は被災者であり、かつ廃棄物の排出者です。まずは自らの生命と安全な生活を確保することが第一ですが、災害廃棄物の適正な処理のためには、廃棄物の排出段階での分別の徹底などの役割を果たすことが求められます。

また、平時から災害廃棄物対策に関して区が広報する内容を収集し、自助の観点から自然災害に備えることも求められます。

(3) 排出事業者の役割

排出事業者は、事業場から排出される廃棄物の処理を行うとともに、区が実施する災害廃棄物処理に協力する必要があります。発災後は腐敗性のあるごみ（生ごみ等）の収集運搬・適正処理を優先する必要があるものの、平時と同様の収集運搬体制が構築できないことも想定され、発災後の状況を踏まえ、必要に応じて、事業系廃棄物（持込ごみ）については、腐敗性のあるごみ（生ごみ等）を除いた排出抑制や一時的な保管に関する要請に協力することが求められます。

(4) 東京二十三区清掃一部事務組合の役割

東京二十三区清掃一部事務組合は、各区で発生した災害廃棄物のうち、可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの破碎・選別処理、粗大ごみの破碎処理等の中間処理を行います。

また、くみ取りし尿と浄化槽汚泥の処理（下水道投入等）を行います。

※「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」及び「東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画」より

(5) 東京二十三区清掃協議会の役割

東京二十三区清掃協議会は、特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合の事務のうち、廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務について、連絡調整、管理、執行を行います。

※「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」及び「東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画」より

(6) 特別区災害廃棄物処理対策本部の役割

各区が自区域内で発生した廃棄物を単独で処理しきれない場合など、必要に応じて、特別区・東京二十三区清掃一部事務組合・東京二十三区清掃協議会で構成する臨時の組織（以下「特別区災害廃棄物処理対策本部」といいます。）を設置する予定であり、二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一次保管場所などを共同で設置し、地域が一体となって災害廃棄物を処理します。

※「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」より

(7) 東京都の役割

東京都は、処理主体である区が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や他道府県への広域処理の要請等の各種調整を行います。

また、災害により甚大な被害を受けて区の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合など、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づく事務委託を受けて、区に代わって東京都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことがあります。

※「東京都災害廃棄物処理計画」より

(8) 国（環境省）の役割

国（環境省）は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援制度（人材バンク）等をはじめとした被災自治体への支援の枠組みを整備・構築するとともに、発災後は必要に応じて環境省職員の現地派遣や東京都を通じた技術的助言を行うなど、処理主体である区が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう支援します。併せて、大規模災害発生時における特例措置の検討、処理事業費の概算の考え方、財政措置の事務手続の簡素化、速やかな交付等、制度面・財政面からも必要な支援を実施します。

また、地方自治体において災害廃棄物処理の対応が困難な場合には、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 86 条の 5 の規定に基づく区市町村からの要請を受けて、代行の要否を確認した上で、国による代行処理が行われることがあります。

※「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」、「災害廃棄物対策指針（改定版）」及び「東京都災害廃棄物処理計画」より

(9) 協力協定事業者等の役割

協力協定事業者等は、区と締結した協定内容に基づき、災害廃棄物処理に必要な重機・資機材等の確保・調達に係る支援や区の災害時の廃棄物処理対応に協力する必要があります。

また、廃棄物処理の知見、能力を有する事業者は、東京都及び特別区が実施する災害廃棄物処理に対して協力するなど、その知見及び能力を活かした役割を果たすよう努める必要があります。

(10) 災害ボランティア・災害ボランティア団体等の役割

災害ボランティアは区と連携し、被災家屋の後片付け等の被災者支援を行います。災害廃棄物の適正な処理のためには、後片付けの際に発生する災害廃棄物の排出段階での分別の徹底などの役割を果たすよう努めます。

災害規模が大きい場合など、長期的な対応が必要な事項については、早期から災害ボランティア団体等を交えて協議し、処理の目標、方針、相互の役割について認識を共有しながら活動します。

1.6 処理目標期間の設定

(1) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿

災害時は、まず生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬・処理を優先します。発災後、廃棄物処理体制に係る支障を確認し、支障がある場合はそれを除去し、速やかに生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集・処理を再開します。

(2) 片付けごみ・撤去ごみ等

早期の復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理は可能な限り早期の完了を目指します。

腐敗性の廃棄物は初動期において最優先で処理します。

木材、金属くず、コンクリートがら、廃家電、廃自動車は、排出され次第、仮置場の空きスペースを確保するためにも早急に処理先や復興事業先へ搬出して処理します。

処理目標期間は、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて適切に設定しますが、大規模災害においても、発災から3か月以内を目標に街中からの片付けごみの撤去完了、発災から2年以内を目標に損壊家屋等の撤去等の完了を目指し、仮置場からの廃棄物の撤去も含めた目標処理完了期間を、発災から3年以内とします。

なお、処理期間について国の指針が示された場合は、その期間との整合性を図り設定します。

1.7 災害時における廃棄物処理の全体像

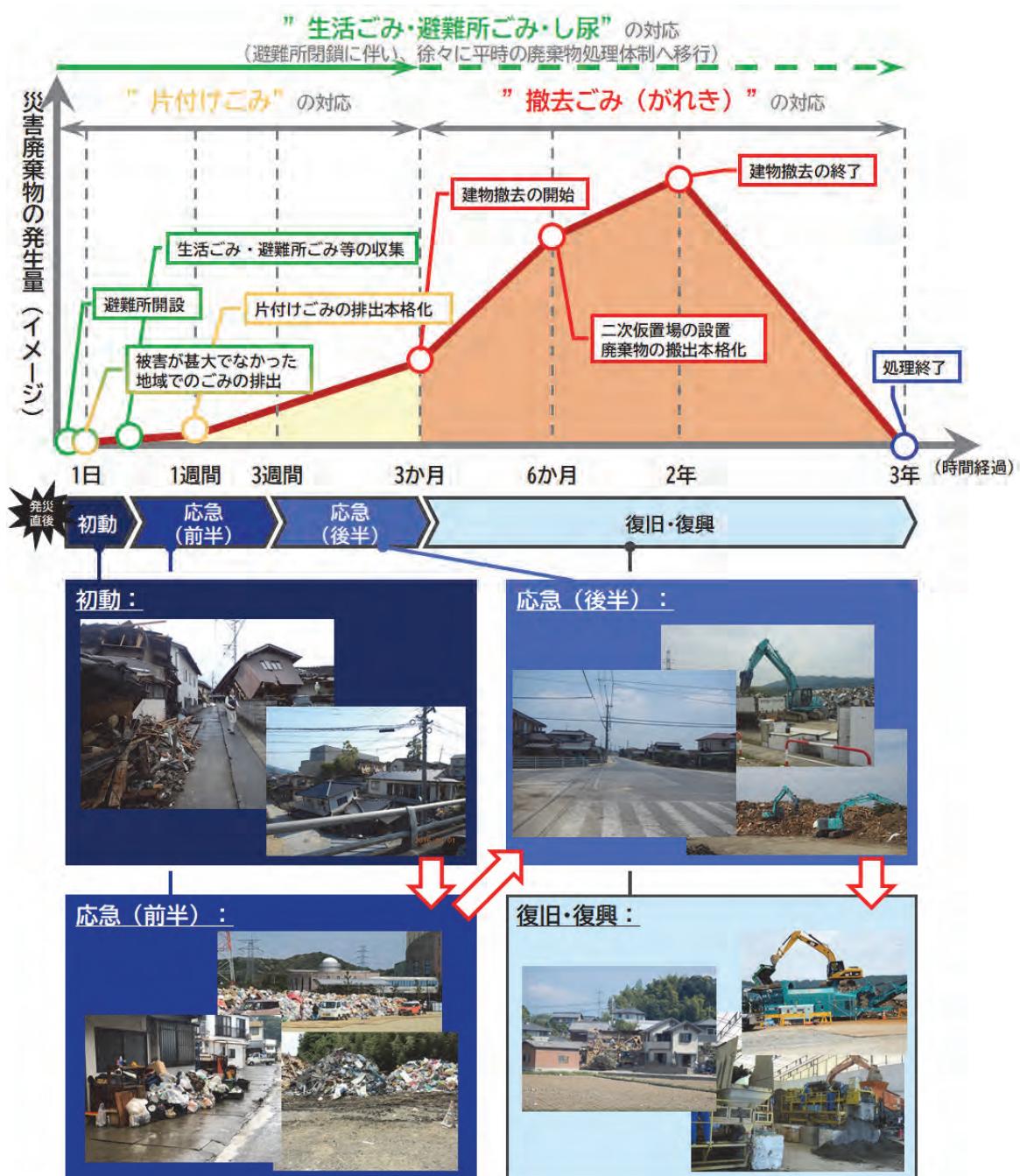
災害時の廃棄物処理の全体像（図 1-4）に示すとおり、発災直後から処理完了までの間に様々な対応が求められることから、安定的かつ着実に災害廃棄物処理対応に当たるためにも、発災後の時期区分に応じて、組織として適切に対応に当たります。

発災後、速やかに生活ごみ・避難所ごみの収集運搬・処理を開始し、し尿の処理を行います。道路障害物の撤去先として応急仮置場を確保するとともに、地区仮置場・一次仮置場を確保し、各家庭等から排出される片付けごみ等を原則、地区仮置場に排出してもらい、区が一次仮置場に運搬して適切に処理を行います。

表 1-7 発災後の時期区分と特徴

| 時期区分 | 時期区分の特徴 |
|--------------|---|
| 初動期 | 人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う時期) |
| 応急対応 (前半) | 避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害時の廃棄物を処理する期間) |
| 応急対応 (後半) | 人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物等の本格的な処理に向けた準備を行う期間) |
| 復旧・復興 | 避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務が進み、災害廃棄物等を本格的に処理する期間) |

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30（2018）年 3 月、環境省）



出典：「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）

図 1-4 災害時の廃棄物処理の全体像

表 1-8 発災後の時期区分に応じた対応のポイント

| 時期 | 対応のポイント |
|--------------|--|
| 初動期 | <ul style="list-style-type: none"> □ 安全及び組織体制の確保 通信手段の確保、安否情報・収集状況の確認、災害時組織体制への移行 □ 被害情報の収集・当面の処理の見通しに係る判断 被害状況収集、発生量推計に向けた情報収集、被災状況に応じた支援要請 □ 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保 収集運搬体制の確保、住民・災害ボランティアへの周知、収集運搬の実施 □ 災害廃棄物の処理体制の確保 仮置場の確保、災害廃棄物の回収方法の検討、収集運搬車両・資機材・人材の確保、住民・災害ボランティアへの周知、仮置場の設置・管理・運営 |
| 応急対応 (前半) | <ul style="list-style-type: none"> □ 繼続的な一般廃棄物処理体制の確保 継続的な処理体制への移行、一般廃棄物処理の継続、災害廃棄物処理実施方針の検討 □ 災害廃棄物の適正処理及び仮置場の適切な管理 把握できる情報を基にした災害廃棄物発生量の推計、災害廃棄物の継続的な回収・適正処理、設置した仮置場での日々の適切な管理・運営（分別仮置き、混廃防止措置、環境汚染対策、労働安全管理等） □ 災害廃棄物処理事業費の確保及び各種契約事務 補正予算の編成、災害等廃棄物処理事業費補助金の申請、災害報告書の作成、適正な契約事務対応、支出管理 □ （必要に応じ）庁内体制の補強 人員補填・補強、プロジェクトチームの編成 |
| 応急対応 (後半) | <ul style="list-style-type: none"> □ 災害廃棄物処理実行計画の作成 災害廃棄物発生量の推計（見直し）、処理フローの精査、処理期間及び処理スケジュールの検討 □ 損壊家屋等の撤去等に係る体制構築 技術職（土木・建築）や税務担当等も含めた庁内体制整備、対象案件の選定、要綱・様式等の作成、発注準備、住民等への周知、申請窓口の設置 □ 処理ルートの整備 特別区が共同で設置する二次仮置場への災害廃棄物の搬入、処理施設での適正処理、搬出先の拡大 |
| 復旧・復興 | <ul style="list-style-type: none"> □ 災害査定対応に向けた準備（※） 査定資料の作り込み、事前調整（日程調整、必要資料確認等） □ 災害廃棄物処理事業の進捗管理 全体管理（撤去進捗、処理進捗等） |

出典：「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」（令和3（2021）年3月改訂、環境省）、「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成30（2018）年3月、環境省東北地方環境事務所 関東地方環境事務所）、「東京都災害廃棄物処理計画」（平成29（2017）年6月、東京都）を参考に作成

※ 一般に12月末までに災害査定を終えるため、災害発生時期により前倒しも想定されます。

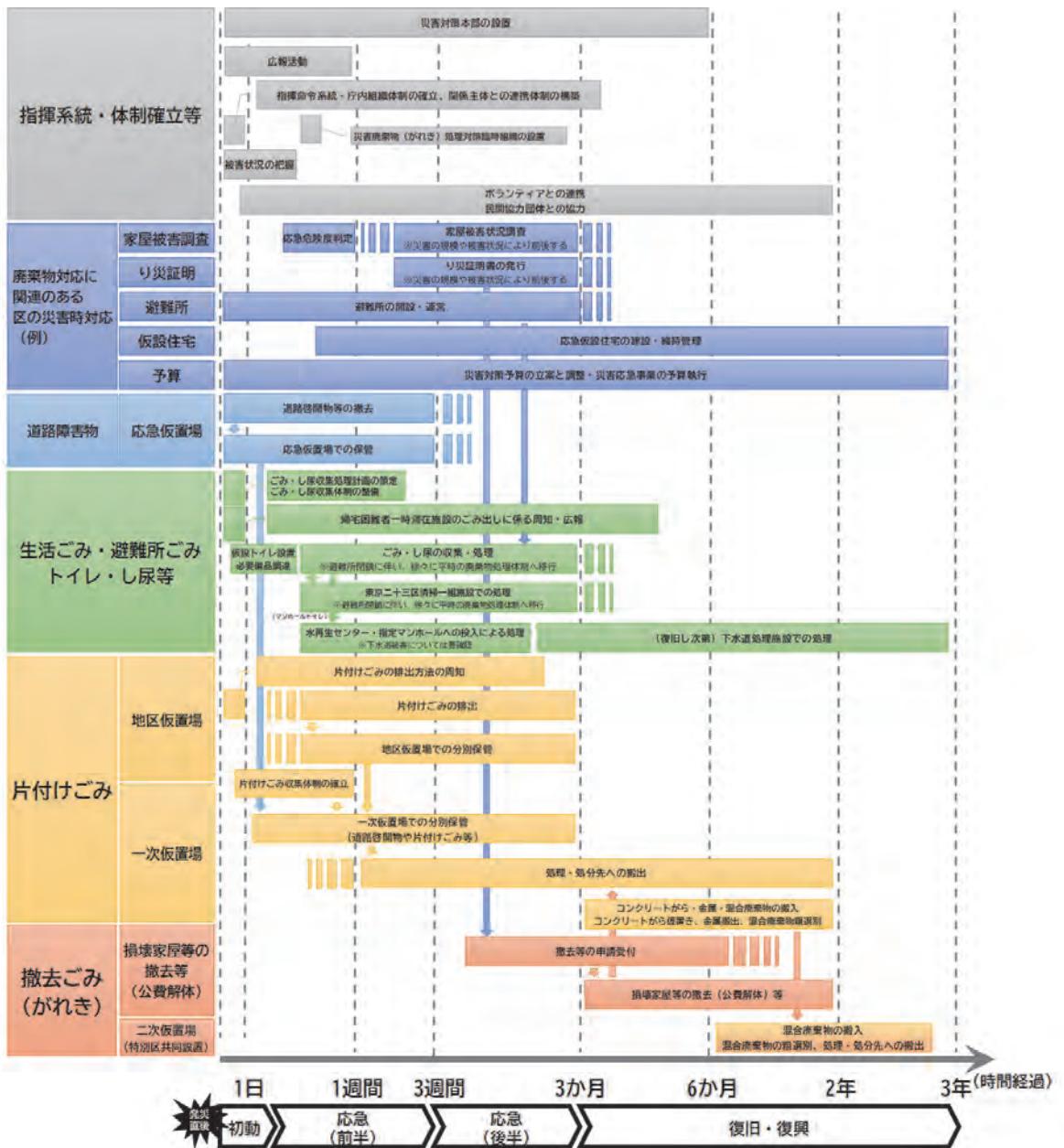


図 1-5 災害時の廃棄物処理の全体スケジュール

1.8 災害時における廃棄物処理の流れ

(1) 生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ

災害時においても公衆衛生の確保・生活環境の保全のため、区職員・雇用業者等の安否、東京二十三区清掃一部事務組合施設や東京都施設の被害状況等を確認した上で、清掃事業を継続します。表 1-9 に生活ごみ及び避難所ごみの処理に係る各主体の役割を示します。

表 1-9 生活ごみ及び避難所ごみの処理に係る各主体の役割

| 主体 | 役割 |
|----------------|--|
| 区 | ・被災地における生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬を担います。 |
| 東京二十三区清掃一部事務組合 | ・清掃工場等、東京二十三区清掃一部事務組合施設へ搬入される生活ごみ及び避難所ごみを適正に処理します。 |
| 東京都 | ・東京二十三区清掃一部事務組合施設等から生じる焼却残さや不燃残さの最終処分を行います。 |

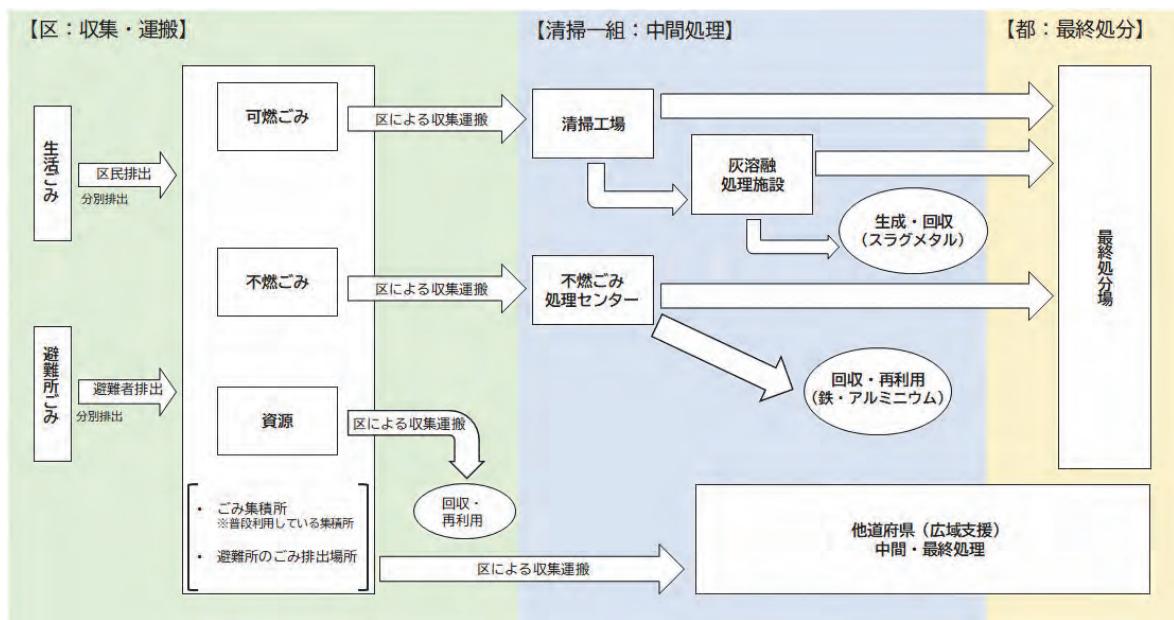


図 1-6 生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ

(2) し尿の処理の流れ

区の下水道普及率は、100%で発災後にバキューム車を確保することが困難であること、携帯トイレ等により排出しても、し尿のほとんどは水分のため、東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場で安定的に処理するには限界があること、東京都の最終処分場には、未処理の廃棄物は持込ができないこと等を踏まえ、し尿処理はマンホールトイレ等による下水道処理を優先します。

表 1-10 し尿の処理に係る各主体の役割

| 主体 | 役割 |
|---------------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> 下水道処理を優先するものの、設置した仮設トイレ等でし尿のくみ取り・収集運搬が必要となった場合、くみ取りし尿は下水道施設（水再生センター及び主要管きょの指定マンホール）や東京二十三区清掃一部事務組合のし尿処理施設へ投入又は搬入します。 家庭や避難所等から携帯トイレ等が排出された場合、携帯トイレ等は東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場に搬入します。 |
| 東京二十三区 清掃一部事務組合 | <ul style="list-style-type: none"> し尿処理施設でし尿の処理を行います。 清掃工場で携帯トイレ等を焼却処理します。 |
| 東京都 | <ul style="list-style-type: none"> 水再生センターでし尿の処理を行います。 東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場から生じる焼却残さの最終処分を行います。 |
| 協力協定事業者 (委託民間業者) | <ul style="list-style-type: none"> 区から要請を受けた場合、協力協定事業者はし尿・トイレ用水の収集運搬を行います。 区から要請を受けた場合、協力協定事業者はし尿の処理を行います。 |

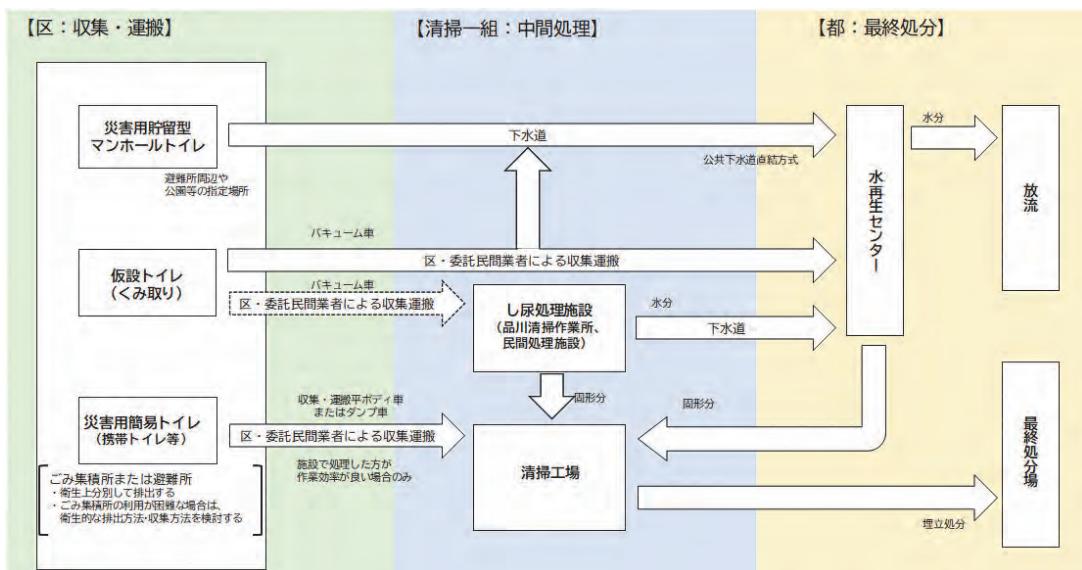


図 1-7 し尿の処理の流れ

(3) 片付けごみ・撤去ごみ等の処理の流れ

緊急道路障害物除去作業に伴い生じた道路障害物、区民が自宅の片付けを行った際に排出される片付けごみ、損壊家屋の撤去等に伴い生じた撤去ごみは、処理先への搬出までの間、区が設置する応急仮置場・地区仮置場・一次仮置場で分別した上で一時的に保管します。

災害の規模や被害状況等を踏まえ、必要に応じて二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所を設置し、一次仮置場から搬入される廃棄物を破碎・選別し、資源化や焼却処理等を行います。再資源化できない廃棄物は最終処分します。

表 1-11 片付けごみ・撤去ごみ等の処理に係る各主体の役割

| 主体 | 役割 |
|------------------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ・人命救助や道路啓開のために撤去した道路障害物を、応急仮置場に搬入し、一時的に保管します。 ・応急仮置場や地区仮置場で保管された道路障害物や片付けごみを一次仮置場に搬入し、処理先への搬出までの間、一時的に保管します。 ・損壊家屋の撤去等に伴い生じた撤去ごみを一次仮置場に搬入し、一時的に保管します。 ・一次仮置場に保管していた片付けごみ・撤去ごみ等を処理方法に応じて選別した上で、二次仮置場、処理施設等に搬入します。 |
| 特別区 災害廃棄物 処理対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所を設置し、一次仮置場から搬入される廃棄物の破碎・選別を行い、資源化や焼却処理等を行います。 |
| 東京二十三区 清掃一部事務組合 | <ul style="list-style-type: none"> ・一次仮置場から搬入される廃棄物のうち、東京二十三区清掃一部事務組合施設で処理可能なものについて適正に処理を行います。 |
| 東京都 | <ul style="list-style-type: none"> ・東京二十三区清掃一部事務組合施設等から生じる焼却残さや不燃残さの最終処分を行います。 ・二次仮置場で処理された廃棄物のうち、再資源化できない廃棄物の最終処分を行います。 |
| 協力協定事業者 (委託民間業者) | <ul style="list-style-type: none"> ・区から要請を受けた場合、協力協定事業者は災害廃棄物の収集運搬を行います。 ・区から要請を受けた場合、協力協定事業者は災害廃棄物の処理を行います。 |

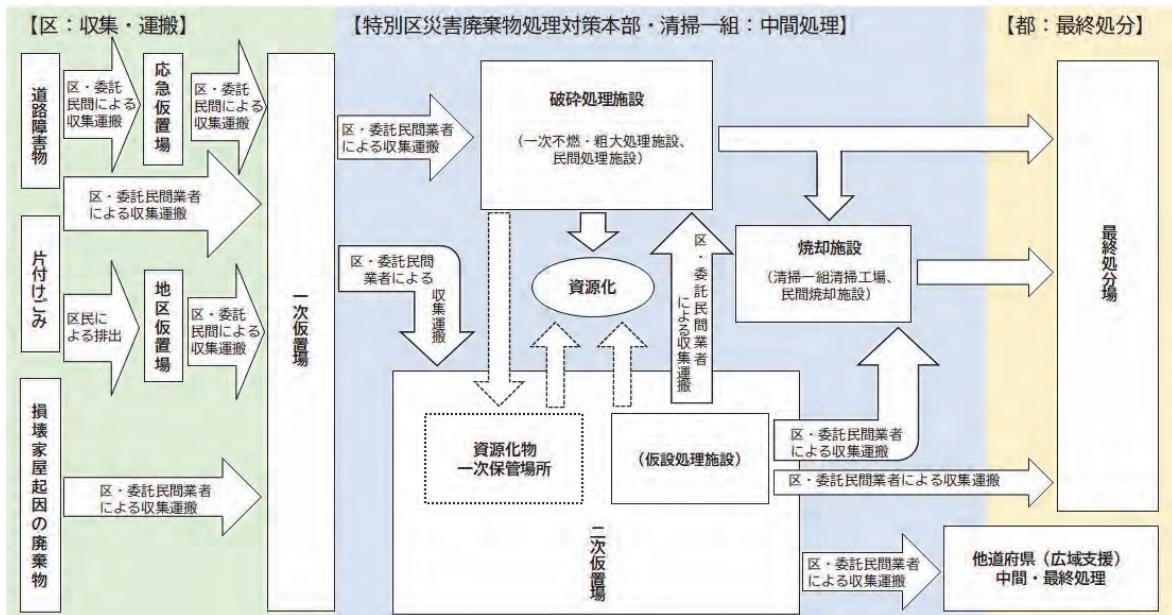


図 1-8 片付けごみ・撤去ごみ等の処理の流れ

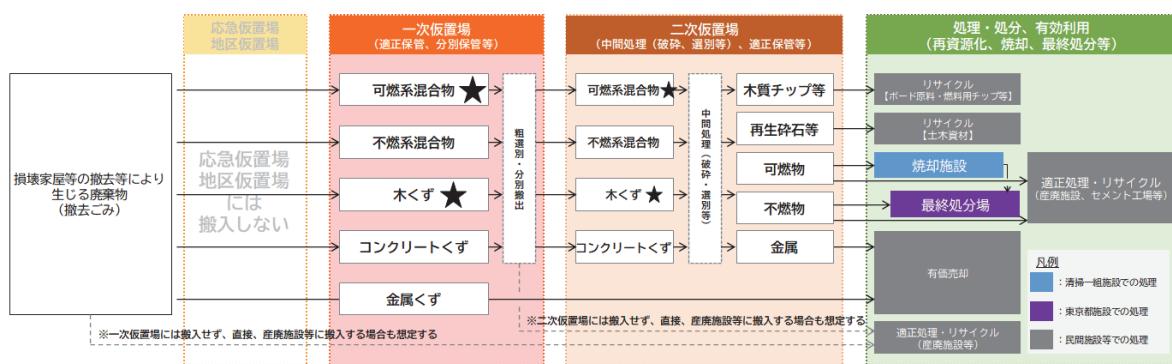
片付けごみ・撤去ごみ等処理は時間経過に応じて、対応に注力する廃棄物の種類・量が異なることから、片付けごみ・撤去ごみ等の処理フローは発災後の時期区分に応じて作成します。

発災初動期から応急対応（後半）までは、住居の片付けを行った際に排出される片付けごみの対応に注力します。区の地域特性を踏まえると、一定面積以上の一次仮置場の複数設置は困難であることから、設置した一次仮置場の保管面積を常に確保・維持できるよう、排出段階での分別区分を明確化するほか、ごみの種類ごとに処理方法・処理先候補を定める等の対策を講じます。

復旧・復興期以降は、損壊家屋等の撤去等に伴い発生する廃棄物への対応が中心となり、一次仮置場への搬入量も増えることから、応急対応（後半）までと同様、一次仮置場の保管面積を常に確保・維持できるよう、撤去現場において分別を徹底するほか、廃棄物の種類ごとに処理方法・処理先候補を定める等の対策を講じます。



★水害時は水分を含むため、保管に当たっては発火・発熱に留意するとともに、木くずは品質が低下しないうちに処理先への搬出が必要



★津波時は、災害廃棄物に塩分を含むため、既存の焼却施設への影響を軽減するため除塩等の処理が必要

図 1-9 片付けごみ・撤去ごみ等の分別・選別・減量化・再資源化の流れ

(上：発災初動期から応急対応（後半）まで、下：復旧・復興以降)

第2章 組織体制・情報共有

2.1 組織体制の確立

(1) 組織体制・指揮命令系統

災害廃棄物処理の適正かつ円滑・迅速な対応に当たっては、速やかな庁内組織体制の構築及び指揮命令系統の確立は必須であり、東京二十三区清掃一部事務組合や東京都をはじめとした各主体と連携するとともに、各々の担当が共通認識の下で日々の業務対応を行っていく必要があります。「東京都災害廃棄物処理計画」に示された各行政主体が持つべき機能を備えた組織体制、「港区地域防災計画」で規定された災対各部の分掌事務を踏まえ、災害時の組織体制を図 2-1 のとおりとします。

災害廃棄物処理の組織体制の主体は、災対みなどリサイクル清掃事務所とし、災対環境リサイクル支援部内及び災対各部からの応援職員により必要な人員を確保します。また、各種協定や他の支援の枠組み等も活用して、他自治体等からの人的支援も想定します。

なお、発災初動時においては、特に総括、指揮を担う意思決定部門は業務量の増加が想定されるため、二人以上の責任者体制をとれるよう調整を行います。災害廃棄物処理に必要な各班・担当の業務内容を表 2-1 に、災害廃棄物処理について関係他部と調整等が必要な事項を表 2-2 に示します。

水害の場合は局所的な被害となる場合が多く、被害のない地域では平時と同様の生活が営まれていることから、平時の業務と災害廃棄物処理業務を同時平行で進めることが必要です。小規模な水害等の場合は、平時の体制の延長で対応することも検討し、必要に応じて専門チームの構築を検討します。

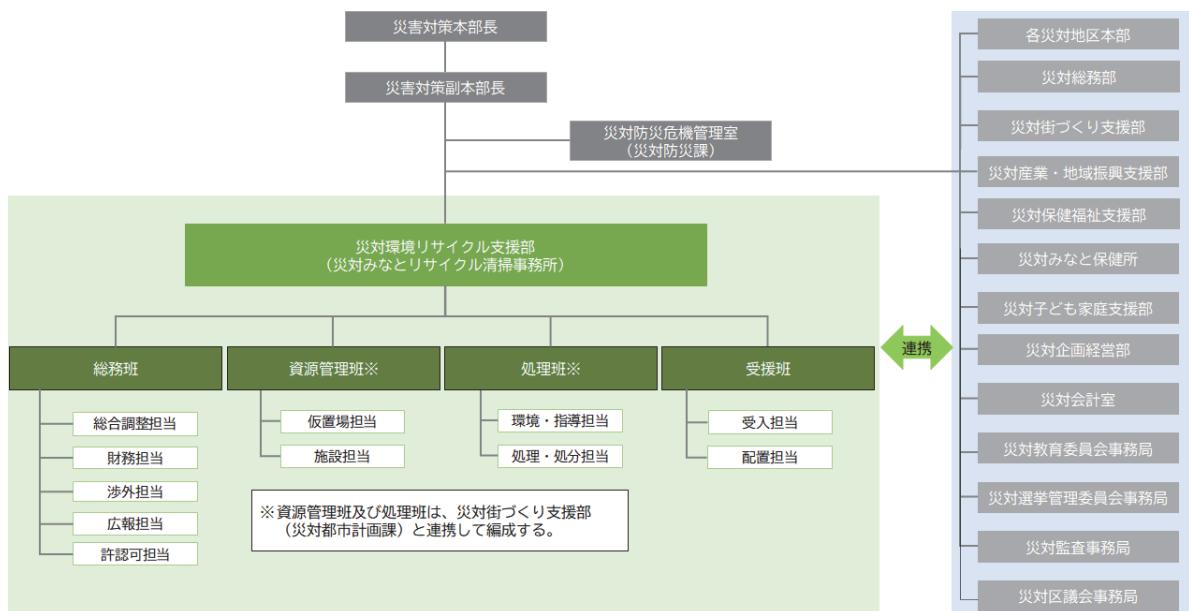


図 2-1 組織体制図

表 2-1 各班・担当の主な業務内容

| 班 | 担当 | 主な業務内容 |
|-------|---------|--|
| 総務班 | 総合調整担当 | 職員の参集状況の確認と配置の決定 |
| | | 指揮命令、総括及び調整会議の運営 |
| | | 災害対策本部、各班・担当との連絡調整 |
| | | 災害廃棄物処理実行計画の策定 |
| | | ・災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計 ・必要な仮置場の面積や施設の処理能力の把握 |
| | | 全般に関する進行管理 |
| | | その他業務 |
| | 財務担当 | 予算管理（要求、執行） |
| | | 業務の契約、業務の発注状況の管理 |
| | | 国庫補助のための災害報告書の作成 |
| | 涉外担当 | 関係行政機関との連絡調整、協議、情報提供 |
| | | 民間事業者との連絡調整、協議、情報提供 |
| | 広報担当 | 区民等への災害廃棄物処理に関する広報 |
| | | 区民等からの問合せ、苦情への対応 |
| | | パブリシティ |
| | 許認可担当 | 処理業の許可及び施設の許可 |
| 資源管理班 | 仮置場担当 | 一次仮置場の確保・設置・運営 |
| | 施設担当 | 処理施設の被害情報の把握 |
| | | 処理施設の復旧 |
| | | 被災施設の代替処理施設の確保 |
| | | 必要資機材の管理・確保 |
| 処理班 | 処理・処分担当 | 収集車両の被災状況の把握 |
| | | 避難所ごみの収集運搬、処理 |
| | | し尿の収集運搬、処理 |
| | | 道路啓開に伴う廃棄物対応 |
| | | 公共施設の解体対応 |
| | | 家屋撤去対応（窓口業務、り災証明交付業務との連携、撤去現場立会） |
| | | 災害廃棄物の収集・運搬、処理 |
| | | 最終処分に関する調整 |
| | | 復興資材利用先に関する調整、選別後物の品質管理 |
| | 環境・指導担当 | 処理困難物の処理 |
| | | 処理に関する進行管理（処理済量、搬出予定量） |
| | | 民間事業者の指導 |
| | 受援班 | 不法投棄、不適正排出対策 |
| | | 仮置場における環境モニタリング |
| | 受入担当 | 支援の受入管理（学識経験者、他自治体、事業者団体等）、受援内容の記録 |
| | 配置担当 | 受け入れた支援の配置先管理、支援側と受援側のマッチング |

表 2-2 連携する災対他部と主な調整事項

| 班 | 連携する災対他部 | 主な調整事項 |
|-------|-----------------------------|---|
| 総務班 | 災対地区本部 (芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南) | <ul style="list-style-type: none"> ● 管内のり災證明書の交付 |
| | 災対台場地区対策室 | <ul style="list-style-type: none"> ● 管内のり災證明書の交付 |
| | 災対産業・地域振興支援部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 所管業務に関する災害情報及び応急対策対応措置状況の総括 |
| | 災対街づくり支援部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 道路、河川、橋、排水機場等の被害情報の集約及び道路等の障害物の除去等の計画づくり |
| | 災対地区本部 (芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南) | <ul style="list-style-type: none"> ● 土木に関する資機材及び労力の確保 |
| | 災対企画経営部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策予算に関すること。 ● 広報に関すること。 |
| | 災対防災危機管理室 | <ul style="list-style-type: none"> ● 各部の情報、連絡の調整及び災害対策の指示 |
| | 災対総務部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策に必要な物資及び資材の調達 ● 救援物資の輸送等の指揮・統括 |
| | 災対会計室 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策に必要な収支命令の審査、執行及び現金の支払に関すること。 |
| 資源管理班 | 災対区議会事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ● 区議会との連絡調整 |
| | 災対街づくり支援部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 応急仮設住宅用地の選定及び同住宅の設営 |
| 処理班 | 災対総務部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 応急住宅措置に関すること。 |
| | 災対地区本部 (芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南) | <ul style="list-style-type: none"> ● 管内の区民避難所（地域防災拠点）の開設及び管理運営 ● 管内避難所での救援物資の配給 |
| | 災対台場地区対策室 | <ul style="list-style-type: none"> ● 管内の区民避難所（地域防災拠点）の開設及び管理運営 |
| | 災対保健福祉支援部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 福祉避難所（高齢者施設等）の開設及び管理運営 |
| | 災対みなど保健所 | <ul style="list-style-type: none"> ● 防疫班の編成（災対保健予防課との協力） ● 医療救護所等の開設及び管理運営 ● 医療救護等に必要な医薬品及び資器材の確保 |
| | 災対子ども家庭支援部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 所管する災害時要配慮者に対する避難生活の支援 |
| | 災対街づくり支援部 | <ul style="list-style-type: none"> ● がれき処理の支援に関すること。 ● 応急仮設住宅の管理 ● 被災建築物応急危険度判定に関すること。 ● 被災住家の被害調査に関すること。 |
| | 災対企画経営部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 避難所等（応急仮設住宅を除く。）の応急整備 |
| | 災対教育委員会事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ● 避難所（ごみ、し尿）に関すること。 |
| 受援班 | 災対保健福祉支援部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 港区社会福祉協議会への災害ボランティアセンター設置の要請に関すること。 |
| | 災対総務部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国又は他の地方公共団体からの災害派遣職員に関すること。 |

(2) 情報収集・連絡

区は、表 2-3 に示す通信手段を活用し、関係他部局と連携して、災害廃棄物処理に当たって必要な情報を収集するとともに、庁内及び関係機関との連絡体制を構築します。

表 2-3 区の通信手段

| 機器 | 概要 | 区内部 への通信 | 関係機関 への通信 |
|----------------------------|---|-------------|--------------|
| 港区防災行政無線 | ・(同報系) 区有施設や民間の協力ビル等に設置してある無線設備 ・(移動系) 区内組織や防災関係機関との情報伝達を行うための無線設備 | ○ | ○ |
| 港区地域災害情報システム | ・災害時に区内の被害状況等を収集・集計するシステム | ○ | × |
| 東京都防災行政無線システム | ・東京都と区市町村間で情報伝達を行うための無線設備 | × | ○ |
| 東京都災害情報システム (DIS) | ・都民への情報発信や関係機関との情報共有のため、東京都が設置しているシステム | × | ○ |
| 災害時優先電話・ 災害時優先携帯電話 | ・通信規制の影響を受けない。区役所本庁舎や各地区総合支所、学校避難所、保健所等に配備 | ○ | ○ |
| 災害対策用内線電話 | ・内線電話のない区民避難所等に設置されている内線電話 | ○ | × |
| 衛星電話 | ・区役所本庁舎や各地区総合支所、保健所等に配備 | ○ | × |
| 全国瞬時警報システム (J-ALERT) | ・気象庁や内閣官房から送信される緊急情報が人工衛星を利用して地方公共団体に共有されるシステム | × | ○ |
| 緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) | ・総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用して、国と地方公共団体間で緊急情報の通信 (双方向) を行うもの | × | ○ |

出典：「港区地域防災計画 震災編」（令和4（2022）年3月修正、港区防災会議）を基に作成

表 2-4 収集が必要な情報

| 分類 | 収集が必要な情報 | 情報収集開始時期 | 担当 | 入手先 |
|------------|------------------------------------|----------|-----------------------------------|---------------------|
| し尿 | 避難所・医療救護所の開設場所、開設数 | 初動～ | 災対防災危機管理室、災対みなど保健所、各災対地区本部 | 避難所、帰宅困難者一時滞在施設 |
| | 避難所・医療救護所毎の避難者数 | 初動～ | 災対防災危機管理室、災対みなど保健所、各災対地区本部 | 避難所、帰宅困難者一時滞在施設 |
| | 一時滞在施設の開設状況の把握 | 初動～ | | |
| | 仮設トイレの設置場所、設置数、不足数 | 初動～ | 災対防災危機管理室、災対みなど保健所、各災対地区本部 | 避難所 帰宅困難者一時滞在施設 |
| | 道路の被災状況、道路啓開の状況、復旧の状況 | 初動～ | 災対街づくり支援部 | |
| | 下水道施設の被災状況 | 初動～ | 特別区災害廃棄物処理対策本部 | 東京都下水道局 |
| | し尿処理施設の被災状況、稼動可否、復旧見通し | 初動～ | 特別区災害廃棄物処理対策本部 | 東京二十三区清掃一部事務組合 |
| 生活ごみ・避難所ごみ | し尿収集必要量 | 初動～ | 災対環境リサイクル支援部 (災対みなどリサイクル清掃事務所) | |
| | し尿等収集運搬車両の被災状況と稼動台数 | 初動～ | 災対環境リサイクル支援部 (災対みなどリサイクル清掃事務所) | |
| | 避難所・医療救護所の開設場所、開設数、避難所・医療救護所毎の避難者数 | 初動～ | 災対防災危機管理室、災対みなど保健所、各災対地区本部 | 避難所、 帰宅困難者一時滞在施設 |
| | 一時滞在施設の開設状況の把握 | 初動～ | | |
| | 避難所ごみの発生量 | 初動～ | 災対環境リサイクル支援部 (災対みなどリサイクル清掃事務所) | 避難所、 帰宅困難者一時滞在施設 |
| | 道路の被災状況、道路啓開の状況、復旧の状況 | 初動～ | 災対街づくり支援部 | |

| 分類 | 収集が必要な情報 | 情報収集 開始時期 | 担当 | 入手先 |
|-----------------|--|--------------|---|----------------|
| 生活ごみ・ 避難所ごみ | ごみ収集運搬車両の被災状況と稼動台数 | 初動～ | 災対環境リサイクル支援部 (災対みなとリサイクル清掃事務所) | 雇上業者 |
| | ごみ集積所の状況 (ごみの排出状況) | 初動～ | 災対環境リサイクル支援部 (災対みなとリサイクル清掃事務所) | 雇上業者 |
| | 一般廃棄物処理施設の被災状況（被害箇所、被害の程度、被害箇所の写真等）と稼動可否、復旧見通し | 初動～ | 特別区災害廃棄物処理対策本部 | 東京二十三区清掃一部事務組合 |
| | 最終処分場の被災状況と稼動可否、復旧見通し | 初動～ | 特別区災害廃棄物処理対策本部 | 東京都環境局 |
| 片付けごみ・ 撤去ごみ等 | 道路の被災状況、道路啓開の状況、復旧の状況 | 初動～ | 災対街づくり支援部 | |
| | 建物の被災状況（全壊、半壊、焼失棟数） | 初動～ | 災対街づくり支援部、 災対環境リサイクル支援部 (災対みなとリサイクル清掃事務所) | |
| | 一般廃棄物処理施設の被災状況（被害箇所、被害の程度、被害箇所の写真等）と稼動可否、復旧見通し | 初動～ | 特別区災害廃棄物処理対策本部 | 東京二十三区清掃一部事務組合 |
| | 最終処分場の被災状況と稼動可否、復旧見通し | 初動～ | 特別区災害廃棄物処理対策本部 | 東京都環境局 |
| | 空地の被災状況、利用状況 | 初動～ | 災対環境リサイクル支援部 (災対みなとリサイクル清掃事務所) | |
| | 地区仮置場の設置状況 | 初動～ | 災対環境リサイクル支援部 (災対みなとリサイクル清掃事務所) | 委託事業者 |
| | 一次仮置場の情報 (設置場所、面積、逼迫状況等) | 初動～ | 災対環境リサイクル支援部 (災対みなとリサイクル清掃事務所) | 委託事業者 |
| | 重機、収集運搬車両等の状況 | 初動～ | 災対環境リサイクル支援部 (災対みなとリサイクル清掃事務所) | 委託事業者 |

| 分類 | 収集が必要な情報 | 情報収集開始時期 | 担当 | 入手先 |
|-------------|-----------------------------|----------|---|------------------|
| 片付けごみ・撤去ごみ等 | 建物の撤去等の状況 (撤去棟数、撤去済棟数) | 応急～ | 災対街づくり支援部、 災対環境リサイクル支援部 (災対みなとリサイクル清掃事務所) | |
| | 災害廃棄物の発生量、広域処理必要量 | 応急～ | 災対環境リサイクル支援部 (災対みなとリサイクル清掃事務所) | |
| | 一次仮置場の災害廃棄物の保管状況 | 応急～ | 災対環境リサイクル支援部 (災対みなとリサイクル清掃事務所) | 委託事業者 |
| | 一次仮置場からの災害廃棄物の搬出量、処理量 | 応急～ | 災対環境リサイクル支援部 (災対みなとリサイクル清掃事務所) | 委託事業者 |
| | り災証明書の発行状況 | 復旧～ | 各災対地区本部 | |
| | 二次仮置場の情報 (設置場所、面積、逼迫状況等) | 復旧～ | 特別区災害廃棄物処理対策本部 | 東京都環境局、 委託事業者 |
| | 二次仮置場の災害廃棄物の保管状況 | 復旧～ | 特別区災害廃棄物処理対策本部 | 東京都環境局、 委託事業者 |
| | 二次仮置場からの災害廃棄物の搬出量、処理量 | 復旧～ | 特別区災害廃棄物処理対策本部 | 東京都環境局、 委託事業者 |

出典：「港区地域防災計画 震災編」（令和4（2022）年3月修正、港区防災会議）、「港区災害対応マニュアル（改訂版）」（平成25（2013）年6月、港区）、「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30（2018）年3月、環境省）、「東京都災害廃棄物処理計画」（平成29（2017）年6月、東京都）、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」（平成27（2015）年3月、特別区清掃主管部長会）を基に作成

2.2 関係主体との協力・連携

発災時は、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理を進めるため、関係行政機関だけでなく区民・災害ボランティア・事業者等も含め、関係主体との協力・連携体制を速やかに構築します。

(1) 発災時の対応

国（環境本省、関東地方環境事務所）や東京都、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会等の関係行政機関や廃棄物処理事業者等の民間事業者団体等、各主体との協力・連携体制を構築し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を推進します。

なお、支援が必要な場合は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や関東ブロック協議会で策定した「大規模災害時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」等に基づき、広域的な連携体制を構築します。その他、警察、消防、自衛隊等とも連携して対応に当たります。

また、被災地における生活環境の保全、適正かつ迅速・円滑な災害時の廃棄物処理の推進のため、迅速かつ正確な情報伝達を通して、区民、災害ボランティア・災害ボランティア団体、事業者等との協力・連携体制を確立します。

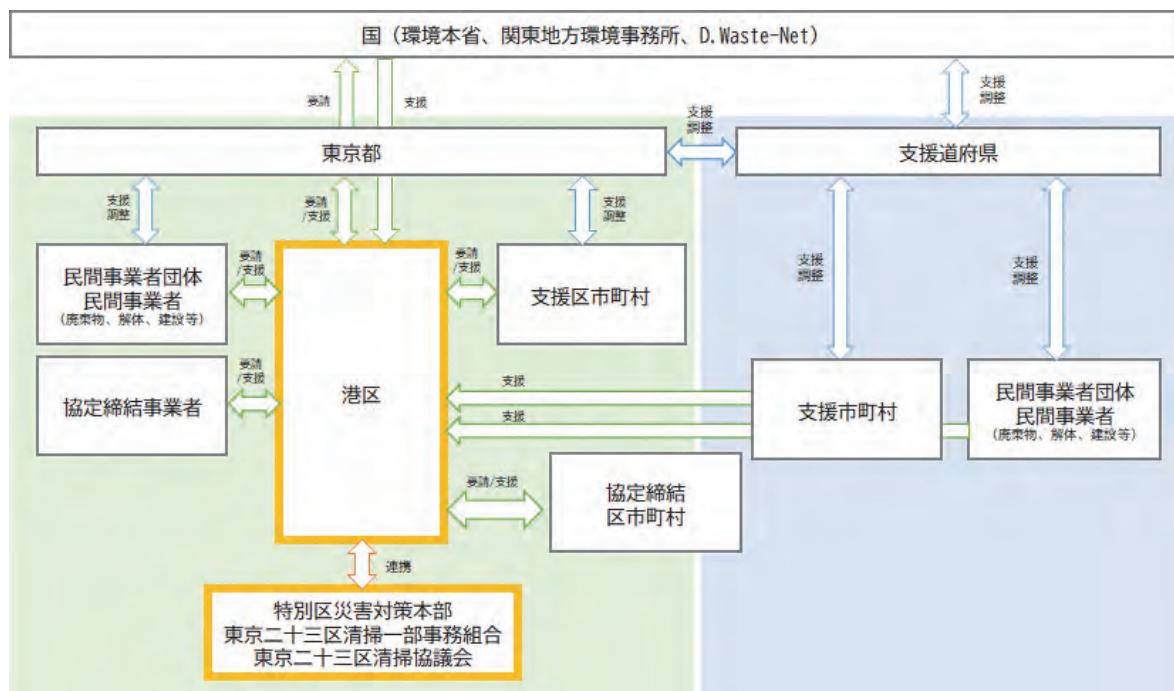


図 2-2 協力・連携体制図

表 2-5 各主体との協力・連携内容

| 連携主体 | 協力・連携内容、支援内容等 |
|-----------------------|--|
| 国 (環境本省、関東地方環境事務所) | <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net) や関東ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づく支援チームによる技術的な指導・助言 ・災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアルに基づく関係省庁、東京都、区との総合調整 ・災害対策基本法第 86 条の 5 に基づく代行処理 |
| 東京都 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理に関する技術的な指導・助言 ・災害廃棄物の最終処分の実施、し尿の下水道投入の許可 ・他道府県への広域処理の要請 ・地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づく事務委託による処理 |
| 特別区 特別区災害廃棄物処理対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別区の相互協力体制のもとでの災害廃棄物の共同処理 ・し尿収集・運搬に関する連携 |
| 東京二十三区清掃一部事務組合 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設における災害廃棄物の処理 ・くみ取りし尿と浄化槽汚泥の処理（下水道投入等） |
| 東京二十三区清掃協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の収集及び運搬に係る雇用車両の配車手配 |
| 支援市区町村 協定締結市区町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・協定に基づく行政人員に関する支援 ・協定に基づく必要資機材等の支援 ・災害廃棄物等の収集運搬・処理支援 |
| 民間事業者団体 民間事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要資機材等の支援 ・業務委託による災害廃棄物等の収集運搬・処理支援 |
| 警察 | <ul style="list-style-type: none"> ・遺失物法等の関連法令での手続 |
| 消防 | <ul style="list-style-type: none"> ・人命救助・行方不明者捜索のための道路上障害物等の撤去 |
| 自衛隊 | <ul style="list-style-type: none"> ・人命救助・行方不明者捜索のための道路上障害物等の撤去 ・道路啓開等のための道路上障害物等の撤去 ・災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアルに基づく住民の生活圏のうち、幹線道路、生活道路、その周辺等の社会活動に影響の大きい場所からの災害廃棄物の撤去 |

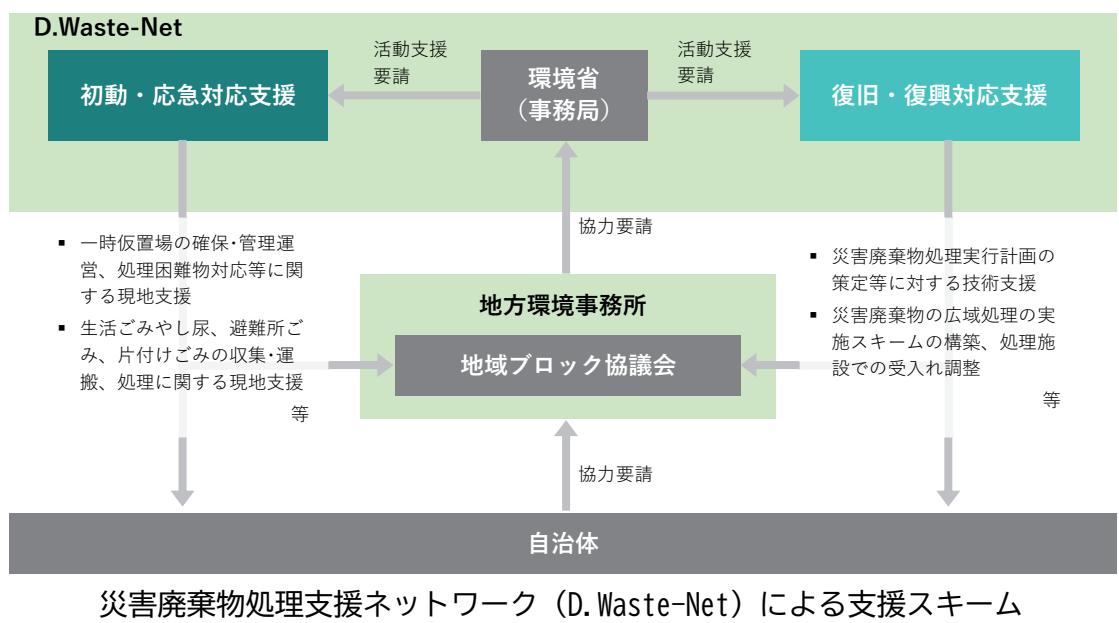
(2) 平時の対策

発災後、速やかに各主体との協力・連携体制を構築することができるよう、国や東京都が主催する研修・セミナー・会議等への参加、災害時の廃棄物対応に関する演習・訓練、その他定期的な情報交換等を行い、平時から連携体制を強化（顔の見える関係を構築）します。

コラム ▶ 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）とは

我が国の災害廃棄物対応力を向上させるため、環境大臣が災害廃棄物対策のエキスパートとして任命した有識者、技術者、業界団体等で構成される組織。地方公共団体における平時の備えと、発災後の災害廃棄物の処理を支援します。

| 災害時の機能・役割 | 平時の機能・役割 |
|---|--|
| 初動・応急対応 <ul style="list-style-type: none"> 専門家・技術者の派遣による処理体制の構築、片付けごみ等の排出・分別方法の周知、仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策等に関する現地支援 一般廃棄物関係団体による被災自治体へのごみ収集車や作業員の派遣等による収集運搬・処理に関する現地支援 | <ul style="list-style-type: none"> 自治体による災害廃棄物処理計画等の策定や人材育成、防災訓練等への支援 災害時の廃棄物対策に関するそれぞれの対応の記録・検証、知見の伝承 D.Waste-Net メンバー間での交流・情報交換等を通じた防災対応力の維持・向上 |
| 復旧・復興対応 <ul style="list-style-type: none"> 専門家・技術者による被災状況等の情報及び災害廃棄物量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定、中間処理・最終処分先の確保等に対する技術支援 関係団体等による災害廃棄物処理の管理・運営、広域処理の実施スキームの構築、施設での受け入れ調整等の処理等に係る支援 | |



コラム ▶ 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）について

近年は災害の激甚化が進み、被災した地方公共団体の対応能力を超える事態が多発しています。そのような中、平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨などの災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員が被災地を支援してきました。

災害廃棄物の収集運搬、仮置場管理運営、災害廃棄物処理の実行計画策定、損壊家屋の解体撤去など、被災自治体の目線できめ細かく支援を行い、被災地の復旧・復興に大きく貢献してきました。

本制度は、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する地方公共団体の人材を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、被災地方公共団体の災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援を行うことを目的に策定されたものです。

【災害廃棄物処理支援員による活動内容】

① 災害廃棄物処理の方針に係る助言・調整（想定される活動事例）

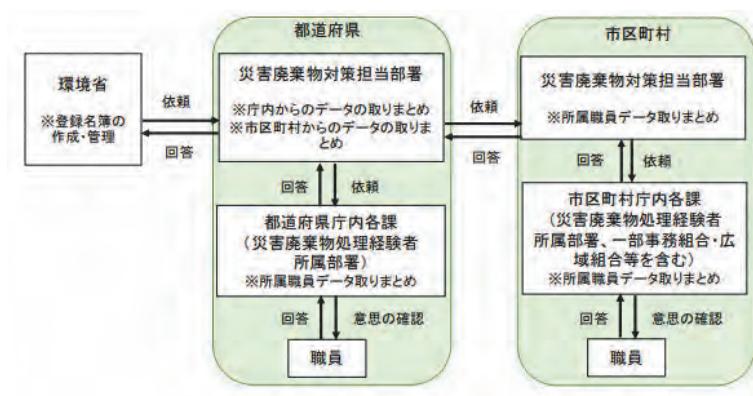
- 過去の経験に基づく災害廃棄物処理に係る業務内容や業務量、費用等について助言。被災地方公共団体が災害廃棄物処理を進めていくために必要な体制の整備に向けた情報を提供。
- 地方公共団体の自己の処理能力を超える量の災害廃棄物が発生した場合に、災害廃棄物の処理先の提案や調整に必要な手続に関する情報を提供。

② 災害廃棄物処理の個別課題の対応に係る助言・調整（想定される活動事例）

- 災害廃棄物発生状況の把握や仮置場管理について、過去の経験に基づく情報提供やアドバイス。
- 災害廃棄物等の分別の区分、住民や災害ボランティアへの広報に関するツールの提供やアドバイス。
- 災害廃棄物の収集運搬支援団体への業務の指示やスケジュール管理等の支援。
- 損壊家屋の解体撤去のスキームや留意点、必要な書類の作成に関するアドバイス。

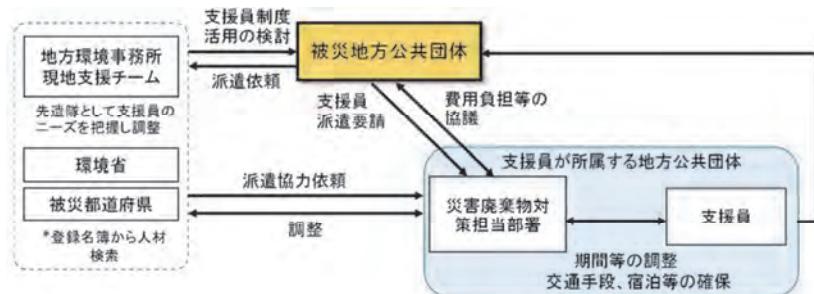
【災害廃棄物処理支援員の登録の流れ】

- 環境省は毎年、災害廃棄物処理支援員の推薦について、全国の地方公共団体へ依頼。
- 地方公共団体の推薦を受けた職員を災害廃棄物処理支援員として登録、名簿を作成。
- 環境省で作成した名簿は、都道府県とも共有。

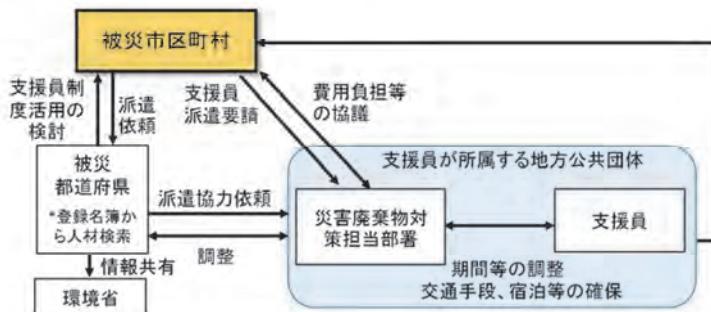


コラム ▶ 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）について（続き）

- 被災地方公共団体からの要請を基本に、環境省現地支援チームが災害廃棄物処理支援員の派遣の必要性について、被災地方公共団体と検討。都道府県、環境省において、災害廃棄物処理支援員のマッチング
- 都道府県が、その所管地域内の被災市区町村と災害廃棄物処理支援員の派遣の調整を行うことも可能



【図4 国等の現地支援チームを起点として制度を活用する場合の流れの例】



【図5 被災都道府県内で制度を活用する場合の流れの例】

【災害廃棄物処理支援員に対するサポート（研修・訓練）】

- 災害廃棄物処理支援員として登録された職員は、毎年、災害廃棄物処理に関する法制度や、国や民間事業者の取組等の最新動向を学ぶ研修を受講
- 全国の災害廃棄物処理支援員が集まり、支援の実績や課題及び今後の対応について共有。机上訓練等にも参加し、災害廃棄物処理に関する能力向上

- 災害廃棄物処理支援員の推薦に当たり、庁内で災害廃棄物処理の経験等を有する人材を確認するとともに、非常時のリーダーとなりうる人材の把握にもつながる。
- 災害廃棄物処理支援員が実際に活動をすることで、更なる経験を積み、派遣した地方公共団体にとっても災害廃棄物処理の能力向上が期待

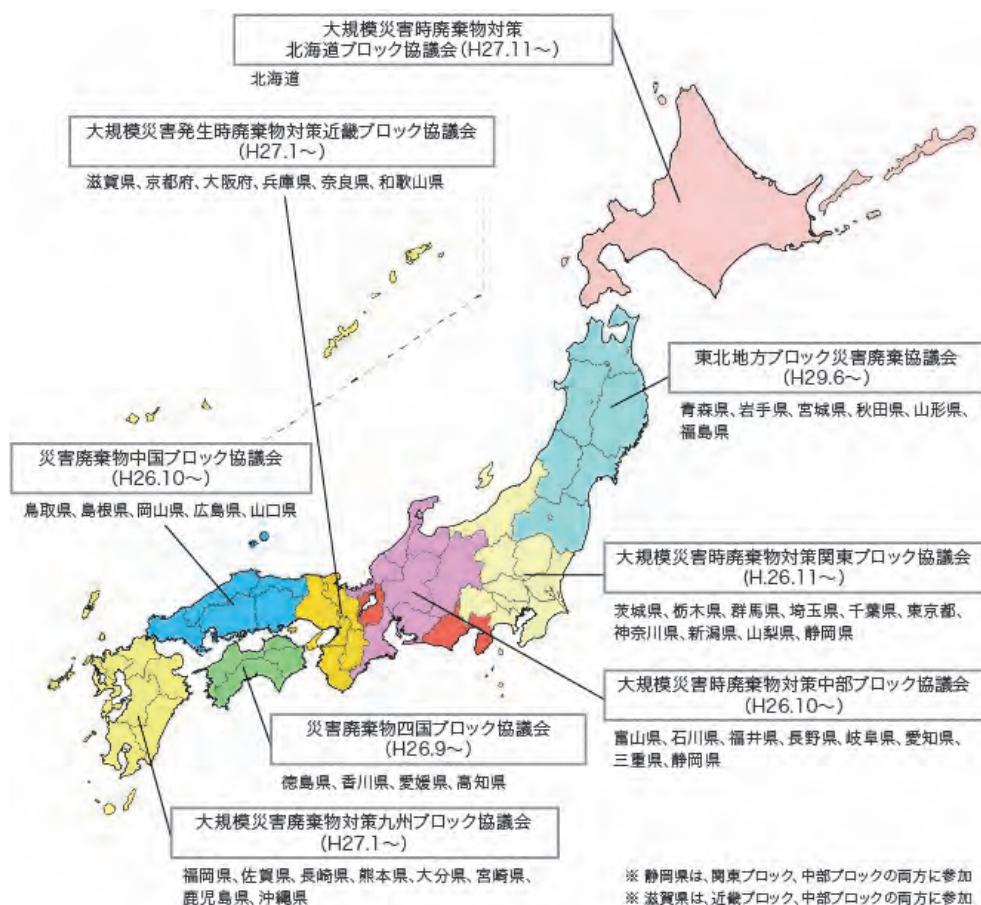
出典：「災害廃棄物処理支援員制度について【解説】」（令和3（2021）年5月、環境省 環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）

コラム ▶ 関東ブロック災害廃棄物対策行動計画とは

関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県）内において、行政のみならず民間事業者を含む地域ブロック内の関係者が連携・協力体制を構築し、災害廃棄物対策の課題を解決するための対応や都県域を越えた広域的な連携のあり方をまとめた計画であり、環境省関東地方環境事務所が事務局を担う「大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会」が策定した計画です。

「大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会」とは、環境省関東地方環境事務所が管轄する10都県を対象に、災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携について検討するために設置した協議会です。

環境省では、全国を8ブロック（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州）に区分し、それぞれ地域ブロック協議会を設置し、大規模災害時廃棄物対策行動計画の策定を進め、平成30（2018）年3月末時点で全8ブロックにおいて行動計画の策定が完了しました。



環境省によるブロック割

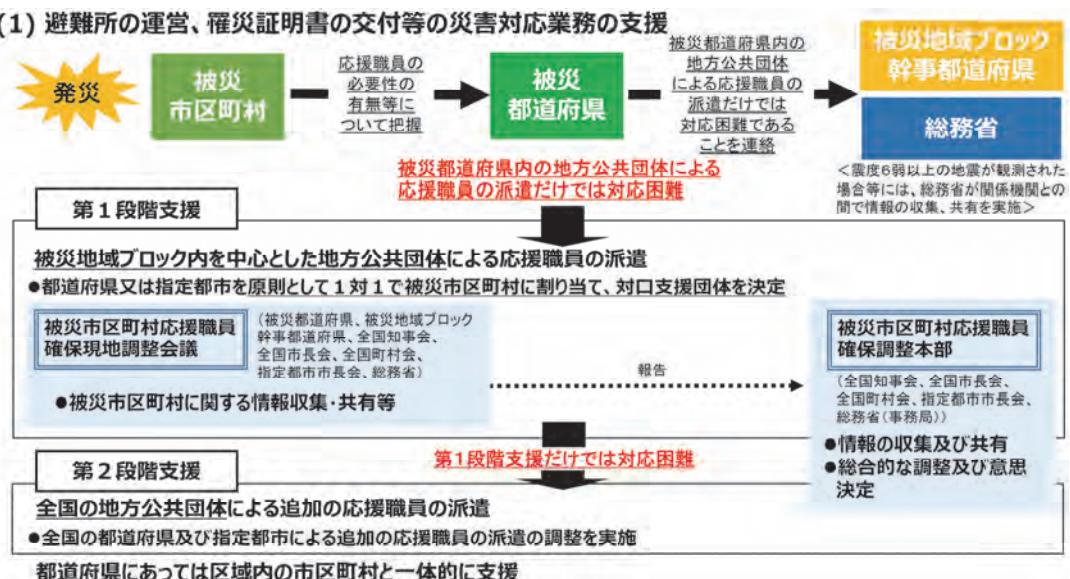
出典：環境省ホームページ (http://kouikishori.env.go.jp/action/regional_blocks/)

コラム ▶被災市区町村応援職員確保システムとは

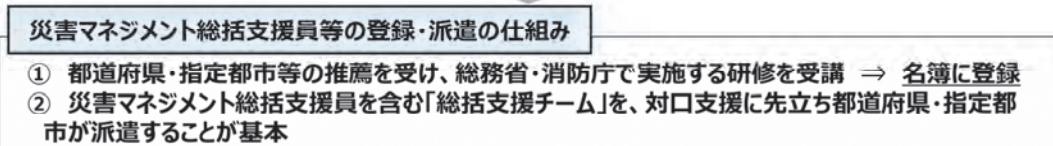
被災市区町村応援職員確保システムは、大規模災害発生直後における被災市区町村での避難所の運営や、罹災証明書の交付などの災害対応業務の増加及び災害マネジメント機能の低下に対応することを目的としています。

具体的には、被災市区町村の職員が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣や災害マネジメントの支援を行う職員（災害マネジメント総括支援員）の派遣を行うものです。

(1) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援



(2) 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援 (「総括支援チーム」の派遣)



被災市区町村応援職員確保システムの概要

2.3 各種協定

発災時は、区が締結している各種協定に基づき、関係主体と連携を図りながら、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を推進します。

(1) 発災時の対応

各種協定に基づき、協定締結先等に必要な支援について把握・調整し、速やかに支援を要請します。

なお、支援要請に当たっては、支援投入までに時間を要することも想定されるため、支援投入までの間も適正に災害時対応が行えるよう、庁内で臨時的な人員補填等の体制補強について検討します。

(2) 平時の対策

全庁又は関係団体等と定期的に実施する演習・訓練等の結果を通じて、協定内容の点検・見直しを行うほか、不備な点がある場合は、各種協定を所管している組織と協議・調整し、必要に応じて、協定内容の見直しを行います。

また、災害時に協定を活用した際に課題が明らかとなった場合においても、業務対象範囲、要請手順、使用様式等について関係者と協議・調整して、必要に応じて、協定内容の見直しを行います。

表 2-6 (1) 災害時の廃棄物対応に活用することが想定される協定（災害廃棄物関連）

| 協定名称・概要等 | 協定締結先 |
|--|---|
| 災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定 概要 東京 23 区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他災害が発生した場合、協定締結先に要請する災害廃棄物の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めたもの | 一般社団法人 東京環境保全協会 東京廃棄物事業協同組合 |
| 協力を求める内容（例） ・災害廃棄物の収集及び運搬 ・前号に伴い必要な事項 | |
| 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定 概要 東京 23 区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他災害が発生した場合、協定締結先に要請する災害廃棄物の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めたもの | 一般社団法人 東京都中小建設業協会 一般社団法人 東京都産業資源循環協会 |
| 協力を求める内容（例） ・災害廃棄物の撤去 ・災害廃棄物の収集及び運搬 ・災害廃棄物の仮置場の造成及び監理 ・前各号に伴い必要な事項 | |

表 2-6 (2) 災害時の廃棄物対応に活用することが想定される協定（トイレ・し尿関連）

| 協定名称・概要等 | 協定締結先 |
|---|--|
| 災害時におけるトイレ用水運搬等に関する協定書 概要 災害時の民間協力の一つとして、協定締結先に対し、トイレ用水運搬等の協力要請を行う際の必要な事項を定めるもの | 株式会社東海運輸 日本ロード・メンテナنس株式会社 株式会社ケイミックス 東京サニテイション株式会社 スバル興業株式会社 日本ハイウェイ・サービス株式会社 |
| 協力を求める内容（例） ・トイレ用水の給水、汲み上げ及び避難所等へのトイレ用水運搬 | |
| 災害時におけるし尿収集運搬等に関する協定書 概要 災害時の民間協力の一つとして、協定締結先に対し、し尿収集運搬等の協力要請を行う際の必要な事項を定めたもの | 株式会社東海運輸 株式会社ジョートー 日建総業株式会社 第一整備工業株式会社 |
| 協力を求める内容（例） ・避難場所等のし尿収集及び指定場所への運搬・搬入 | |

| 協定名称・概要等 | 協定締結先 |
|---|---------------------------|
| 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定 | 一般社団法人 東京環境保全協会 |
| 概要 東京 23 区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他災害が発生した場合、協定締結先に要請するし尿の収集及び運搬の協力に關し、必要な事項を定めたもの | 東京廃棄物事業協同組合 |
| 協力を求める内容（例） <ul style="list-style-type: none"> ・し尿の収集及び運搬 ・前号に伴い必要な事項 | |
| 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定 | 株式会社京葉興業 |
| 概要 東京 23 区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他災害が発生した場合、協定締結先に要請するし尿の処理、処分等の協力に關し、必要な事項を定めたもの | 株式会社太陽油化 |
| 協力を求める内容（例） <ul style="list-style-type: none"> ・し尿の受入れ並びに処理及び処分 ・前号に伴い必要な事項 | |
| マンホールトイレ用仮設トイレの設置に関する覚書 | 東京都下水道局（中部管理事務所） |
| 概要 東京都下水道局が維持管理する人孔を震災時などの緊急時及び防災訓練時に区がマンホール用仮設トイレを設置・使用することに關し、必要な事項を定めたもの | |
| 協力を求める内容（例） <ul style="list-style-type: none"> ・下水道マンホールへの仮設トイレの設置 | |
| 災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書 | 東京都下水道局（中部管理事務所） |
| 概要 災害時に避難所等から発生するし尿の下水道施設（水再生センター及び管路）への搬入及び受入れに關し、必要な事項を定めたもの | |
| 協力を求める内容（例） <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設への避難所等のし尿への搬入及び受入れ | |
| 災害時における応急協力に関する覚書 | 社会福祉法人洛和福祉会 社会福祉法人新生寿会 |
| 概要 協定締結先が管理運営する施設内の災害時用マンホールトイレを災害時の地域防災施設として利用することに關し、必要な事項を定めたもの | |
| 協力を求める内容（例） <ul style="list-style-type: none"> ・マンホールトイレの設置及び運営 | |

表 2-6 (3) 災害時の廃棄物対応に活用することが想定される協定(区立施設の復旧関連)

| 協定名称・概要等 | 協定締結先 |
|--|------------|
| 災害時における応急対策業務に関する協定 概要 協定締結先に対し、災害応急対策業務に関する協力を得るため必要な事項を定めたもの | 港区建設業防災協議会 |
| 協力を求める内容（例） ・区立施設の応急復旧及び修繕 | |
| 災害時における応急対策業務に関する協定 概要 協定締結先に対し、災害応急対策業務に関する協力を得るため必要な事項を定めたもの | 港区管工会 |
| 協力を求める内容（例） ・区立施設の応急復旧及び修繕 | |
| 災害時における応急対策業務に関する協定 概要 協定締結先に対し、災害応急対策業務に関する協力を得るため必要な事項を定めたもの | 港区電設防災協力会 |
| 協力を求める内容（例） ・区立施設の応急復旧及び修繕 | |

表 2-6 (4) 災害時の廃棄物対応に活用することが想定される協定(民間団体等との協定)

| 協定名称・概要等 | 協定締結先 |
|---|------------------------------------|
| 災害時における応急対策業務に関する協定 概要 協定締結先に対し、災害応急対策業務に関する協力を得るため必要な事項を定めたもの | 港区産業団体連合会 |
| 協力を求める内容（例） ・人員及び資機材等の提供 | |
| 災害時における応急対策業務に関する協定 概要 協定締結先に対し、災害応急対策業務に関する協力を得るため必要な事項を定めたもの | 港土木防災協力会 |
| 協力を求める内容（例） ・落下物及び倒壊建物等の除去 | |
| 災害時における応急対策業務に関する協定 概要 協定締結先に対し、災害応急対策業務に関する協力を得るため必要な事項を定めたもの | 東京土建一般労働組合 港支部 全建総連 東京都連 港地区協議会 |
| 協力を求める内容（例） ・区民等における被災住宅の応急危険度判定 ・区民避難所及び区有施設等の応急措置 ・区民等における被災住宅の住家被害認定調査 | |
| 災害時における障害物除去等の応急対策業務に関する協定 概要 災害時の民間協力の一つとして、区が要請する業務に対する協定締結先の協力を得る際に必要な事項を定めたもの | 一般社団法人東京都自動車整備振興会中央支部 |
| 協力を求める内容（例） ・車両等障害物の除去 | |
| 災害時におけるボランティア活動等に関する協定 概要 災害時において区及び港区社会福祉協議会が協力して行う災害応急・復旧活動等に関し、必要な事項を定めたもの | 社会福祉法人 港区社会福祉協議会 |
| 協力を求める内容（例） ・ボランティアの受入れ、派遣等 ・活動拠点 ・近隣団体との協力体制 ・資機材等の確保 | |

| 協定名称・概要等 | 協定締結先 |
|---|---------------------------------|
| 災害時における港区、郵便局の協力に関する覚書 | 芝郵便局 麻布郵便局 赤坂郵便局 高輪郵便局 |
| 概要 区内に発生した地震その他による災害時において区及び区内郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために必要な事項を定めたもの | |
| 協力を求める内容（例） ・被災区民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 | |

表 2-6 (5) 災害時の廃棄物対応に活用することが想定される協定(他自治体との協定)

| 協定名称・概要等 | 協定締結先 |
|---|-----------|
| 義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定書 | 関係 25 自治体 |
| 概要 協定市区の相互応援に関し、必要な事項を定めたもの | |
| 協力を求める内容（例） ・非常災害時における食糧、飲料水、生活必需品、資器材等の提供 ・被災者援護に係る職員の応援及び施設の利用 ・被災者の医療・防疫活動における職員の応援、衣料品等の提供 | |

2.4 受援体制の構築

区が被災した場合は、既存協定や相互支援の枠組み等に基づき、様々な主体からの支援が想定されるため、人的・物的支援を受け入れるための受援体制を発災後早期に構築します。

想定される受援メニュー及び支援主体を以下に示します。各主体からの支援を最大限活用できるよう、平時から主体ごとの受援メニューの整理、調整方法等について検討しておきます。

(1) 発災時の対応

他自治体等からの支援が開始されるまでに一定の時間を見ることを踏まえ、対応事項に優先順位をつけ、受援体制を構築します。

(2) 平時の対策

支援者が速やかに業務に着手できるよう、平時から主体ごとの受援メニューを整理するほか、各受援メニューの留意点等について検討しておきます。

表 2-7 想定される受援メニュー及び支援主体

| | 受援メニュー（例） | 学識経験者 | 他自治体 | 事業者団体 民間事業者 | NPO/NGO 災害ボランティア |
|--------------|------------------------------------|-------|-----------------|-----------------|---------------------|
| 総合調整 | 対応方針検討、各種業務調整等 | ○ | ○※ ¹ | | |
| 実行計画作成 | 災害廃棄物処理実行計画作成の補助等 | ○ | ○※ ¹ | ○※ ¹ | |
| 設計・積算 | 発注に係る設計・積算補助等 | ○ | ○※ ¹ | ○※ ² | |
| 契 約 | 契約事務補助等 | ○ | ○※ ¹ | | |
| 書類作成 | 災害報告書、査定資料等の作成補助等 | ○ | ○※ ¹ | | |
| ごみの排出 | 被災宅からのごみ出し、分別作業 避難所での分別補助 | ○ | ○ | | ○ |
| 収集運搬 | ごみ・し尿等の収集運搬 | ○ | ○ | ○※ ² | |
| 情報収集 現地確認 | 発災後の対応状況等に係る情報収集 仮置場等の状況に係る情報収集 | ○ | ○ | ○ | |
| 仮置場管理 | 仮置場における管理状況の監督等 | ○ | ○ | ○ | |
| 窓口対応 | 窓口問合せ対応等 | ○ | ○ | | |
| 広 報 | 住民への広報 | ○ | | | ○ |

※ 1 専門的な知識や過去の経験を有する者

※ 2 業務委託となる場合もあります。

2.5 区が支援する場合の対応

他自治体において災害が発生し、既存協定や相互支援の枠組み等に基づき、区に支援要請があり、区が支援する立場になった場合、必要に応じて先遣隊を派遣して現場を確認します。東京都を通じて「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」等に基づく支援要請があった場合、関東ブロック協議会で策定した「大規模災害時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」に基づき支援要請があった場合などは、東京都や関東地方環境事務所とも連携して協力・連携体制を構築します。

(1) 発災時の対応

区の清掃事業に支障が出ない範囲で、職員の派遣、収集運搬支援等、技術的支援を行います。

表 2-8 過去の災害で実施された地方自治体による支援事例

| 支援の種類 | 支援項目 | 具体的な内容（例） |
|--------|--------------------|---|
| 人的支援 | 災害廃棄物処理の技術面に係る職員派遣 | <ul style="list-style-type: none">・被災自治体職員への技術的助言・事務作業支援等 |
| | 事務処理負荷軽減のための職員派遣 | <ul style="list-style-type: none">・窓口対応支援・国庫補助対応のための事務処理支援・仮置場の受付支援等 |
| 収集運搬支援 | 関係主体との調整 | <ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物の収集運搬に係る調整等 |
| | 状況確認 | <ul style="list-style-type: none">・先遣隊の派遣による被災地の状況把握や必要車種等の把握等 |
| 処理支援 | 車両・専門職員による収集運搬 | <ul style="list-style-type: none">・生活ごみや片付けごみ、し尿の収集運搬支援（人員・直営車両の派遣）・災害廃棄物の処理先への運搬等 |
| | 関係主体との調整 | <ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物の広域処理に係る調整等 |
| | 施設での受入 | <ul style="list-style-type: none">・広域処理の実施等 |

(2) 平時の対策

区に対して支援要請があった際、速やかに支援を行うことができるよう、あらかじめ以下の事項について準備します。

表 2-9 他自治体を支援するための事前準備

| 事前準備事項 | 内容 |
|-------------------------|--|
| 廃棄物処理の実務経験者のリストアップ | <ul style="list-style-type: none">・廃棄物処理の実務経験者の情報整理 (氏名・所属・支援可能分野等)・平時の廃棄物処理における想定外の出来事やトラブルに対処した経験を有する技術者の整理 |
| 教育訓練等への積極的な参加 | <ul style="list-style-type: none">・国や東京都が実施する教育訓練への積極的な参加による職員の災害廃棄物対応力の向上 |
| 廃棄物処理施設の状況把握 | <ul style="list-style-type: none">・区内に立地する廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設を含む。）の情報※整理及び関係者（東京都・東京二十三区清掃一部事務組合）との情報共有 ※処理対象品目・処理能力等の基礎情報や災害廃棄物の処理実績の有無等の情報 |
| 災害支援協定の締結とルール（手続、様式）の準備 | <ul style="list-style-type: none">・廃棄物処理等の支援を実施するための協定の締結・締結済みの協定内容・支援手順・使用様式等の確認 |

コラム ▶ 令和元年台風第15号（令和元年房総半島台風）での区の支援

区は、令和元年台風第15号の被害により、東京都を通じて要請があった千葉県南房総市の災害廃棄物処理を支援するため、令和元（2019）年10月1日～同月19日までの間、災害廃棄物の収集運搬支援を行いました。

支援先 |

千葉県南房総市

支援の内容 |

災害廃棄物の収集と運搬

派遣期間・派遣人員 |

| | 期間（いずれも令和元（2019）年） | 派遣人員 |
|------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 第一次隊 | 5日間： 10月1日（火）～10月5日（土） | 3名： ごみの収集職員 2名 清掃車両の運転職員 1名 |
| 第二次隊 | 4日間： 10月8日（火）～10月11日（金） | 3名： ごみの収集職員 2名 清掃車両の運転職員 1名 |
| 第三次隊 | 5日間： 10月15日（火）～10月19日（土） | 3名： ごみの収集職員 2名 清掃車両の運転職員 1名 |



武井雅昭港区長（左から2番目）と派遣職員



南房総市での災害廃棄物処理支援の様子

第3章 一般廃棄物処理施設の被害状況の確認・報告と復旧

3.1 発災時の対応と平時の対策

(1) 発災時の対応

区は、区内に立地する港清掃工場周辺の道路の被災状況等について特別区災害廃棄物処理対策本部へ報告するとともに、東京都や東京二十三区清掃一部事務組合が管理する廃棄物処理施設の被災状況等を確認します。

また、平時に作成した緊急対応マニュアルに基づき、みなとリサイクル清掃事務所、港資源化センターをはじめ、区が管理する廃棄物処理施設等の被害状況及び操業再開時期等の情報を集約した上で災害対策本部に報告します。復旧工事が必要な場合は、プラントメーカー等の処理施設関係者に連絡、協議を行い、できるだけ早く再稼働します。

被災した施設の復旧に係る事業は、国庫補助の対象となるため、その申請に係る事務を行います。

(2) 平時の対策

区は、発災後に東京都や東京二十三区清掃一部事務組合等の関係主体と迅速に連絡を取ることができるように、連絡先一覧の作成を行うほか、区が管理する廃棄物処理施設等の耐震化等を推進し、設備の損壊防止対策を実施するよう努めるとともに、洪水ハザードマップ等に基づき、防水壁の設置や地盤の嵩上げを検討し、重要機器や受配電設備等は想定される浸水深以上に配置する等の浸水対策を行います。

また、区が管理する廃棄物処理施設等が被災した際も速やかに施設の稼働を再開できるよう、非常用発電設備の設置や補修等に必要な資機材等の備蓄を行い、災害時にも処理が継続できるよう努めます。

加えて、一般廃棄物処理に係る災害時の業務継続計画を策定し、施設の緊急停止、点検、補修、稼働に係るマニュアルの作成に努めます。

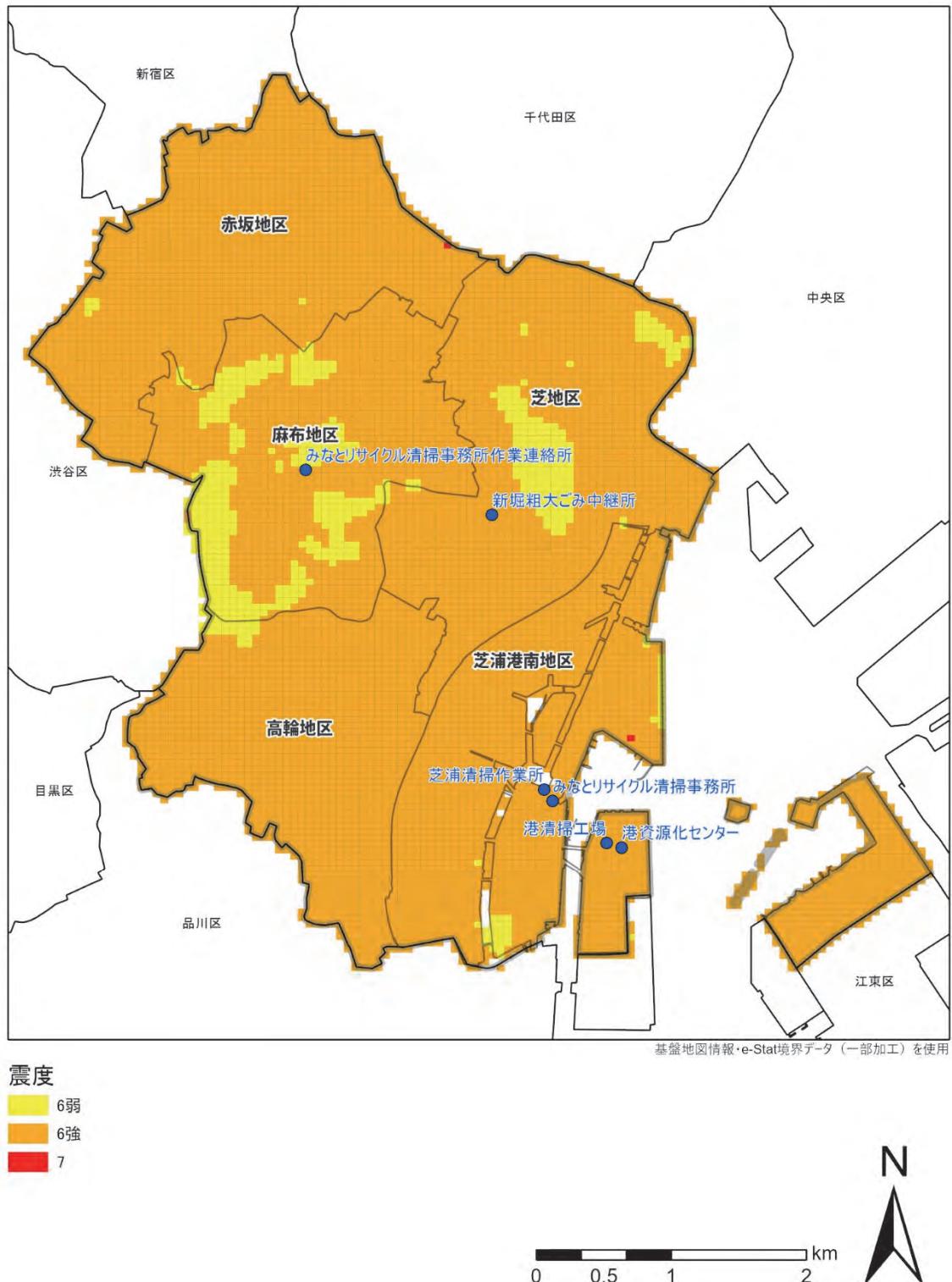
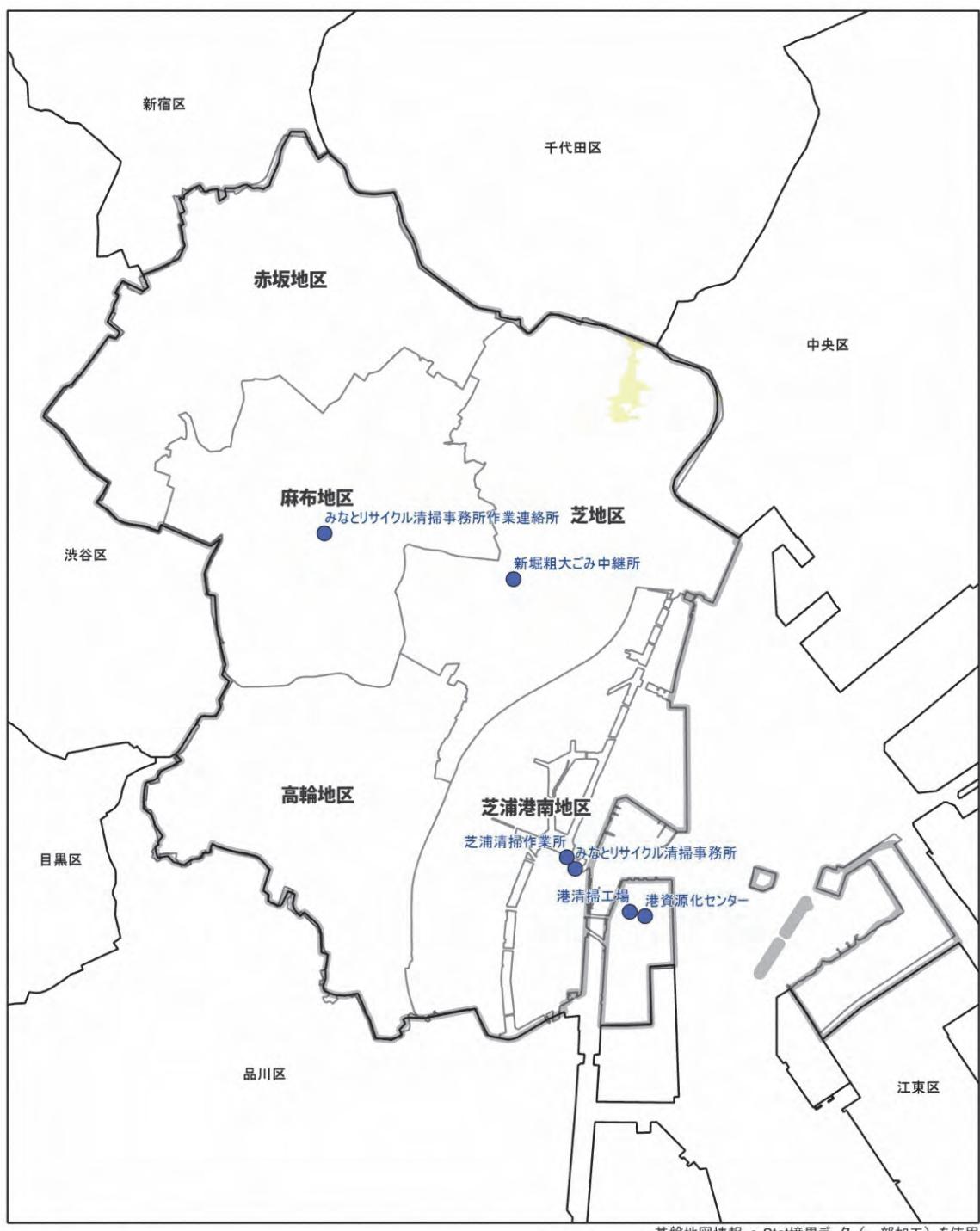


図 3-1 区内廃棄物処理施設等の位置と被害想定図（震度分布）との重ね合わせ



最大浸水深

- 0.5m未満の区域
- 0.5m以上の区域

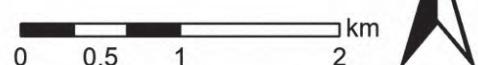


図 3-2 区内廃棄物処理施設等の位置と被害想定図（浸水想定区域）との重ね合わせ

3.2 一般廃棄物処理施設の状況

平時に区の廃棄物を処理している廃棄物処理施設の状況を次に示します。災害時に活用する廃棄物処理施設は、東京都や東京二十三区清掃一部事務組合等と調整・協議して決定します。

表 3-1 平時に区の廃棄物を処理している廃棄物処理施設

| 焼却処理施設 | | | | |
|------------------------|-----------------|--------------------|----------------|------------------|
| 施設名 | 年間処理量 (トン/年) | 稼働日数 (日/年) | 平均日量 (トン/日) | 公称処理能力 (トン/日) |
| 港清掃工場 | 197,216.94 | 276 | 715.6 | 900 |
| 有明清掃工場 | 90,149.13 | 258 | 349.4 | 400 |
| 品川清掃工場 | 138,286.36 | 287 | 481.8 | 600 |
| 不燃ごみ処理施設 | | | | |
| 施設名 | 年間処理量 (トン/年) | 稼働日数 (日/年) | 平均日量 (トン/日) | 公称処理能力 (トン/h) |
| 京浜島不燃ごみ処理センター | 16,033.25 | 269 | 59.6 | 8 トン/h×4基 |
| 中防不燃ごみ処理センター | 35,779.91 | C 系:244 D 系:119 | 197.1 | 48 トン/h×2基 |
| 粗大ごみ処理施設 | | | | |
| 施設名 | 年間処理量 (トン/年) | 稼働日数 (日/年) | 平均日量 (トン/日) | 公称処理能力 (トン/h) |
| 粗大ごみ破碎処理施設 (中防処理施設) | 88,111.76 | 310 | 284.2 | 32.1 トン/h×2基 |
| 最終処分場 | | | | |
| 施設名 | 年間処分量 (トン/年) | | 残余容量 (m³) | |
| 中央防波堤外側埋立処分場 | 25,280.11 | | 1,952,000 | |
| 新海面処分場 | 221,946.79 | | 10,045,000 | |
| し尿処理施設 | | | | |
| 施設名 | 年間処理量 (トン/年) | 稼働日数 (日/年) | 平均日量 (トン/日) | 公称処理能力 (トン/日) |
| 品川清掃作業所 (下水道投入施設) | 10,233.61 | 179 | 57.2 | 100 |

出典：「清掃事業年報(東京 23 区)令和 2 年度事業実績」(令和 3 (2021) 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)、「令和 2 年度清掃工場等作業年報 (資料)」(令和 3 (2021) 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)、「廃棄物処理法に基づく維持管理に関する計画及び状況に関する情報の公表(東京都中央防波堤外側処分場、東京都新海面処分場)維持管理の状況に関する情報(令和 3 年度)」(東京都環境局ホームページ)を基に作成

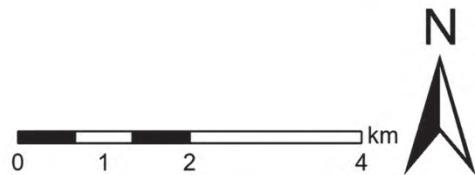
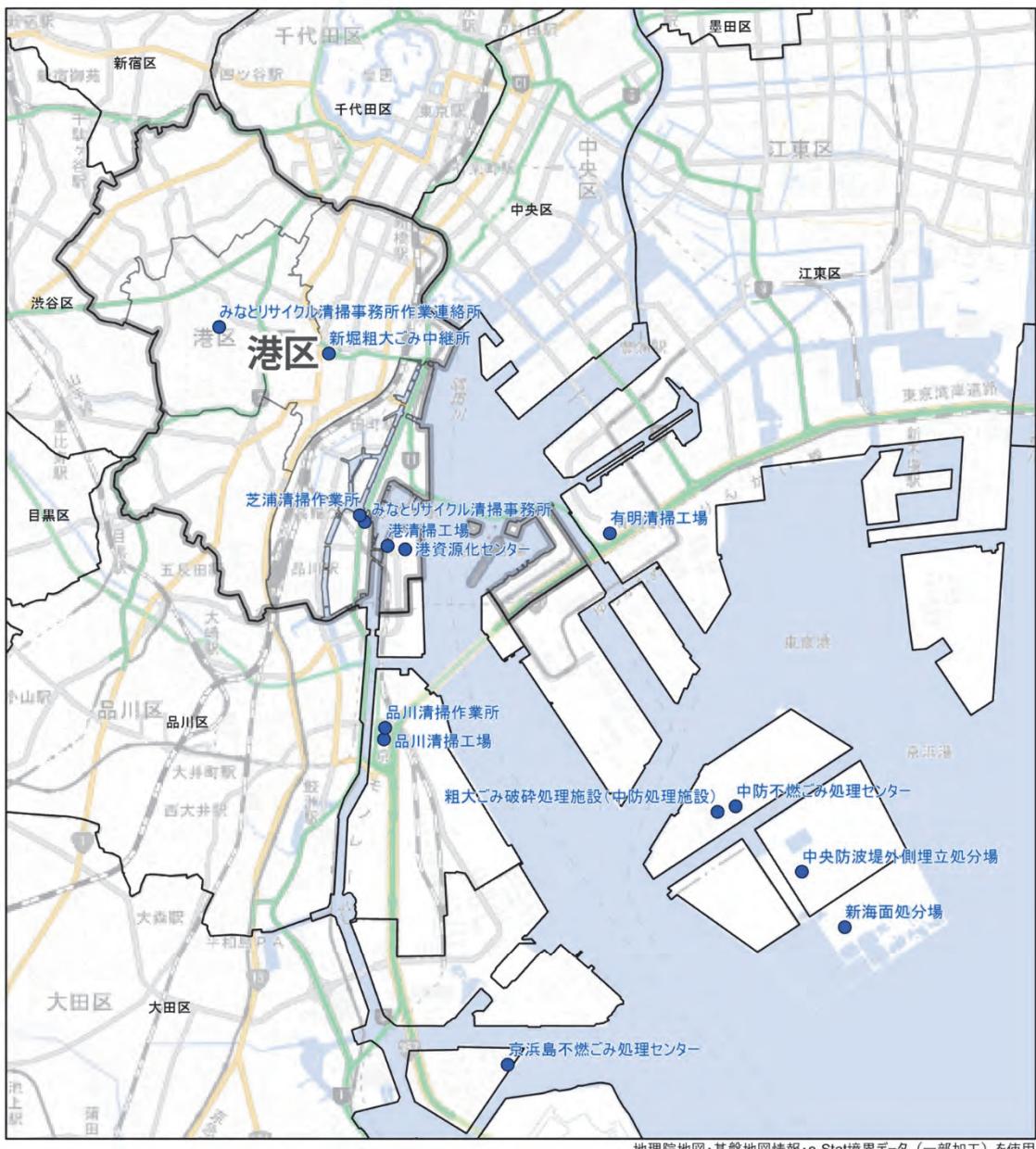


図 3-3 平時に区の廃棄物を処理している廃棄物処理施設の位置

第4章 生活ごみ・避難所ごみ、事業系一般廃棄物の処理

4.1 生活ごみ・避難所ごみ、事業系一般廃棄物の対応に係る発災初動期の対応事項

発災初動期は、庁舎や職員の被災、通信手段の途絶等、混乱した状況下で避難所ごみの処理に着手しなければならないことに加え、生活ごみやし尿処理といった平時の業務も継続する必要があります。

表 4-1 は、生活ごみ・避難所ごみ、事業系一般廃棄物の対応に関する事項のうち、特に初動期に対応すべき事項を項目ごとに整理します。

表 4-1 発災初動期の対応事項一覧

| 対応事項 | 主な担当 | 関連他部 | 該当項目の 冒頭ページ |
|--|---------------------|--------------------------------|----------------|
| <u>生活ごみ・避難所ごみ</u> <ul style="list-style-type: none">・ごみ集積所の被災状況の把握・収集運搬車両等の被災状況の把握・廃棄物処理施設の被害状況の把握及び安全性の確認・避難所等の開設状況の把握・生活ごみ・避難所ごみの排出・収集に係る情報提供・高層マンション等におけるごみの排出・ごみ処理実施計画の策定・収集運搬・処理体制の確保・廃棄物処理施設の補修・再稼働・ごみ量推計・ごみ処理実施計画の策定・収集運搬の実施・清掃工場への搬入調整・適正処理（中間処理・最終処分）・感染性廃棄物への対策 | 総務班 資源管理班 処理班 | 災対企画経営部 各災対地区本部 災対みなど保健所 | 58 |
| <u>事業系一般廃棄物</u> <ul style="list-style-type: none">・一時滞在施設の開設状況の把握・事業系一般廃棄物の排出見込み・排出状況の把握・事業系一般廃棄物の排出・収集に係る情報提供・事業系一般廃棄物の排出抑制の検討・依頼・感染性廃棄物への対策 | 総務班 処理班 | 災対企画経営部 各災対地区本部 | 65 |

4.2 生活ごみ・避難所ごみの発生・収集運搬・処理

生活ごみや避難所ごみには、腐敗性のあるごみ（生ごみ等）が多く含まれるため、生活環境の衛生上、優先して回収・処理する必要があります。片付けごみ等の災害廃棄物も発災直後から発生しますが、生活ごみ・避難所ごみの対応を軌道に乗せる必要があることから、まずは腐敗の早い生活ごみ・避難所ごみの収集運搬・処理を優先することが求められます。

また、避難所ごみは表 4-2 に示すとおり、非常食の容器等が多く発生するほか、使用済み衣類や携帯トイレ・簡易トイレ等の平時とは異なるごみが発生します。

表 4-2 避難所で発生する廃棄物の例

| 種類 | 発生源 | 管理方法 |
|---------------------------|------------|--|
| 腐敗性のあるごみ（生ごみ等） | 残飯等 | ・悪臭やハエ等の害虫の発生がないよう袋に入れて分別保管し、早急に処理します。 |
| 段ボール | 食料・水の梱包 | ・分別して保管します。 |
| ビニール袋、プラスチック類 | 食料・水の容器包装等 | ・袋に入れて分別保管します。 |
| 携帯トイレ・簡易トイレ | 非常時のトイレの利用 | ・感染や臭気の問題も生じるため、できる限り密閉します。 |
| 感染性廃棄物 (注射針、血の付着したガーゼ) | 医療行為 | ・保管のための専用容器を安全な場所に設置して管理します。 ・回収方法、処理方法等について医療機関と調整します。 |

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30（2018）年 3 月、環境省）

| 初動期 発災後数日間 | 応急対応（前半） ～3週間程度 | 応急対応（後半） ～3か月程度 | 復旧・復興 ～3年程度 |
|---|--------------------|--------------------|----------------|
| 被害状況の把握・情報収集 | | | |
| 区内道路の被災状況の把握 (p.100参照) | | | |
| ごみ集積所の被災状況の把握 | | | |
| 収集運搬車両等の被災状況の把握 | | | |
| 廃棄物処理施設の被害状況の把握 及び安全性の確認 | | | |
| 避難所等の開設状況の把握 | | | |
| 周知・広報 | | | |
| 生活ごみ・避難所ごみの排出・収集に係る情報提供 | | | |
| 高層マンション等におけるごみの排出 | | | |
| 体制構築 | | | |
| ごみ処理実施計画の策定 | | | |
| 収集運搬・処理体制の確保 | | | |
| 「収集運搬支援要請 (区の構築した収集運搬体制では支障が生じると判断した場合)」 | | | |
| 廃棄物処理施設の補修・再稼働 | | | |
| 個別対応 | | | |
| ごみ量推計・ごみ処理実施計画の策定 | | | |
| 収集運搬の実施 | | | |
| 清掃工場への搬入調整 | | | |
| 適正処理（中間処理・最終処分） | | | |
| 感染性廃棄物への対策 | | | |

図 4-1 生活ごみ・避難所ごみの発生・収集運搬・処理の発災後における対応フロー

(1) 発災時の対応 | 初動期、応急対応（前半）

1) ごみ集積所の被災状況の把握

- 処理班（処理・処分担当）は、ごみ集積所の表示板の被害状況を収集時に確認し、総務班（総合調整担当）とごみ集積所の被災状況を共有します。ごみ集積所が被災し使用できなくなっている場合は、代替場所の決定と周知方法を検討します。
- 処理班（処理・処分担当）は、区内の道路被害により、ごみ集積所まで収集に行けない場合は、う回路の検討や収集運搬方法の変更等の措置を検討します。

2) 収集運搬車両等の被災状況の把握

- 処理班（処理・処分担当）は、区所有の収集運搬車両の被災状況及び雇上業者（人員・車両）・資源回収委託事業者・区内の一般廃棄物収集運搬許可業者の被災状況を把握し、総務班（総合調整担当）と収集運搬車両等の被災状況を共有します。
- 処理班（処理・処分担当）は、総務班（総合調整担当）と連携し、収集運搬車両の整備工場や燃料供給拠点等の被災状況及び復旧見通しも把握します。

3) 廃棄物処理施設の被害状況の把握及び安全性の確認

- 資源管理班（施設担当）は、区内に立地する廃棄物処理施設等（みなとリサイクル清掃事務所、みなとリサイクル清掃事務所作業連絡所、港資源化センター、芝浦清掃作業所、新堀粗大ごみ中継所、港清掃工場）の被災状況及び復旧見通しを把握し、総務班（総合調整担当）と調整し、災害対策本部に報告します。
- 資源管理班（施設担当）は、東京都や特別区災害廃棄物処理対策本部等から提供される処理施設（管路収集施設、清掃工場、不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破碎処理施設、最終処分場、し尿処理施設）の被災状況及び復旧見通し等の情報を集約した上で、総務班（総合調整担当）と調整し、災害対策本部に報告します。

4) 避難所等の開設状況の把握

- 総務班（総合調整担当）は、災害対策本部や各災対地区本部等を通じて、避難所・福祉避難所等の開設状況を把握し、各避難所等の避難者数・ライフラインの被害状況・ごみ置場の設置場所等を確認します。また、緊急医療救護所・医療救護所の開設状況も併せて把握します。
- 処理班（環境・指導担当）は、総務班（総合調整担当）と連携して、緊急医療救護所や医療救護所等から排出される医療廃棄物や避難者から排出される医療廃棄物の保管方法や収集・処理等の取扱いについて府内で協議し、災対企画経営部（災対区長室）・各災対地区本部（災対協働推進課）・災対台場地区対策室・災対保健福祉支援部（災対高齢者支援課）・災対みなと保健所（災対保健予防課）と連携し、適正に対応します。

5) 生活ごみ・避難所ごみの排出・収集に係る情報提供

- 処理班（処理・処分担当）は、臨時的な分別区分の変更、生活ごみ・避難所ごみの排出場所・排出方法など、区民に提供すべき内容について検討します。
- 総務班（広報担当）は、災対企画経営部（災対区長室）と連携し、処理班（処理・処分担当）が検討した内容について情報提供を行います。
- 情報提供に当たっては、ごみ出しが困難な高齢者や障害者等にも配慮するとともに、外国人居住者にも正確な情報が伝わるよう留意します。

6) 高層マンション等におけるごみの排出

- 高層マンションでは、停電等によりエレベーターが停止した場合、上層階に居住する高齢者をはじめ、ごみ集積所にごみを排出することが困難な居住者が生じることが予想されるため、居住者間で助け合ってごみを排出するよう協力を求めます。
- ごみ貯留機を設置しているマンションにおいて、停電等によりごみ貯留機が稼働しない場合は、マンション内の別の場所に臨時のごみ集積所を設けることとします。
- 台場地区において、管路収集が機能しない場合は、臨時のごみ集積所を設けることとします。

7) ごみ処理実施計画の策定

- 処理班（処理・処分担当）は、臨時的な分別区分の変更、生活ごみ・避難所ごみの排出場所・排出方法などについて検討した上で、ごみ処理実施計画を策定します。

8) 収集運搬・処理体制の確保

- 処理班（処理・処分担当）は、収集運搬車両の必要台数を東京二十三区清掃協議会に要請します。直営車両及び雇用車両を確保しても必要台数を確保できない場合は、処理班（処理・処分担当）は、東京二十三区清掃協議会に対して協定締結先（東京廃棄物事業協働組合、一般社団法人東京都産業資源循環協会）への車両の応援要請を行います。

9) 収集運搬支援要請

※区の構築した収集運搬体制では支障が生じると判断した場合

- 総務班（総合調整担当）は、直営車両・雇用車両及び協定締結先の支援車両だけでは必要とする収集運搬車両を確保できない場合、特別区災害廃棄物処理対策本部を通じて東京都へ広域の支援要請を行います。支援要請にあたっては、支援を必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間等を連絡します。
- 支援要請が必要ない場合も、その旨を特別区災害廃棄物処理対策本部を通じて東京都へ連絡します。

10) 廃棄物処理施設の補修・再稼働

- 資源管理班（施設担当）は、区管理の廃棄物処理施設（みなとリサイクル清掃事務所、みなとリサイクル清掃事務所作業連絡所、港資源化センター）が被災した場合、メーカー等に補修・復旧を依頼します。
- 資源管理班（施設担当）は、被災施設の補修完了後、速やかに施設を再稼働させます。

11) ごみ量推計・ごみ処理実施計画の策定

- 総務班（総合調整担当）は、収集した情報を基に、被災及び避難の状況を踏まえた

区内人口や避難者数に原単位（1人1日当たりのごみ・資源量）を乗じて生活ごみ・避難所ごみの発生量を推計します。

- 総務班（総合調整担当）は、生活ごみ・避難所ごみの発生量の推計結果を東京都及び災害対策本部へ報告します。
- 総務班（総合調整担当）は、生活ごみ・避難所ごみの収集運搬に必要な車両・人員等を算定し、処理班（処理・処分担当）と連携して、平時の作業計画と同様の方法で災害時の作業計画を策定します。
- 作業時間は、確保できた人員・車両及び道路状況等により、平時よりも時間を要することも想定した計画を策定します。
- 避難所ごみは避難所に届けられる支援物資等の使用・消費により発生するため、平時の生活ごみとは組成が異なり、特に衣類、段ボール、容器包装プラスチック等が大量に発生することに留意し、分別区分や収集頻度等を設定します。
- 日々の収集状況を踏まえて作業計画は柔軟に見直しを行います。

12) 収集運搬の実施

- 生活ごみについては、災害時の作業計画に基づき、処理班（処理・処分担当）が収集運搬を行います。
- 生ごみを含む可燃ごみの収集運搬を最優先に行います。収集した可燃ごみは清掃工場に搬入します。清掃工場が操業再開しておらず、可燃ごみを清掃工場に搬入できない場合などについては、東京二十三区清掃一部事務組合と調整します。
- 収集した不燃ごみは不燃ごみ処理センターへ搬入します。不燃ごみ処理センターが操業再開しておらず、不燃ごみを搬入できない場合は、東京二十三区清掃一部事務組合と調整します。

13) 清掃工場への搬入調整

- 処理班（処理・処分担当）は、東京二十三区清掃一部事務組合の担当課に、担当課が毎日指定する時刻までに翌日以降の搬入予定量（日量）を連絡します。

14) 適正処理（中間処理・最終処分）

- 生活ごみ・避難所ごみは、平時と同様、東京都及び東京二十三区清掃一部事務組合施設の最終処分場で適正に処理します。
- 資源管理班（施設担当）は、区管理の廃棄物処理施設（みなとリサイクル清掃事務所、みなとリサイクル清掃事務所作業連絡所、港資源化センター）に搬入された生活ごみ・避難所ごみを適正に処理します。
- 既存廃棄物処理施設から発生した残さを埋立処分する必要がある場合は、平時の処理ルートで処理を行います。（東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場の場合は東京都の最終処分場に、民間処理施設の場合は一般廃棄物の受入が可能な産業廃棄物最終処分場に搬入して適正に処理を行います。）

- 平時の処理ルートでの処理が困難な場合、総務班（総合調整担当）は、特別区災害廃棄物処理対策本部を通じて東京都へ広域の支援要請を行います。
- 生活ごみ・避難所ごみの広域処理が開始された場合、総務班（涉外担当）は、東京都・特別区災害廃棄物処理対策本部の指示に基づき、廃棄物処理法施行令第4条第9項に基づく受入先自治体との事前協議の書類を準備します。

15) 感染性廃棄物への対策

- 腐敗性のあるごみ（生ごみ等）は、原則、廃棄物処理施設等へ直接持ち込みます。
- 処理班（処理・処分担当）は、被災地の生活環境保全上の支障が生じないよう、生ごみや携帯トイレ等の腐敗性のあるごみや感染性廃棄物等の収集運搬・処理を優先します。

(2) 発災時の対応 | 応急対応（後半）以降

1) 生活ごみ・避難所ごみの排出・収集に係る情報提供

- 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬・処理体制を段階的に平時の体制へ移行しながら、総務班（広報担当）は、分別区分や生活ごみ・避難所ごみの排出場所・排出方法の変更があった場合、災対企画経営部（災対区長室）と連携し、隨時、情報提供を行います。

2) 収集運搬支援要請

※区の構築した収集運搬体制では支障が生じると判断した場合

- 区の収集運搬体制への被害が甚大で、継続的に収集運搬支援が必要な場合、応急対応（前半）における対応を継続します。

3) 収集運搬の実施

- 処理班（処理・処分担当）は、生活ごみ・避難所ごみの収集、処理先等への運搬を継続します。なお、収集運搬体制については、段階的に平時の体制へ移行します。

4) 清掃工場への搬入調整

- 応急対応（前半）における対応を継続しつつ、段階的に平時の体制へ移行します。

5) 適正処理（中間処理・最終処分）

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

6) 感染性廃棄物への対策

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

(3) 平時の対策

- 生活環境の保全、公衆衛生の確保を最優先とし、みなとリサイクル清掃事務所（清掃事業係）は、ごみ種に応じて収集や処理の優先順位を検討します。（例. 資源の収集は一時中止し、他の品目の収集に限定する等）
- みなとリサイクル清掃事務所（清掃事業係）は、道路状況等により通常の集積所まで収集運搬車両が入れない場合の対応（収集頻度の変更、収集時間の変更等）を検討します。
- 避難所ごみは平時の生活ごみとは組成が異なることを考慮し、みなとリサイクル清掃事務所（清掃事業係）は、あらかじめ分別区分や収集頻度等について検討します。
- みなとリサイクル清掃事務所（清掃事業係）は、避難所におけるごみの排出方法や集積場所等について、避難所運営に携わる関係者とあらかじめ協議・調整します。
- みなとリサイクル清掃事務所（清掃事業係）は、動物死体の取扱いについてあらかじめ検討します。
- みなとリサイクル清掃事務所（清掃事業係）は、区内の収集運搬車両の台数、委託・直営の区分、委託先等の情報を整理します。

4.3 事業系一般廃棄物の発生・収集運搬・処理

発災直後は経済活動が一時的に停滞することで、一定期間排出量が減少する可能性があるものの、経済活動が再開すると事業系一般廃棄物の排出量は増加傾向となることが想定され、災害廃棄物の処理と並行して持込ごみに対しても特別な対応を求められた場合、区の処理体制に過大な負荷がかかることが懸念されます。

事業系一般廃棄物に関しては、排出事業者の責任において一般廃棄物収集運搬業者に委託して清掃工場へ搬入しますが、状況により区が収集運搬を行う等柔軟な対応を検討します。

また、発災後の状況を踏まえ、必要に応じて、腐敗性のあるごみ（生ごみ等）を除き排出抑制や一時的な保管に関して協力を要請します。

なお、帰宅困難者一時滞在施設（以下「一時滞在施設」といいます。）における対応については、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の最終報告に示された「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」（平成27（2015）年2月改定）において、トイレやごみの処理等の施設の衛生管理は施設管理者の役割として位置付けられていることを踏まえ、原則、施設管理者の責任において適切に対応します。ただし、生活環境保全上の支障が生じるおそれがある場合は、状況により区が収集運搬等を行う等柔軟な対応を検討します。

| 初動期 発災後数日間 | 応急対応（前半） ～3週間程度 | 応急対応（後半） ～3か月程度 | 復旧・復興 ～3年程度 |
|--|--------------------|--------------------|----------------|
| 被害状況の把握・情報収集 | | | |
| ■ 収集運搬車両等の被災状況の把握 (p. 59参照) | | | |
| ■ 廃棄物処理施設の被害状況の把握及び安全性の確認 (p. 59参照) | | | |
| ■ 一時滞在施設の開設状況の把握 | | | |
| ■ 事業系一般廃棄物の排出見込み・排出状況の把握 | | | |
| 周知・広報 | | | |
| ■ 事業系一般廃棄物の排出・収集に係る情報提供 | | | |
| ■ 事業系一般廃棄物の排出抑制の検討・依頼 | | | |
| 体制構築 | | | |
| ■ 廃棄物処理施設の補修・再稼働 (p. 60参照) | | | |
| 個別対応 | | | |
| ■ 収集運搬の実施 (発災後の状況により区が判断した場合) | | | |
| ■ 清掃工場への搬入調整 (発災後の状況により区が判断した場合) | | | |
| ■ 適正処理（中間処理・最終処分） (発災後の状況により区が判断した場合) | | | |
| ■ 感染性廃棄物への対策 | | | |

図 4-2 事業系一般廃棄物の発生・収集運搬・処理の発災後における対応フロー

(1) 発災時の対応 | 初動期、応急対応（前半）

1) 一時滞在施設の開設状況の把握

- 一時滞在施設で発生するごみは、原則、施設管理者の責任において適正に処理します。
- 総務班（総合調整担当）は、災害対策本部や各災対地区本部等を通じて、一時滞在施設の開設状況を把握し、一時滞在施設の利用者数・ライフラインの被害状況等を確認します。

2) 事業系一般廃棄物の排出見込み・排出状況の把握

- 処理班（環境・指導担当）は、各班・各担当が収集した情報や災害対策本部や各災対地区本部等を通じて得られる情報のほか、現地確認や収集運搬許可業者へのヒアリング等により、事業系一般廃棄物の排出見込み・排出状況を把握します。

3) 事業系一般廃棄物の排出・収集に係る情報提供

- 処理班（環境・指導担当）は、処理班（処理・処分担当）が収集した区内の一般廃棄物収集運搬許可業者の被災状況について、区内の排出事業者に情報提供します。
- 処理班（環境・指導担当）は、処理班（処理・処分担当）が収集した区内の廃棄物処理施設等の被災状況について、区内の排出事業者に情報提供します。

4) 事業系一般廃棄物の排出抑制の検討・依頼

- 処理班（環境・指導担当）は、生活ごみ・避難所ごみの収集運搬・処理状況、事業系一般廃棄物の排出見込み・排出状況等を踏まえ、区の収集運搬体制に支障が生じていると判断する場合は、必要に応じて、腐敗性のあるごみ（生ごみ等）を除くその他の事業系一般廃棄物の排出抑制や一時的な保管に関する協力要請について検討します。
- 事業系一般廃棄物の排出抑制や一時的な保管に関する協力を要請する場合、総務班（広報担当）は、災対企画経営部（災対区長室）と連携し、処理班（環境・指導担当）が検討した内容について情報提供を行います。

5) 収集運搬の実施

※発災後の状況により区が判断した場合

- 事業系一般廃棄物に関しては、排出事業者の責任において一般廃棄物収集運搬業者に委託して清掃工場へ搬入します。
- 腐敗した事業系の食品廃棄物が大量に排出された場合など、公衆衛生上重大な影響が見込まれ、かつ、真に排出事業者のみで速やかな処理が困難な場合には、区による収集も検討します。この場合、廃棄物処理手数料の徴収についても検討します。

- 事業系一般廃棄物の収集運搬を区が実施すると判断した場合、処理班（処理・処分担当）は、直営車両・雇用車両及び協定締結先の支援車両により収集運搬を行います。
- 総務班（総合調整担当）は、直営車両・雇用車両及び協定締結先の支援車両だけでは必要とする収集運搬車両を確保できない場合は、特別区災害廃棄物処理対策本部を通じて東京都へ広域の支援要請を行います。

6) 清掃工場への搬入調整

※発災後の状況により区が判断した場合

- 事業系一般廃棄物の収集運搬を区が実施すると判断した場合、処理班（処理・処分担当）は、東京二十三区清掃一部事務組合の担当課に、担当課が毎日指定する時刻までに翌日以降の搬入予定量（日量）を連絡します。

7) 適正処理（中間処理・最終処分）

※発災後の状況により区が判断した場合

- 東京二十三区清掃一部事務組合施設及び東京都の最終処分場で適正に処理します。
- 既存廃棄物処理施設から発生した残さを埋立処分する必要がある場合は、平時の処理ルートで処理を行います。（東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場の場合は東京都の最終処分場に、民間処理施設の場合は一般廃棄物の受入が可能な産業廃棄物最終処分場に搬入して適正に処理を行います。）
- 平時の処理ルートでの処理が困難な場合、総務班（総合調整担当）は、特別区災害廃棄物処理対策本部を通じて東京都へ広域の支援要請を行います。
- 事業系一般廃棄物の広域処理が開始された場合、総務班（涉外担当）は、東京都・特別区災害廃棄物処理対策本部の指示に基づき、廃棄物処理法施行令第4条第9項に基づく受入先自治体との事前協議の書類を準備します。

8) 感染性廃棄物への対策

- 腐敗性のあるごみ（生ごみ等）は、原則、廃棄物処理施設等へ直接持ち込みます。
- 処理班（環境・指導担当）は、被災地の生活環境保全上の支障が生じないよう、事業所において発生する生ごみや携帯トイレ等の腐敗性のあるごみや感染性廃棄物の収集運搬・処理を優先するよう、排出事業者に指導を行います。

(2) 発災時の対応 | 応急対応（後半）以降

1) 事業系一般廃棄物の排出・収集に係る情報提供

- 総務班（広報担当）は、事業系一般廃棄物の排出・収集運搬に関する提供情報に変更があった場合、災対企画経営部（災対区長室）と連携し、隨時、情報提供を行います。

2) 収集運搬の実施

※発災後の状況により区が判断した場合

- 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬・処理体制に負荷が生じないよう、段階的に平時の体制へ移行します。

3) 清掃工場への搬入調整

※発災後の状況により区が判断した場合

- 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬・処理体制に負荷が生じないよう、段階的に平時の体制へ移行します。

4) 適正処理

※発災後の状況により区が判断した場合

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

5) 感染性廃棄物への対策

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

(3) 平時の対策

- みなとリサイクル清掃事務所（許可・指導担当）は、発災後の生活ごみ・避難所ごみの収集運搬・処理に負荷がかからないよう、事業系一般廃棄物の排出抑制・一時保管の協力要請等について検討します。
- みなとリサイクル清掃事務所（許可・指導担当）は、発災後においても事業系一般廃棄物の適正処理を推進するため、東京二十三区清掃一部事務組合施設の被災により事業系一般廃棄物の搬入が困難な場合があることについて情報共有するとともに、排出事業者が一般廃棄物収集運搬許可業者・一般廃棄物処分業者と災害時の対応についてあらかじめ協議することの必要性についても周知・啓発します。

第5章 災害用トイレの調達・設置、し尿の処理

5.1 災害用トイレの調達・設置、し尿の処理対応に係る発災初動期の対応事項

生活ごみ・避難所ごみ、事業系一般廃棄物への対応と併せて、災害用トイレの調達・設置、し尿の処理といった業務も継続する必要があります。

表 5-1 では、災害用トイレの調達・設置、し尿の処理対応に関する事項のうち、特に初動期に対応すべき事項を項目ごとに整理します。

表 5-1 発災初動期の対応事項一覧

| 対応事項 | 主な担当 | 関連他部 | 該当項目の 冒頭ページ |
|--|------------|----------------------|----------------|
| <u>災害用トイレの調達・設置等</u> ・携帯トイレの使用（家庭等） ・簡易トイレ（便器）の設置（避難所等） ・仮設マンホールトイレの設置 ・消臭剤・脱臭剤等の必要備品の確保 ・仮設トイレの管理 ・仮設トイレの使用方法・維持管理方法等の指導 | 処理班 | 各災対地区本部 災対保健福祉支援部 | 71 |
| <u>し尿対応</u> ・東京二十三区清掃一部事務組合管理施設の被災状況・稼働状況の情報収集 ・民間し尿処理施設の被災状況・稼働状況の情報収集 ・下水道施設の被災状況・稼働状況の情報収集 ・協定締結先民間事業者の被災状況の把握 ・し尿発生量推計・し尿処理実施計画の策定 ・ごみ集積所への携帯トイレ等（家庭及び避難所）の収集運搬・処理 ・し尿の収集運搬・処理 ・使用済み携帯トイレ等の収集方法・収集場所等に係る情報提供 | 総務班 処理班 | 災対企画経営部 災対みなど保健所 | 75 |

5.2 災害用トイレの調達・設置等

下水道施設の被災により下水道機能に支障が生じるなど、マンホールトイレ等による下水道処理が困難な場合は、携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ（くみ取り、マンホール等）等を利用して適切に対応します。



図 5-1 災害用トイレの調達・設置の発災後における対応フロー

表 5-2 災害用トイレの種類と区の備蓄状況

| 種類 | 概要・特徴 | 備蓄状況* |
|-------------|---|-----------|
| 携帯トイレ | <ul style="list-style-type: none"> ・既存の洋式便器等につけて使用します。 ・使用するたびに便袋を処分する必要があります。 ・電気・水なしで使用できます。 | 206,400 枚 |
| 簡易トイレ | <ul style="list-style-type: none"> ・便座と一定の処理（凝固剤を用いたラッピング・コンポスト・乾燥等）がセットになっており、し尿を貯留できるもの、段ボール等の組立式便器に便袋をつけて使用するもの等があります。 ・組立式便器を利用する場合は、使用するたびに便袋を処分する必要があります。 ・組立式便器を利用する場合は、電気・水なしで使用できます。 | — |
| 仮設トイレ（くみ取り） | <ul style="list-style-type: none"> ・電気なしで使用できるものが多いです。 ・便槽に貯留する方式とマンホールへ直結して流下させる方式があります。 ・照明・水洗・手洗い付きのもの等があり、衛生的に使用できます。 ・流通数が多くため調達しやすいが、交通事情により到着が遅れることに留意が必要です。 ・屋外で使用するため、トイレの周辺や室内に照明を設置する等、安全対策が必要です。 | 464 台 |
| マンホールトイレ | <ul style="list-style-type: none"> ・本管直結型及び流下型のマンホールトイレは、下流側の下水道管や処理場が被災していない場合に使用することが原則です。 ・貯留機能を有したマンホールトイレは、放流先の下水道施設が被災していたとしても汚物を一定量貯留することができるが、くみ取りが必要になる場合があります。 ・災害時に調達する手間なく使用できます。 ・し尿を下水道管に流下させることができるために、衛生的に使用できます。 ・屋外で使用するため、トイレの周辺や室内に照明を設置する等、安全対策が必要です。 | 459 基 |

| 種類 | 概要・特徴 | 備蓄状況* |
|---------|--|-------|
| その他のトイレ | <p>【自己処理型トイレ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理装置を備えており、汚水を排水しない水循環式と、おがくず等によるコンポスト式、乾燥・焼却式があります。 <p>【車載トイレ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ設備を備えた車両を指し、し尿を貯留するタイプや処理装置を備えたタイプがあります。 <p>【便槽貯留】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時は水洗トイレとして使用していたものを、断水や停電時に地下ピットとつながる蓋や便器底を開けて貯留式トイレとして使用します。 ・くみ取り方法、作業の容易性、上下水道が復旧した際に水洗トイレとして利用再開する方法等について確認する必要があります。 | — |

出典：「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成28（2016）年4月、内閣府（防災担当））を基に一部加筆・修正

* いずれも令和3（2021）年4月1日現在の状況

（1）発災時の対応 | 初動期、応急対応（前半）

1) 携帯トイレの使用（家庭等）

- 下水道の機能に支障が生じている場合には、あらかじめ備蓄している携帯トイレ（ポータブルトイレ）を使用します。この場合、処理班（処理・処分担当）は、携帯トイレの排出場所や保管方法（フレコンバッグ等）を検討します。

2) 簡易トイレ（便器）の設置（避難所等）

- 各災対地区本部（災対協働推進課）・災対台場地区対策室・災対保健福祉支援部（災対高齢者支援課）は、地域防災協議会を中心とした避難所運営組織と連携して、必要に応じて備蓄・保管している簡易トイレを設置します。

3) 仮設マンホールトイレの設置

- 下水道が活用できる場合、各災対地区本部（災対協働推進課）・災対台場地区対策室・災対保健福祉支援部（災対高齢者支援課）は、地域防災協議会を中心とした避難所運営組織と連携して、あらかじめ備蓄しているマンホールトイレを設置します。
- 区は、都下水道局の下水道事務所との間で仮設マンホールトイレの利用にあたっての覚書を締結していることから、覚書に沿って仮設マンホールトイレを利用する場

合、処理班（処理・処分担当）は、事前に都下水道事務所に連絡を行います。ただし、事前に連絡することができない場合は、事後に速やかに連絡を行います。

4) 仮設トイレ（くみ取り）の設置

- 各災対地区本部（災対協働推進課）・災対台場地区対策室・災対保健福祉支援部（災対高齢者支援課）は、地域防災協議会を中心とした避難所運営組織と連携して、必要に応じてあらかじめ備蓄している便槽型仮設トイレを設置します。

5) 消臭剤・脱臭剤等の必要備品の確保

- 各災対地区本部（災対協働推進課）・災対台場地区対策室・災対保健福祉支援部（災対高齢者支援課）は、設置した仮設トイレ等を衛生的に管理するために、消臭剤・脱臭剤の確保、その他備品・消耗品（手指用の消毒液、ウェットティッシュ、トイレットペーパー）等の必要備品を確保・調達します。

6) 仮設トイレの管理

- 避難所等に設置された仮設トイレ（仮設マンホールトイレも含みます。）は、地域防災協議会を中心とした避難所運営組織が適切に管理します。
- 地域防災協議会を中心とした避難所運営組織のみでは、適切な管理が困難な場合、各災対地区本部（災対協働推進課）・災対台場地区対策室・災対保健福祉支援部（災対高齢者支援課）が支援します。

7) 仮設トイレ（くみ取り）の設置状況の把握

- 処理班（処理・処分担当）は、各災対地区本部（災対協働推進課）・災対台場地区対策室・災対保健福祉支援部（災対高齢者支援課）と連携して、仮設トイレ（くみ取り）の設置状況を把握します。
- 避難所以外に仮設トイレ（くみ取り）が設置されることもあるため、処理班（処理・処分担当）は、現地確認等により設置状況を把握します。

8) 仮設トイレの使用方法・維持管理方法等の指導

- 処理班（処理・処分担当）は、必要に応じて、各災対地区本部（災対協働推進課）・災対台場地区対策室・災対保健福祉支援部（災対高齢者支援課）・災対みなと保健所（災対生活衛生課）等と連携して、地域防災協議会を中心とした避難所運営組織に仮設トイレの使用方法・維持管理方法等について指導します。

(2) 発災時の対応 | 応急対応（後半）以降

1) 消臭剤・脱臭剤等の必要備品の確保

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

2) 仮設トイレの管理

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

3) 仮設トイレ（くみ取り）の設置状況の把握

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

4) 仮設トイレの使用方法・維持管理方法等の指導

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

5) 仮設トイレの撤去

- 避難所の閉鎖と併せて、各災対地区本部（災対協働推進課）・災対台場地区対策室・災対保健福祉支援部（災対高齢者支援課）は、設置した仮設トイレ等を撤去します。

（3）平時の対策

- 避難所における仮設トイレ等の使用・管理ルール等については、避難所運営に携わる関係者とあらかじめ協議・調整します。
- 発災後、早急に仮設トイレ等を設置し衛生的に管理できるよう、仮設トイレ等の設置手順、使用方法・管理方法等をまとめたマニュアル等を作成します。
- 各地区総合支所（協働推進課）・保健福祉支援部（高齢者支援課）は協議・調整しながら必要なトイレを整備・配備します。

5.3 し尿の発生・収集運搬・処理

下水道施設の被災により下水道機能に支障が生じた場合に利用する災害用トイレ（携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ（くみ取り、マンホール等）等）で発生するし尿は、公衆衛生・生活環境の悪化等、区民生活に影響を及ぼすことがないよう、速やかに収集運搬・処理体制を確立し、適正に対応します（トイレの種別ごとの運搬・処理については、「1.8 災害時における廃棄物処理の流れ（2）し尿の処理の流れ（23 ページ）のとおりです。）。

なお、一時滞在施設における対応については、避難所ごみと同様、トイレやごみの処理等の施設の衛生管理は施設管理者の役割として位置付けられていることを踏まえ、原則、施設管理者の責任において適正に対応します。ただし、生活環境保全上の支障が生じるおそれがある場合は、状況により区が収集運搬等を行う等柔軟な対応を検討します。

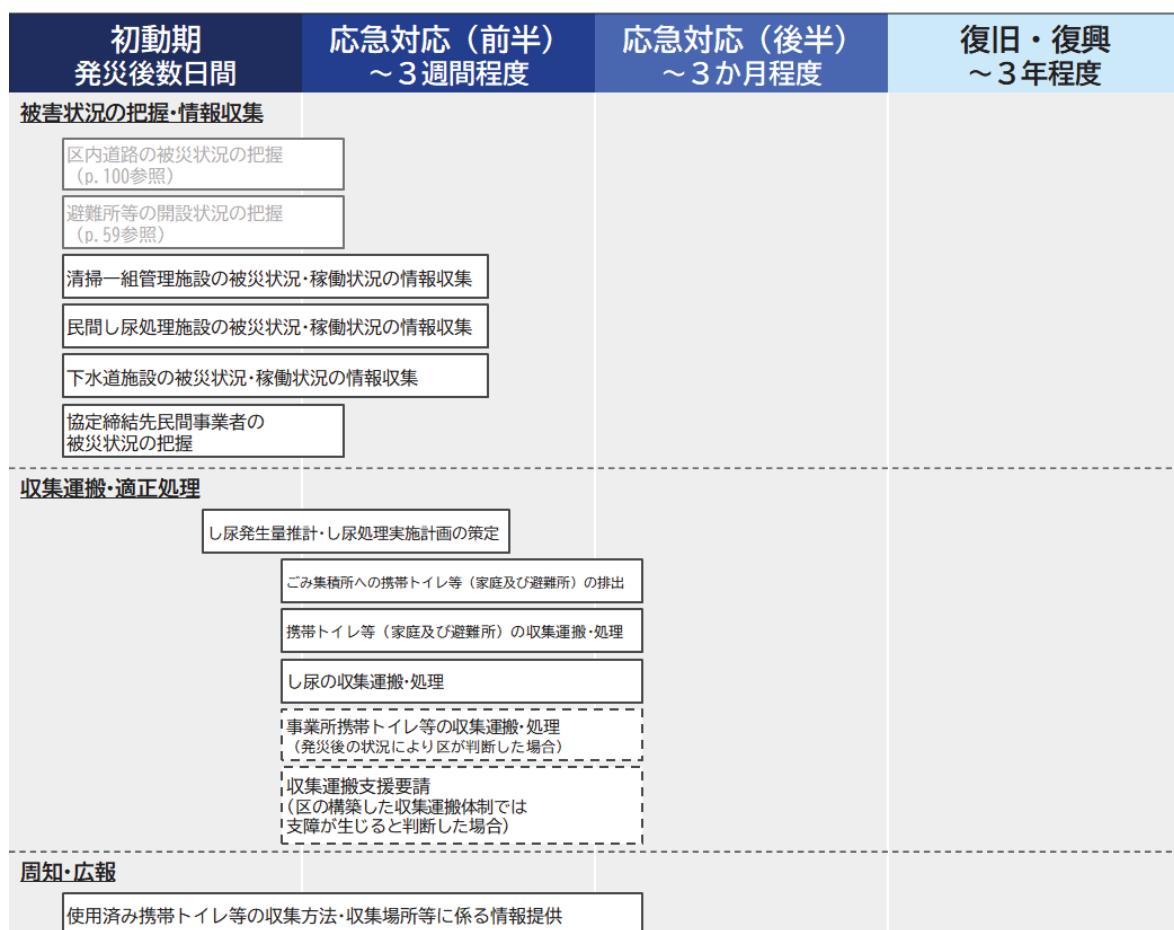


図 5-2 し尿の発生・収集運搬・処理の発災後における対応フロー

(1) 発災時の対応 | 初動期、応急対応（前半）

1) 東京二十三区清掃一部事務組合管理施設の被災状況・稼働状況の情報収集

- 資源管理班（施設担当）は、東京都や特別区災害廃棄物処理対策本部等から提供される処理施設（管路収集施設、清掃工場、不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破碎処理施設、最終処分場、し尿処理施設）の被災状況及び復旧見通し等の情報を集約した上で、総務班（総合調整担当）と調整し、災害対策本部に報告します。

2) 民間し尿処理施設の被災状況・稼働状況の情報収集

- 資源管理班（施設担当）は、東京都や特別区災害廃棄物処理対策本部等から提供される民間し尿処理施設の被災状況及び復旧見通し等の情報を集約した上で、総務班（総合調整担当）と調整し、災害対策本部に報告します。

3) 下水道施設の被災状況・稼働状況の情報収集

- 処理班（処理・処分担当）は、都下水道局（下水道事務所）や水再生センターとの連絡体制を確保し、下水道の被害状況や使用の制限、使用自粛等の情報について相互に提供します。
- 処理班（処理・処分担当）は、都下水道局（下水道事務所）から下水道の使用制限や使用自粛等の広報要請があった場合は、総務班（広報担当）を通じて速やかに区民等に広報します。

4) 協定締結先民間事業者の被災状況の把握

- 処理班（処理・処分担当）は、し尿の収集やトイレ用水の運搬等に関し区が協定を締結している民間事業者（表 2-6 参照）の被災状況等を把握します。

5) し尿発生量推計・し尿処理実施計画の策定

- 総務班（総合調整担当）は、収集した情報を基に、仮設トイレを必要とする人数（避難者数と断水による仮設トイレ必要者数の合計）に原単位（1人1日当たりのし尿の平均排出量）を乗じてし尿の発生量を推計します。
- 総務班（総合調整担当）は、し尿発生量の推計結果を踏まえ、必要な資機材（バキューム車、携帯トイレ等収集車両、便槽型仮設トイレ等）の量や確保可能な資機材の量、東京都へ応援要請する資機材の量、収集計画を記載したし尿収集処理実施計画を策定します。資機材は、協定の締結先から調達します。

6) ごみ集積所への携帯トイレ等（家庭及び避難所）の排出

- ごみ集積所では、生活ごみ・避難所ごみと携帯トイレが混合状態とならないよう、排出場所を明確に区分することとします。

- 高層マンションでは、携帯トイレの排出に際し、ごみ貯留機や反転コンテナボックスを使用せず、マンション内の別の場所に臨時の集積所を設けることとします。
- 台場地区では、携帯トイレの排出に際し、管路収集を使用せず、臨時の集積所を設けることとします。

7) 携帯トイレ等（家庭及び避難所）の収集運搬・処理

- 処理班（処理・処分担当）は、特別区災害廃棄物処理対策本部が毎日指定する時刻までに施設ごとの翌日以降分の搬入予定量（日量）を連絡します。処理班（処理・処分担当）は特別区災害廃棄物処理対策本部から指定された搬入先（清掃工場）に指定された量を搬入します。
- 運搬に使用する車両は、プレス車及びパッカー車は使用せず、平ボディ車又はダンプ車とします。
- 携帯トイレの排出状況等を踏まえ、悪臭や害虫等の発生等、生活環境に支障が生じると想定される場合、処理班（処理・処分担当）は、生活環境保全上の支障が生じないよう、速やかに携帯トイレ等（家庭及び避難所）の早期収集に努めるとともに、災対みなど保健所（災対生活衛生課）と連携し、衛生対策に努めます。

8) し尿の収集運搬・処理

- 収集運搬の開始に先立ち、処理班（処理・処分担当）は下水道施設での処理を優先とした作業計画の策定を行います。品川清掃作業所及び民間処理施設の利用については、特別区災害廃棄物処理対策本部と協議します。
- 処理班（処理・処分担当）は、し尿を指定マンホールに搬入する場合には、事前に都下水道局（下水道事務所）に連絡します。ただし、事前連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡します。指定マンホールの管路が閉塞等により使用不能となった場合は、直ちに使用を中止し、速やかに都下水道局（下水道事務所）に連絡します。
- 処理班（処理・処分担当）は、し尿を水再生センターに搬入する場合には、事前に都下水道局（下水道事務所）に連絡します。ただし、事前連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡します。水再生センターの管路が閉塞等により使用不能となった場合は、直ちに使用を中止し、速やかに都下水道局（下水道事務所）に連絡します。
- 処理班（処理・処分担当）は、し尿を品川清掃作業所又は民間処理施設へ搬入する場合には、特別区災害廃棄物処理対策本部に毎日指定する時刻までに施設ごとの翌日以降分の搬入予定量（日量）を連絡します。処理班（処理・処分担当）は特別区災害廃棄物処理対策本部から指定された搬入先に指定された量を搬入します。

9) 事業所携帯トイレ等の収集運搬・処理

※発災後の状況により区が判断した場合

- 事業系一般廃棄物に関しては、排出事業者の責任において一般廃棄物収集運搬業者に委託して清掃工場へ搬入します。

- 事業所携帯トイレ等の排出状況等を踏まえ、悪臭や害虫等の発生等、生活環境に支障が生じると想定される場合、処理班（環境・指導担当）は排出事業者への指導を行うとともに、災対みなし保健所（災対生活衛生課）と連携し、衛生対策に努めます。
- 公衆衛生上重大な影響が見込まれ、かつ、真に排出事業者のみで速やかな処理が困難な場合には、事業所から排出されるし尿の収集運搬を行うことを検討します。この場合、廃棄物処理手数料の徴収についても検討します。
- 事業所から排出されるし尿の収集運搬を行うことを決定した場合、処理班（処理・処分担当）は、特別区災害廃棄物処理対策本部が毎日指定する時刻までに施設ごとの翌日以降分の搬入予定量（日量）を連絡します。処理班（処理・処分担当）は特別区災害廃棄物処理対策本部から指定された搬入先（清掃工場）に指定された量を搬入します。

10) 収集運搬支援要請

※区の構築した収集運搬体制では支障が生じると判断した場合

- 総務班（総合調整担当）は、区の構築した収集運搬体制では支障が生じると判断した場合は、特別区災害廃棄物処理対策本部を通じて東京都へ広域の支援要請を行います。支援要請にあたっては、支援を必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間等を連絡します。
- 支援要請が必要ない場合も、その旨を特別区災害廃棄物処理対策本部を通じて東京都へ連絡します。

11) 使用済み携帯トイレ等の収集方法・収集場所等に係る情報提供

- 処理班（処理・処分担当）は、使用済み携帯トイレ等の排出場所・排出方法、避難所における使用済み簡易トイレの排出場所・排出方法など、区民に提供すべき内容について検討します。
- 総務班（広報担当）は、災対企画経営部（災対区長室）と連携し、処理班（処理・処分担当）が検討した内容について情報提供を行います。
- 情報提供に当たっては、ごみ出しが困難な高齢者や障害者等にも配慮するとともに、外国人居住者にも正確な情報が伝わるよう留意します。

(2) 発災時の対応 | 応急対応（後半）以降

1) 携帯トイレ等（家庭及び避難所）の収集運搬・処理

- 応急対応（前半）における対応を継続します。
- 下水道施設の復旧に応じて、平時の汚水処理体制に移行します。

2) し尿の収集運搬・処理

- 応急対応（前半）における対応を継続します。
- 下水道施設の復旧に応じて、平時の汚水処理体制に移行します。

3) 事業所携帯トイレ等の収集運搬・処理

※発災後の状況により区が判断した場合

- 応急対応（前半）における対応を継続します。
- 下水道施設の復旧に応じて、平時の汚水処理体制に移行します。

4) 収集運搬支援要請

※区の構築した収集運搬体制では支障が生じると判断した場合

- 区の収集運搬体制への被害が甚大で、継続的に収集運搬支援が必要な場合、応急対応（前半）における対応を継続します。

5) 使用済み携帯トイレ等の収集方法・収集場所等に係る情報提供

- 下水道施設の復旧状況や避難所の閉鎖等により、使用済み携帯トイレ等の排泄場所・排出方法の変更があった場合、総務班（広報担当）は、企画経営部（災対区長室）と連携し、隨時、情報提供を行います。

（3）平時の対策

- みなとリサイクル清掃事務所（計画係、清掃事業係）は、し尿等の収集運搬に関する支援が想定される協定の締結先と災害時における対応を協議します。
- みなとリサイクル清掃事務所（清掃事業係）は、区内の収集運搬車両の台数、委託先等の情報を整理します。
- みなとリサイクル清掃事務所（許可・指導担当）は、発災後においても事業系廃棄物の適正処理を推進するため、下水道施設の被災により汚水処理が困難な場合があることについて排出事業者と情報共有するとともに、事業所から排出される携帯トイレ等の適正処理に関して、排出事業者が一般廃棄物収集運搬許可業者・一般廃棄物処分業者と災害時の対応についてあらかじめ協議することの必要性についても周知・啓発します。

第6章 片付けごみ・撤去ごみ等の処理

6.1 片付けごみ・撤去ごみ等の処理に係る発災初動期の対応事項

発災初動期は、庁舎や職員の被災、通信手段の途絶等、混乱した状況下で片付けごみ・撤去ごみ等の処理に着手しなければなりません。

表 6-1 は、片付けごみ・撤去ごみ等の処理対策に関する事項のうち、特に初動期に対応すべき事項を項目ごとに整理します。

なお、廃棄物の種別ごとの処理の流れについては、「1.8 災害時における廃棄物処理の流れ（3）片付けごみ・撤去ごみ等の処理の流れ」（24 ページ）のとおりです。

表 6-1 発災初動期の対応事項一覧

| 対応事項 | 主な担当 | 関連他部 | 該当項目の 冒頭ページ |
|---|---------------------|---|----------------|
| <u>被災者・災害ボランティアへの周知・広報</u> ・片付けごみ・撤去ごみ等の排出・収集に係る情報提供 ・区民等への広報／報道機関への発表／広聴活動（被災者相談所の設置等）／記録の作成 | 総務班 処理班 | 災対企画経営部 災対保健福祉支援部 | 81 |
| <u>片付けごみ・撤去ごみ等の発生量の推計</u> ・被害情報等の情報収集 | 総務班 | 各災対地区本部 災対街づくり支援部 | 86 |
| <u>仮置場</u> ・応急仮置場の確保 ・応急仮置場の管理体制の構築 ・応急仮置場の設置・管理 ・地区仮置場の確保 ・地区仮置場の管理体制の構築 ・地区仮置場の設置・管理 ・ごみの排出・収集に係る情報提供 ・環境対策・モニタリング／火災対策／悪臭及び害虫発生防止対策の実施 | 総務班 資源管理班 | 災対企画経営部 災対街づくり支援部 災対防災危機管理室 災対総務部 各災対地区本部 | 94 |
| <u>道路障害物の除去</u> ・区内道路の被災状況の把握 ・道路障害物撤去に関する計画の策定 ・道路障害物の除去 ・道路障害物の運搬 | 総務班 資源管理班 処理班 | 各災対地区本部 災対街づくり支援部 | 100 |

| 対応事項 | 主な担当 | 関連他部 | 該当項目の 冒頭ページ |
|---|---------------------|--------------------------------|----------------|
| <u>片付けごみの収集</u> ・片付けごみの収集方法の検討 ・片付けごみの収集体制の構築 ・片付けごみの収集の実施 ・収集した片付けごみ量の把握 ・今後新たに排出が見込まれる片付けごみの発生量の推計 | 総務班 資源管理班 処理班 | 災対企画経営部 各災対地区本部 災対みなと保健所 | 104 |
| <u>損壊家屋等の撤去等</u> ・倒壊の危険のある建物の優先撤去 ・被災住宅の応急危険度判定／家屋住宅被害状況調査／り災証明書の発行 ・石綿対策／太陽光パネル・蓄電池等への対応／適正処理の指導 | 総務班 処理班 | 各災対地区本部 災対街づくり支援部 | 109 |
| <u>適正処理が困難な廃棄物等への対応</u> ・腐敗性廃棄物の処理先（清掃工場・最終処分場等）への搬出 ・害虫・悪臭防止のための消石灰・消臭剤の散布 ・廃自動車等の所有者への引渡し／自動車リサイクル法によるリサイクル ・有害物質・有害物質含有廃棄物等を取り扱う施設の被害状況の把握 ・有害物質・有害物質含有廃棄物等の適正処理 ・適正保管のための漏洩防止措置等の実施 | 総務班 処理班 | 各災対地区本部 災対企画経営部 災対みなと保健所 | 118 |
| <u>許認可申請</u> ・許認可満了日の延伸措置・減免措置等の対応 | 総務班 | 災対産業・地域振興支援部 | 137 |

6.2 被災者・災害ボランティアへの周知・広報

被災地における公衆衛生の確保・生活環境の保全、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理の推進のため、損壊家屋等から排出される家財道具（片付けごみ）をはじめ災害廃棄物の分別区分や排出方法、収集頻度、仮置場の設置・運営等に関する情報については、区民・事業者及び災害ボランティアに正確な情報が伝わるよう、様々な手段を用いて速やかに周知・広報を行います。

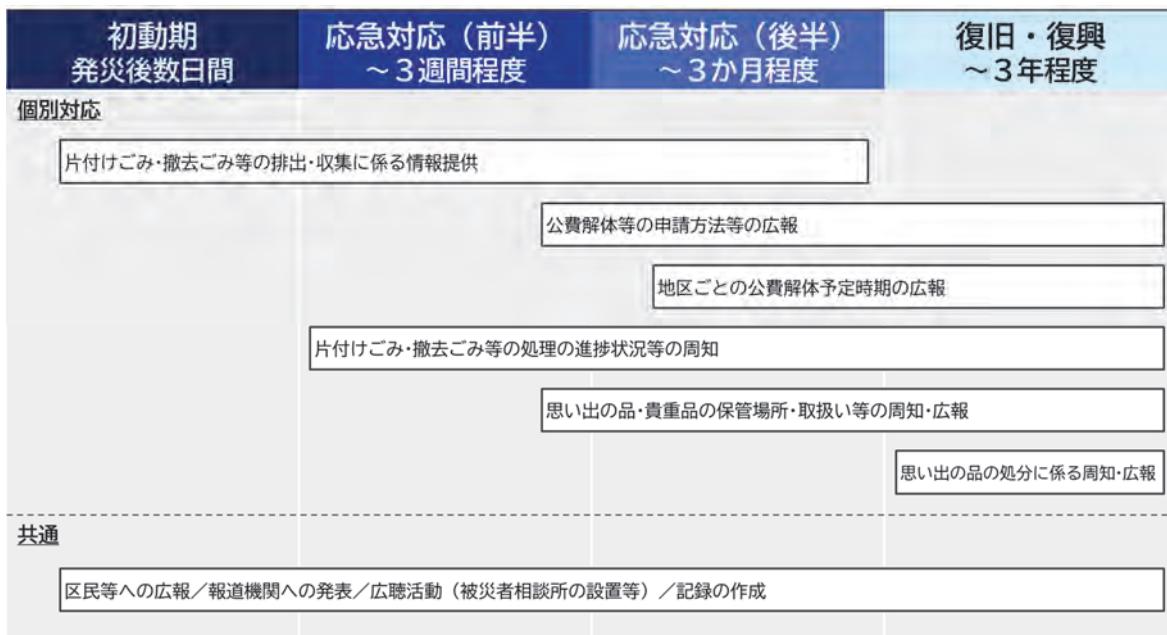


図 6-1 被災者・災害ボランティアへの周知・広報の発災後における対応フロー

(1) 発災時の対応 | 初動期、応急対応（前半）

1) 片付けごみ・撤去ごみ等の排出・収集に係る情報提供

- 処理班（処理・処分担当）は、臨時的な分別区分の変更、ごみの排出場所・排出方法、片付けごみの回収方法など、区民・事業者等に提供すべき内容について検討します。
- 総務班（広報担当）は、災対企画経営部（災対区長室）と連携し、表 6-2 に示す手段を用いて、処理班（処理・処分担当）が検討した内容について情報提供を行います。また、必要に応じ、予告広報（地区仮置場や一次仮置場の設置を予告する内容の広報）を行います。
- 災害発生時は、区内の被害が一様ではないことを踏まえ、被害の程度によって、排出されるごみの種類や排出される時期・タイミング等が異なることに留意します。
- 情報提供に当たっては、ごみ出しが困難な高齢者や障害者等にも配慮するとともに、外国人居住者にも正確な情報が伝わるよう留意します。
- 片付けごみの排出は、災害ボランティア等の支援により行うことが想定されたため、片付けごみが混合状態で排出されないよう、総務班（広報担当）は、災対企画経営

部（災対区長室）・災対保健福祉支援部（災対保健福祉課）と連携して、災害ボランティアセンターを通じて、災害ボランティアに対して片付けごみの排出に係る情報を周知します。

- 総務班（涉外担当）は、片付けごみの収集方法の周知や地区仮置場等の管理方法について、各地区的町会・自治会等と協議・調整を行うとともに、片付けごみの分別排出の徹底について、協力を要請します。
 - 資源管理班（仮置場担当）は、地区仮置場の設置前に、地区仮置場に搬入を許可する片付けごみの種類、搬入方法、地区仮置場の管理・運営方法、場内での分別徹底、地区仮置場の場所や開設時間等について検討します。総務班（広報担当）は、その内容について周知・広報します。
 - ★ 特に水害時は、水が引いた直後から片付けごみが排出されることが想定されるため、ごみの排出・収集に係る情報は速やかに周知します。
- ※「★」は特に水害対応について示します。以下同じです。

表 6-2 区の通信手段

| 手段 | 概要 |
|----------------|--|
| 港区防災行政無線（同報系） | 災害時に区民等に災害情報等を伝達するため、区有施設や民間の協力ビル等に設置してある無線設備。災害時等には、屋外拡声子局（スピーカー）から、緊急情報をお知らせします。 |
| 防災行政無線放送内容確認電話 | 指定の電話番号に連絡すると、防災行政無線（同報系）で直近に放送した内容を確認できます。 |
| 防災情報メール | あらかじめメールアドレスを登録した区民等に対し、防災情報をメールにて配信します。 |
| 港区ホームページ | 災害時に、防災情報を HP 上に掲載します。 緊急情報管理システムを活用し、災害廃棄物の処理に係る緊急情報等を発信します。 |
| ケーブルテレビ | 自然災害や緊急を要する事態発生時等において、J:COM のコミュニティチャンネルで、住民への告知や避難情報や避難所の開設状況等の情報提供を行います。 |
| 広報みなとかわら版 | 災害対策本部等が決定した情報を基に、災害廃棄物の処理に係る広報みなとかわら版を発行し、区設掲示板に掲出します。 |
| 青色防犯パトロール車両 | 白黒塗装の青色回転灯装備車両により、24 時間体制で区内を巡回しています。災害時や緊急時には、災害に関する放送を行います。 |

| 手段 | 概要 |
|------------------------------|--|
| LINE、ツイッター、フェイスブック、デジタルサイネージ | 緊急情報管理システムを活用し、区ホームページと自動連携した災害廃棄物の処理に係る緊急情報等を発信します。ツイッター、フェイスブックは、日本語・英語・中国語・ハングルのアカウントがあり、それぞれの言語で配信しています。 |
| L アラート (災害情報共有システム) | 区が発出した避難指示や避難勧告といった災害関連情報をはじめとする公共情報を、放送局やアプリ事業者等の「情報伝達者」である多様なメディアに対して一斉送信することで、災害関連情報等の迅速かつ効率的な住民への伝達を可能とする共通基盤です。 |
| CATV 回線を使用した防災行政無線放送 | CATV 回線を活用した専用端末によって、自宅の室内で直接、防災行政無線放送を聞くことができます。 |
| 港区防災アプリ | 日本語・英語・中国語・ハングルの選択ができ、災害の最新情報をプッシュ通知にいち早くお知らせします。そのほかにもハザードマップの被害予測の範囲の表示や、避難所の開設状況の確認、現在地から避難所までのルート検索が可能です。 |
| 港区防災ラジオ | 出力が大きく室内にも届きやすい 280 メガヘルツ帯の電波を使い、室内や放送が聞こえづらい場所でも防災行政無線放送を受信できます。 |

2) 片付けごみ・撤去ごみ等の処理の進捗状況等の周知

- 総務班（総合調整担当）は、「6.10 処理業務の進捗管理」(128 ページ) に示す情報を定期的に収集・集約して片付けごみ・撤去ごみ等の処理の進捗状況を把握とともに、庁内及び庁外関係者（東京都・特別区災害廃棄物処理対策本部等）と情報共有を行います。
- 総務班（広報担当）は、災対企画経営部（災対区長室）と連携し、片付けごみ・撤去ごみ等の処理の進捗状況等を対外的に周知します。

3) 公費解体等の申請方法等の広報

- 損壊家屋等の撤去は、原則として所有者が実施するものの、公費解体等（公費解体事業や費用償還制度の構築による被災家屋の撤去等）を行う場合、所有者の意思確認のため、処理班（処理・処分担当）は、災対企画経営部（災対区長室）・各災対地区本部（災対管理課）・災対台場地区対策室・災対街づくり支援部と連携し、公費解体等の申請方法等について、被災者に周知・広報し、申請窓口を設置します。
- 公費解体事業を行う場合、処理班（処理・処分担当）は、公費解体事業に係る要綱

や取扱要領を作成するとともに、申請に必要な様式等を準備します。

- 費用償還制度を構築する場合、処理班（処理・処分担当）は、償還額の基準の設定や事前申請手続について検討し、費用償還制度に係る要綱や取扱要領等を作成するとともに、申請に必要な様式等を準備します。

4) 思い出の品・貴重品の保管場所・取扱い等の周知・広報

- 総務班（広報担当）は、災対企画経営部（災対区長室）・各災対地区本部（災対協働推進課）・災対台場地区対策室と連携し、思い出の品・貴重品の取扱い等にかかる情報を周知・広報します。

(2) 発災時の対応 | 応急対応（後半）以降

1) 片付けごみ・撤去ごみ等の排出・収集に係る情報提供

- 応急対応（前半）における対応を継続します。
- 応急対応（前半）時のごみの排出・収集方法や地区仮置場の運営等を変更する場合、総務班（広報担当）は、災対企画経営部（災対区長室）と連携し、適宜、情報提供内容を更新します。
- 災害ボランティア等の支援が本格化するに際し、隅々まで情報が行き届かないことも想定されるため、総務班（広報担当）は、災対企画経営部（災対区長室）や災対保健福祉支援部（災対保健福祉課）と連携して、災害ボランティアセンターを通じて、災害ボランティアへの正確な情報提供に関して効率化を図ります。

2) 片付けごみ・撤去ごみ等の処理の進捗状況等の周知

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

3) 公費解体等の申請方法等の広報

- 応急対応（前半）における対応を継続します。
- 発災後の状況によっては、公費解体等の補助対象が変更となることも想定されるため、処理班（処理・処分担当）は、必要に応じて要綱・取扱要領・様式等を修正し、改めて被災者に周知・広報します。

4) 地区ごとの公費解体予定時期の広報

- 被災規模が大きく、広い範囲で公費解体事業を行う場合、処理班（処理・処分担当）は、災対企画経営部（災対区長室）・各災対地区本部（災対管理課）・災対台場地区対策室・災対街づくり支援部と連携し、重機の稼働などが効率的に行えるよう地区ごとに順序を決定し、申請者に限らず周辺住民も含め、地区ごとの予定時期を広報します。

5) 思い出の品の保管場所・取扱い等の周知・広報

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

6) 思い出の品の処分に係る周知・広報

- 一定期間を経過した思い出の品を処分する際、総務班（総合調整担当）は、災対企画経営部（災対区長室）・各災対地区本部（災対協働推進課）・災対台場地区対策室と連携し、処分前に周知するよう留意します。

(3) 平時の対策

- みなとリサイクル清掃事務所（ごみ減量・資源化推進係）は、「7.1 (3) 平時からの区民・事業者等への周知・啓発」（139 ページ）に示す内容について、区民・事業者等へ周知・啓発を行います。
- みなとリサイクル清掃事務所（ごみ減量・資源化推進係）は、発災後に速やかに周知・広報ができるよう、ひな型を作成します。

6.3 片付けごみ・撤去ごみ等の発生量の推計

片付けごみ・撤去ごみ等の適正かつ円滑・迅速な処理を進めることができるように、発災後、速やかに必要な情報を収集し、片付けごみ・撤去ごみ等の発生量の推計を行います。

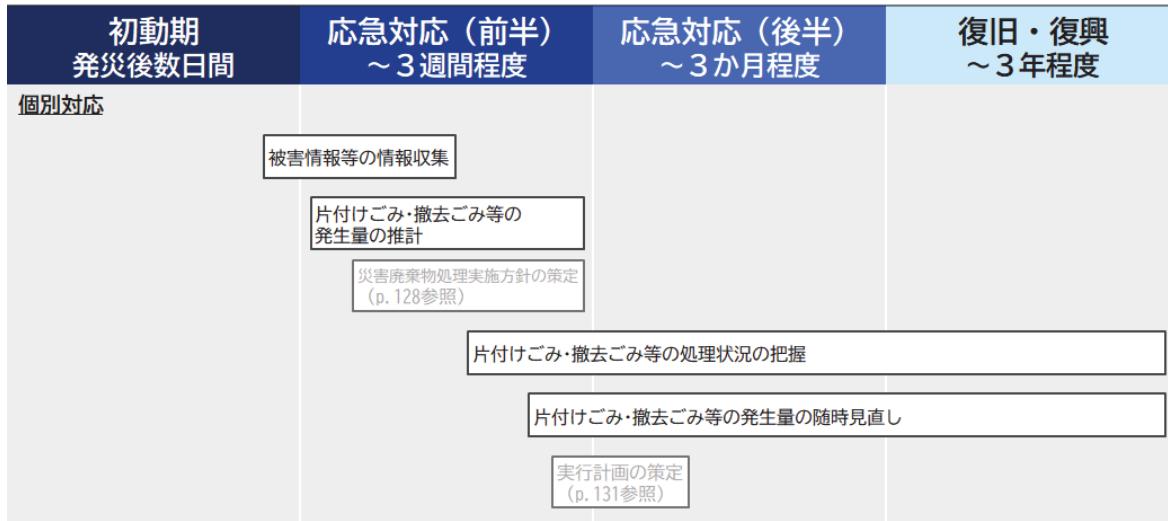


図 6-2 片付けごみ・撤去ごみ等の発生量の推計の発災後における対応フロー

(1) 発災時の対応 | 初動期、応急対応（前半）

1) 被害情報等の情報収集

- 総務班（総合調整担当）は、災害対策本部から得られる情報のほか、各災対地区本部（災対管理課）・災対台場地区対策室・災対街づくり支援部（災対都市計画課・災対建築課）と連携し、応急危険度判定結果、家屋住宅被害状況調査、り災証明の発行状況等の情報を収集・整理します。
- 被害の全容が明らかとなっていない場合、地震や水害の被害情報（震度分布図や浸水域等）から建物被害を想定します。

2) 片付けごみ・撤去ごみ等の発生量の推計

- 総務班（総合調整担当）は、収集した情報を基に、建物被害棟数に原単位（1棟当たりの廃棄物量）、組成割合（1棟当たりの廃棄物の種類組成）を乗じて片付けごみ・撤去ごみ等の発生量・要処理量を推計します。
- 発災直後の段階では、区が処理する災害廃棄物の範囲や被害情報が確定していないことから、片付けごみ・撤去ごみ等の発生量の推計値は確度が十分でないことを理解し、都度得られる被害情報や現場の最新情報等に基づき、適宜、推計値の見直しを行います。

【撤去ごみ発生量の推計方法】

$$\text{撤去ごみ発生量} = \sum [\text{撤去ごみの組成毎に(全壊棟数+半壊棟数/2+焼失棟数)} \\ \times 1 \text{ 棟当たりの撤去ごみ発生量}] \times (\text{撤去ごみ種類組成})]$$

1 棟当たりの撤去ごみ発生量(単位:トン/棟)

| 区分 | 廃棄物量 |
|-----|-------|
| 木造 | 59.1 |
| 非木造 | 623.1 |
| 焼失 | 22.7 |

解体工事実施率(単位:%)

| 区分 | 割合 |
|----|-----|
| 全壊 | 100 |
| 半壊 | 50 |
| 焼失 | 100 |

1 棟当たりの撤去ごみ種類組成(単位:%)

| 区分 | コンクリートがら | 木くず | 金属くず | その他(可燃) | その他(不燃) |
|-----|----------|------|------|---------|---------|
| 木造 | 47.5 | 20.4 | 1.4 | 3.8 | 26.9 |
| 非木造 | 85.1 | 0.5 | 7.0 | 0.9 | 6.4 |
| 焼失 | 58.9 | 5.1 | 1.7 | 1.0 | 33.4 |

※「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」(平成27(2015)年3月、特別区清掃主幹部長会)

3) 片付けごみ・撤去ごみ等の処理状況の把握

- 総務班(総合調整担当)は、「6.10 処理業務の進捗管理」(128ページ)に示す情報を定期的に収集・集約して片付けごみ・撤去ごみ等の処理の進捗状況を把握します。

4) 片付けごみ・撤去ごみ等の発生量の随時見直し

- 総務班(総合調整担当)は、都度得られる被害情報や現場の最新情報等に基づき、適宜、推計値の見直しを行います。
- 地区仮置場や一次仮置場へ片付けごみが搬入されている場合、資源管理班(仮置場担当)は、現地計測による堆積や見かけ比重等から搬入量・保管量を把握し、総務班(総合調整担当)はその情報を基に片付けごみ・撤去ごみ等の発生量・要処理量の見直しを行います。

(2) 発災時の対応 | 応急対応(後半)以降

1) 片付けごみ・撤去ごみ等の処理状況の把握

- 応急対応(前半)における対応を継続します。

2) 片付けごみ・撤去ごみ等の発生量の随時見直し

- 応急対応(前半)における対応を継続します。
- 公費解体等が行われている場合、可能であれば損壊家屋等から生じる撤去ごみ等の

組成調査を行い、原単位を調査し、発生量推計の精度向上に役立てます。

(3) 平時の対策

- みなとリサイクル清掃事務所（計画係）は、発災後に速やかに片付けごみ・撤去ごみ等の発生量・要処理量の推計を行うことができるよう、推計フォーマットを作成します。
- みなとリサイクル清掃事務所（計画係）は、被害情報について、迅速かつ正確な情報収集・情報共有が行えるよう、各地区総合支所（管理課）・街づくり支援部（都市計画課・建築課）と連携し、被害状況の把握に係る情報共有方法について検討します。

6.4 仮置場

災害廃棄物の処理の準備が整うまでの間、仮置場で適正に廃棄物を保管します。仮置場での廃棄物の保管に当たっては、その後の処理に影響をきたさないよう、廃棄物の種類毎に分別仮置き・保管します。

なお、区内には面積の広い空地が少なく、平坦で起伏のない土地がまとまって立地していないことから、災害廃棄物の仮置場の確保・設置は大きな課題であるものの、災害廃棄物処理を適正かつ円滑・迅速に推進していくためには、地区仮置場及び一次仮置場の速やかな開設及び適正な運営・管理は必須です。区内に複数個所の仮置場を設置できるよう、平時から空地所管課と調整するとともに、あらかじめ候補地を選定し、災害状況を踏まえた上で速やかに指定します。

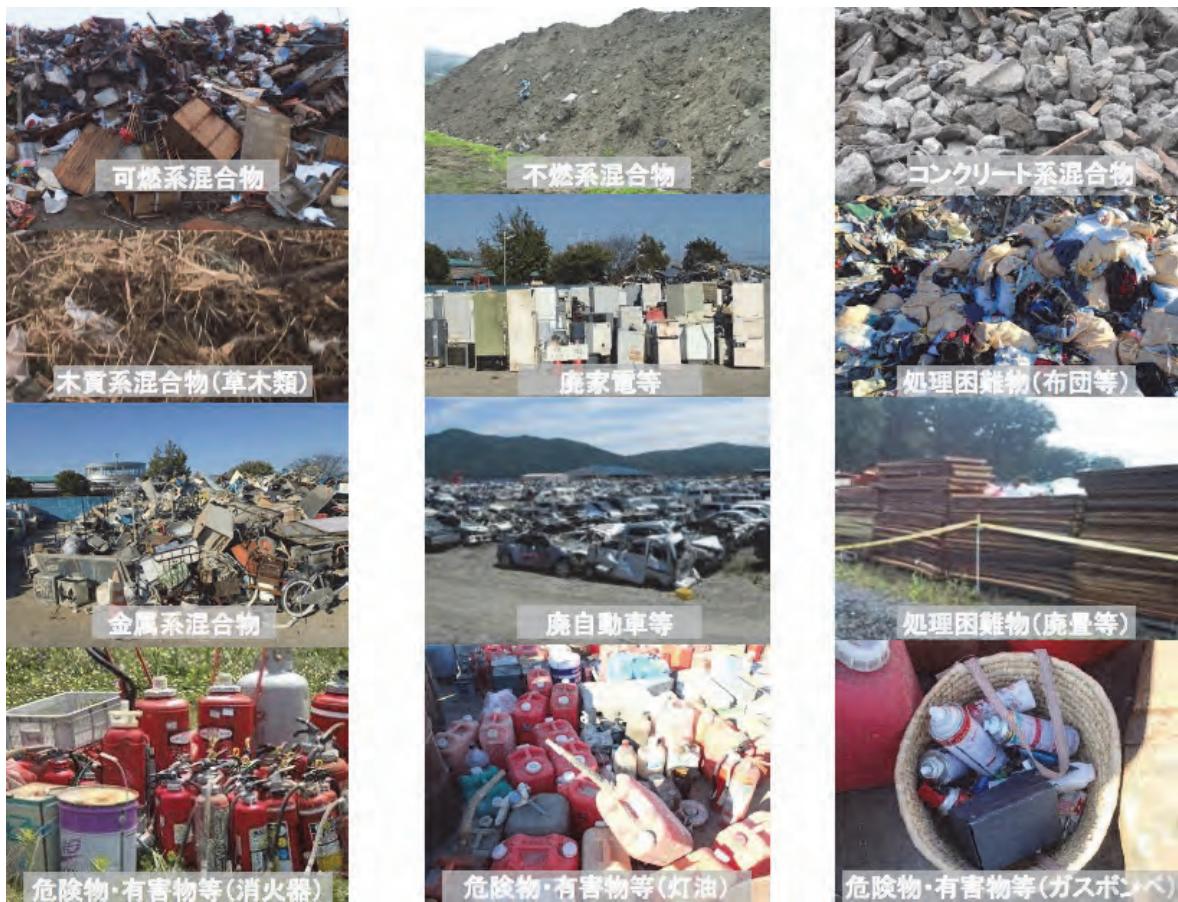
また、適正に運営・管理を行えるように活用可能な災害時協定の精査や災害時の体制面についても調整します。

表 6-3 仮置場等の分類

| 分類 | 説明 |
|---------------------|---|
| 応急仮置場 ^{※1} | ・道路啓開や救助活動等の応急活動によって除去された道路上障害物等の一時的な置場のことです。 |
| 地区仮置場 ^{※2} | ・区立公園等を利用した区内に身近な場所に設置する仮置場で、住民が片付けごみ等を直接持ち込むための仮置場のことです。 |
| 一次仮置場 | ・地区仮置場から区が収集した片付けごみ及び応急仮置場に集積された道路上障害物等を集積し、分別後処理施設又は二次仮置場まで搬出するまでの間、保管するための区が設置する仮置場のことです。 |
| 二次仮置場 | ・各区の一次仮置場の災害廃棄物（広域な地域の災害廃棄物）を集積し、再度分別した後、破碎又は焼却等の処理をするまでの間保管する都県などに設置する仮置場のことです。仮設の破碎処理施設や資源物の一時保管場所を併設することもあります。 |

※1 「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」（平成27（2015）年3月、特別区清掃主管部長会）における「応急集積場所」を意味します。

※2 「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」（平成27（2015）年3月、特別区清掃主管部長会）における「地区集積所」を意味します。



出典：環境省通知

図 6-3 災害廃棄物の分別区分（例）

表 6-4 仮置場管理に必要な人員（例）

| 役割 | 説明 | 人数（例）※ ¹ |
|--------|--------------------------|---------------------|
| 受付 | ・被災者確認、積荷チェック、台数カウント等 | 1 ※ ² |
| 荷下ろし補助 | ・重量物や大型ごみの荷下ろし補助 | 1～2 ※ ³ |
| 分別指導 | ・場内レイアウトや分別区分に基づく分別指導・案内 | 1～2 ※ ³ |
| 交通誘導 | ・接触事故等の防止や渋滞緩和のための車両誘導 | 1 |
| オペレーター | ・保管・集積物の積上げや分別等を行う重機の操作 | 1～2 ※ ³ |
| 警備員 | ・不法投棄や有価物の持ち去り防止 | 1 |

※ 1 仮置場内の作業員の安全・健康管理の観点から交代要員の確保が必要です。

※ 2 被災者確認や受付時にトラブルとならないよう、区職員の配置が必要です。

※ 3 場内レイアウト・分別品目により記載人数よりも多くの人員が必要なこともあります。

表 6-5 (1) 仮置場等に必要な資機材（設置・処理に関する資機材）

| 主な資機材リスト | 用途 | 必須 | 必要に応じて |
|--|--|----|--------|
| 「設置」に関する必要資機材 | | | |
| 敷鉄板、砂利 | ・大型車両の走行、ぬかるみ防止 | | ○ |
| マグネット付のバックホウ等 | ・敷鉄板の敷設 | | ○ |
| 出入口ゲート、チェーン、南京錠 | ・保安対策（進入防止） ・不法投棄・盗難等の防止 | ○ | |
| 案内板、立て看板、場内配置図、告知看板 | ・運搬車両の誘導 ・災害廃棄物の分別区分の表示 ・お知らせ・注意事項の表示等 | ○ | |
| コーン標識、ロープ | ・仮置き区域の明示 ・重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策 | | ○ |
| 受付 | ・搬入受付 | ○ | |
| 「処理」に関する必要資機材 | | | |
| フォーク付のバックホウ等 | ・災害廃棄物の粗分別・粗破碎・積み上げ | ○ | |
| マグネット、スケルトン | ・搬出車両の積込み | | ○ |
| 移動式破碎機 | ・災害廃棄物の破碎 | | ○ |
| 運搬車両 (パッカー車・平ボディ車・ 大型ダンプ・アームロール車等) | ・災害廃棄物の搬入・搬出 | ○ | |

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30（2018）年 3 月、環境省） 技術資料「【技 17-1】 必要資機材」を参考に一部修正

表 6-5 (2) 仮置場等に必要な資機材（作業員・管理に関する資機材）

| 主な資機材リスト | 用途 | 必須 | 必要に応じて |
|------------------------|--|-----------------------|-----------------------|
| 「作業員」に関する必要資機材 | | | |
| 保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓 | ・安全対策・アスベスト吸引防止 | <input type="radio"/> | |
| 休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ | ・職員のための休憩スペース、トイレ | | <input type="radio"/> |
| クーラーボックス | ・職員の休憩時の飲料水の保管 | | <input type="radio"/> |
| 「管理」に関する必要資機材 | | | |
| 簡易計量器 | ・災害廃棄物の搬入・搬出時の計量 | | <input type="radio"/> |
| シート | ・土壤汚染の防止 ・飛散防止 | | <input type="radio"/> |
| 仮囲い | ・飛散防止 ・保安対策 ・不法投棄・盗難防止 ・騒音低減 ・景観への配慮 | | <input type="radio"/> |
| 飛散防止ネット | ・飛散防止 | | <input type="radio"/> |
| 防塵ネット | ・粉じんの飛散防止 | | <input type="radio"/> |
| タイヤ洗浄設備 散水設備・散水車 | ・粉じんの飛散防止 | | <input type="radio"/> |
| 発電機 | ・電灯や投光機、水噴霧のための電力確保 ・職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用 | | <input type="radio"/> |
| 消臭剤 | ・臭気対策 | | <input type="radio"/> |
| 殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤 | ・害虫対策・害獣対策 | | <input type="radio"/> |
| 放熱管、温度計 消火器、防火水槽 | ・火災発生防止 (堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定) | | <input type="radio"/> |
| 掃除用具 | ・仮置場その周辺の掃除（美観の保全） | | <input type="radio"/> |

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30（2018）年 3 月、環境省） 技術資料「【技 17-1】必要資機材」を参考に一部修正

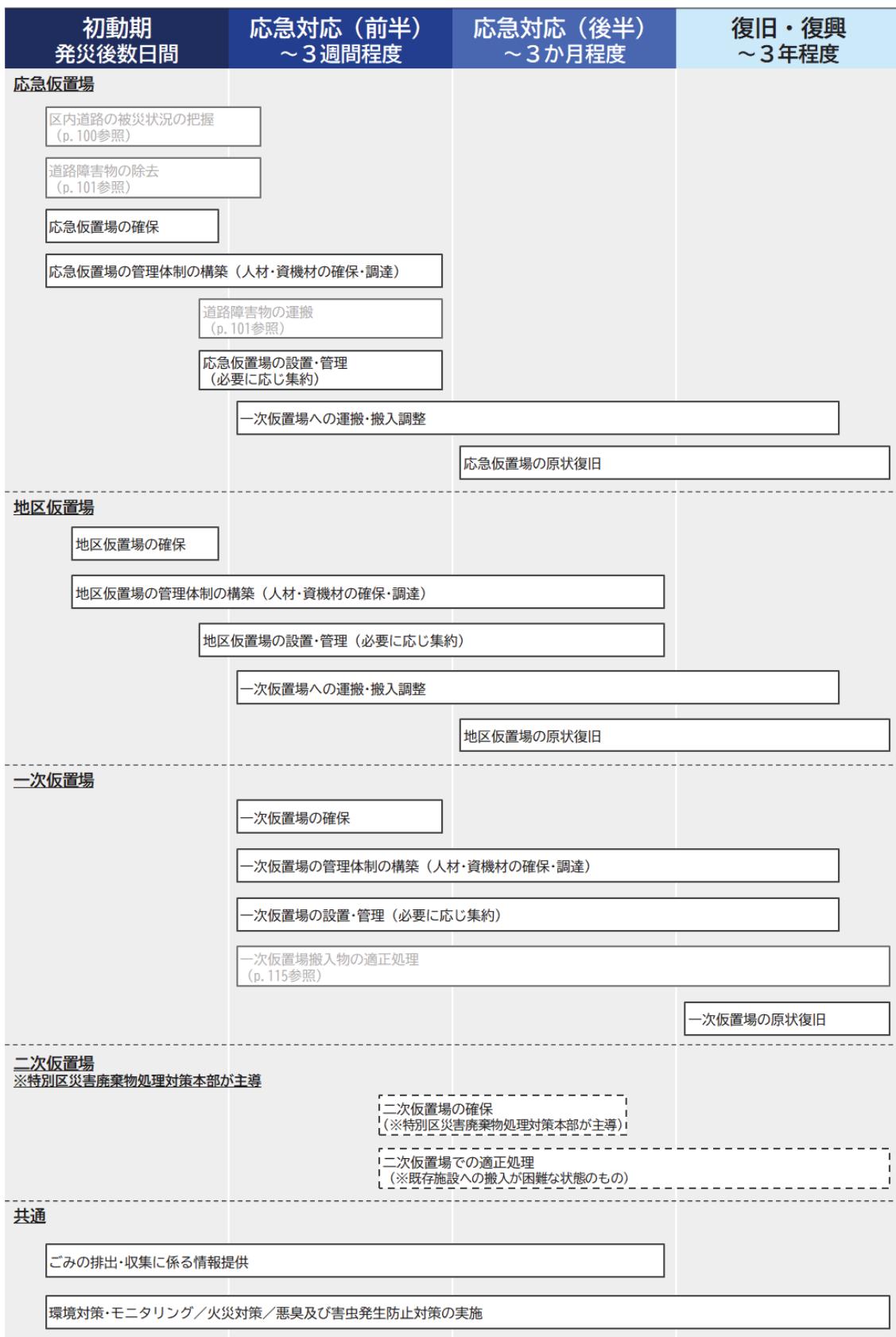


図 6-4 仮置場の発災後における対応フロー

(1) 発災時の対応 | 初動期、応急対応（前半）

1) 応急仮置場

① 応急仮置場の確保

- 資源管理班（仮置場担当）は、災対街づくり支援部（災対土木課）・各災対地区本部（災対まちづくり課）と連携・調整し、除去された道路障害物の運搬先となる応急仮置場を確保します。
- 応急仮置場に集積するものは、道路啓開や緊急性のある建物等の損壊物が主となることから、道路脇や啓開道路に面した空地を想定します。

② 応急仮置場の管理体制の構築（人材・資機材の確保・調達）

- 資源管理班（仮置場担当）は、災対街づくり支援部（災対土木課）・各災対地区本部（災対まちづくり課）と連携・調整し、応急仮置場の管理体制を構築します。

③ 応急仮置場の設置・管理（必要に応じ集約）

- 資源管理班（仮置場担当）は、災対街づくり支援部（災対土木課）・各災対地区本部（災対まちづくり課）と連携・調整し、速やかに応急仮置場を設置し、各道路管理者や協力協定を締結した関係業界等と情報を共有します。
- 応急仮置場に一時的に集積した道路障害物が路上等に出て、人身事故・物損事故等の二次被害が発生しないよう、集積方法に留意するとともに、周辺住民等がみだりに立入ることが無いよう立入禁止措置等の対策を講じます。
- 除去した道路障害物は、その運搬、処理・処分の取扱いが災害復旧に係る補助事業の種類によって異なることから、片付けごみ等の災害廃棄物と混在しないよう、適正に管理するとともに、通行障害とならないよう、一次仮置場に速やかに搬出します。
- 道路復旧の進捗に応じ、設置した応急仮置場を集約した方が効率的な場合、資源管理班（仮置場担当）は、災対街づくり支援部（災対土木課）・各災対地区本部（災対まちづくり課）と調整し、集約について検討します。

④ 一次仮置場への運搬・搬入調整 ※応急仮置場からの運搬※

- 道路障害物の除去状況・応急仮置場の集積状況等を踏まえ、処理班（処理・処分担当）は、災対街づくり支援部（災対土木課）・各災対地区本部（災対まちづくり課）と連携・調整し、応急仮置場に集積された道路障害物を一次仮置場に搬入します。
- 道路障害物の運搬時に積載物の落下や飛散等を防止するための措置を講じます。
- 一次仮置場には応急仮置場に集積された道路障害物のほか、地区仮置場に集積された片付けごみ等が搬入されることから、処理班（処理・処分担当）は、事故防止に努め、一次仮置場への搬入調整を行います。

2) 地区仮置場

① 地区仮置場の確保

- 資源管理班（仮置場担当）は、空地所管課と調整し、住民が片付けごみ等を直接持ち込むための地区仮置場を確保します。
- 区民や災害ボランティア等が自ら片付けごみを持ち込むことができるよう、区民の生活圏に近い場所に確保・設置するものとし、街区公園等の空地を想定します。なお、生活環境の保全・公衆衛生の確保のため、集積した片付けごみの適正な保管と円滑な搬出が行える場所を前提とします。

② 地区仮置場の管理体制の構築（人材・資機材の確保・調達）

- 資源管理班（仮置場担当）は、災対防災危機管理室（災対防災課）や災対総務部（災対人事課）等と調整し、災害時協定の活用も検討した上で、地区仮置場の管理に必要な人員・資機材を確保します。
- 地区仮置場の管理に当たり、人員・資機材が大幅に不足する場合等については、必要に応じ、町会・自治会等との連携も検討します。
- 地区仮置場の管理に支障が生じている（不法投棄の頻発、生活ごみと片付けごみの混在、通行障害、生活環境への影響等が定常化している等）場合、資源管理班（仮置場担当）は、追加の人員補填や地区仮置場の一時的な閉鎖等、管理体制の見直しを行います。

③ 地区仮置場の設置・管理（必要に応じ集約）

- 地区仮置場は、原則として区が管理するものとし、資源管理班（仮置場担当）は、構築した管理体制に基づき適正に管理します。
- 地区仮置場での分別仮置き・適正保管を徹底するため、資源管理班（仮置場担当）は、場内レイアウトの作成、看板等を準備するとともに、強風・暴風時に片付けごみが流出・飛散しないよう、飛散防止ネット等も準備します。
- 地区仮置場の管理に当たっては、片付けごみ等の積み下ろし・積込み作業等に伴う騒音・振動・粉じんなど、生活環境への影響に配慮します。
- 地区仮置場に集積した片付けごみ等が路上等に出て、人身事故・物損事故等の二次被害が発生しないよう、集積方法に留意するとともに、周辺住民等がみだりに立入ることが無いよう立入禁止措置等の対策を講じます。
- 片付けごみの排出状況や処理状況の進捗に応じ、設置した地区仮置場を集約した方が効率的な場合、資源管理班（仮置場担当）は集約について検討します。地区仮置場を集約する場合、資源管理班（仮置場担当）は総務班（広報担当）と情報共有を行い、速やかに区民等に対して周知・広報を行います。

④ 一次仮置場への運搬・搬入調整 ※地区仮置場からの運搬※

- 片付けごみの排出状況・地区仮置場の集積状況等を踏まえ、処理班（処理・処分担当）は、地区仮置場に集積された片付けごみを一次仮置場に搬入します。

- 片付けごみの運搬時に積載物の落下や飛散等を防止するための措置を講じます。
- 一次仮置場には応急仮置場に集積された道路障害物のほか、地区仮置場に集積された片付けごみ等が搬入されることから、処理班（処理・処分担当）は、事故防止に努め、一次仮置場への搬入調整を行います。
- 一次仮置場の保管スペースがひっ迫する場合、資源管理班（仮置場担当）は、災害廃棄物処理の進捗や被災地の生活環境への影響等を踏まえ、一次仮置場からの搬出速度を上げるための対策（処理先・運搬手段の確保等）を講じるとともに、一次仮置場への搬入速度を下げるための対策（搬入量の制限、一次仮置場の一時的な閉鎖等）も検討します。

3) 一次仮置場

① 一次仮置場の確保

- 資源管理班（仮置場担当）は、空地所管課と調整し、道路障害物・片付けごみ・損壊家屋等の撤去により生じる廃棄物を処理施設に搬出するまでの間、適正に保管するための一次仮置場を確保します。
- 応急仮置場に集積された道路上障害物、地区仮置場に集積された片付けごみ、損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物の処理に関して、その運搬、処理・処分の取扱いは災害復旧に係る補助事業の種類によって異なることから、区別して保管するためのスペースを確保できるよう、一定面積以上（3,000m²）の区立公園等の空地を想定します。
- 区立公園等の空地だけでは不足する場合、資源管理班（仮置場担当）は、総務班（涉外担当）と連携し、都有地・国有地等の公有地のほか、民有地の利用に関して、土地所有者と調整します。

② 一次仮置場の管理体制の構築（人材・資機材の確保・調達）

- 一次仮置場の管理は、専門的な業務が主となることから、必要資機材・重機等の確保・調達を含め、原則、民間事業者への委託によります。
- 一次仮置場の管理に際し、開設直後から民間事業者の支援が得られるとは限らないことから、発災当初一定期間は区職員のみで管理することを想定します。

③ 一次仮置場の設置・管理（必要に応じ集約）

- 資源管理班（仮置場担当）は、一次仮置場の運営業務全般を指揮するとともに、適正に一次仮置場が管理・運営されているか監理（監督）します。
- 一次仮置場での分別仮置き・適正保管を徹底するため、資源管理班（仮置場担当）は、場内レイアウトの作成、看板等を準備するとともに、強風・暴風時に片付けごみが流出・飛散しないよう、飛散防止ネット等も準備します。
- 資源管理班（仮置場担当）は、既存の廃棄物処理施設等の処理先での受入基準等を満足するよう、一次仮置場で重機等を用いた粗選別を行います。なお、中間処理施

設へ運搬する際は、特別区災害廃棄物処理対策本部の指示に基づくものとし、一時的に保管が必要な場合、粗選別したものは適正に保管します。

- 廃家電等のうち、家電リサイクル法のリサイクルルートによりリサイクルできる状態のものは、処理班（処理・処分担当）が一般財団法人家電製品協会等に連絡して業者に引き渡します。原型をとどめていないようなものなど、家電リサイクル法のリサイクルルートによりリサイクルできない状態のものは、特別区災害廃棄物処理対策本部の指示に基づき、二次仮置場等へ運搬します。
- 一次仮置場での分別基準は、一次仮置場において十分な面積を確保できる場合、環境省が発出する事務連絡（災害廃棄物の処理に係る仮置場の確保と災害廃棄物の分別の徹底について（周知））に基づく分別基準（12分別）を原則とします。
- 一次仮置場において十分な面積を確保できない場合は、一次仮置場ごとに搬入・集積する品目を変える方法も検討するほか、現場で分別し、コンクリートがらや金属くずを現場に残し、危険物や可燃性のものから一次仮置場に搬入するなどの方法も検討します。
- 一次仮置場がほとんど確保できない場合は、現場で分別し、直接二次仮置場又は処理・処分先へ搬入します。
- 特別区災害廃棄物処理対策本部や東京二十三区清掃一部事務組合等において、二十三区共通の分別基準が検討された場合等は、一次仮置場での分別基準等について、適宜、見直しを行います。

4) 二次仮置場

① 二次仮置場の確保

- 一次仮置場での粗選別では既存の廃棄物処理施設の受入基準を満足できなかったり、搬入量が搬出量を大幅に上回り一次仮置場がひっ迫するような場合など、特別区災害廃棄物処理対策本部において、特別区内で発生した災害廃棄物量等を基に、二次仮置場の必要性を検討します。
- 二次仮置場は、広域処理のための積み出しや各区の一次仮置場からの搬入の利便性等を考慮して、特別区内に複数設置することを原則とし、二次仮置場場内には、原則として仮設の処理施設及び資源化物一時保管場所を併設します。

② 二次仮置場での適正処理

- 二次仮置場の管理は、一次仮置場の管理と同様、専門的な業務が主となることから、原則、民間事業者への委託によります。
- 二次仮置場の設置・運営は、特別区全体で行い、実務は特別区災害廃棄物処理対策本部で行います。
- 二次仮置場への運搬は、特別区災害廃棄物処理対策本部の指示に従います。
- 二次仮置場に搬入された災害廃棄物は、既存の廃棄物処理施設の受入基準を満たすよう、二次仮置場内に設置される仮設の処理施設で適正処理を行います。

(2) 発災時の対応 | 応急対応（後半）以降

1) 応急仮置場

① 一次仮置場への運搬・搬入調整 ※応急仮置場からの運搬※

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

② 応急仮置場の原状復旧

- 資源管理班（仮置場担当）は、応急仮置場の原状復旧として、道路障害物の撤去完了を確認した上で、道路障害物の集積・保管等により埋設した廃棄物がある場合は埋設廃棄物を適正に処理します。
- 資源管理班（仮置場担当）は、土地の返却前に土地所有者と協議し、必要な場合は、地面の表面に残った残留物の撤去や土壌の漉き取り・客土、土壌分析等を行います。

2) 地区仮置場

① 地区仮置場の管理体制の構築（人材・資機材の確保・調達）

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

② 地区仮置場の設置・管理（必要に応じ集約）

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

③ 一次仮置場への運搬・搬入調整 ※地区仮置場からの運搬※

- 応急対応（前半）における対応を継続します。
- 公費解体等の事業を実施する場合、損壊家屋等の撤去・解体に伴い生じる廃棄物の搬入が想定されることから、資源管理班（仮置場担当）は、損壊家屋等の撤去・解体に伴い生じる廃棄物を保管するためのスペースを確保します。
- 公費解体等の事業で生じる廃棄物の搬入により一次仮置場の保管スペースがひっ迫している場合、処理班（処理・処分担当）は、災害廃棄物処理の進捗等を踏まえ、解体業者と調整した上で、一次仮置場への搬入物の変更、処理先への直接搬入、公費解体等の事業のスケジュールの見直し等について検討します。

④ 地区仮置場の原状復旧

- 資源管理班（仮置場担当）は、地区仮置場の原状復旧として、片付けごみ等の撤去完了を確認した上で、片付けごみ等の集積・保管等により埋設した廃棄物がある場合は埋設廃棄物を適正に処理します。
- 資源管理班（仮置場担当）は、土地の返却前に土地所有者と協議し、必要な場合は、地面の表面に残った残留物の撤去や土壌の漉き取り・客土、土壌分析等を行います。

3) 一次仮置場

① 一次仮置場の管理体制の構築（人材・資機材の確保・調達）

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

② 一次仮置場の設置・管理

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

③ 一次仮置場の原状復旧

- 資源管理班（仮置場担当）は、一次仮置場の原状復旧として、片付けごみ等の撤去完了を確認した上で、片付けごみ等の集積・保管等により埋設した廃棄物がある場合は埋設廃棄物を適正に処理します。
- 資源管理班（仮置場担当）は、土地の返却前に土地所有者と協議し、必要な場合は、地面の表面に残った残留物の撤去や土壤の漉き取り・客土、土壤分析等を行います。

4) 二次仮置場

① 二次仮置場の確保

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

② 二次仮置場での適正処理

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

(3) 平時の対策

- みなとリサイクル清掃事務所（計画係、清掃事業係）は、応急仮置場・地区仮置場・一次仮置場の候補地を検討し、リスト化します。なお、応急仮置場の候補地検討に当たっては、街づくり支援部（土木課）・各地区総合支所（まちづくり課）と連携します。
- みなとリサイクル清掃事務所（計画係、清掃事業係）は、一次仮置場を速やかに設置・開設できるよう、一次仮置場の候補地毎にレイアウトの検討や設置・開設に当たっての留意点（車止め・フェンス等の撤去要否、搬入・搬出ルート、渋滞発生抑制のための滞留スペースの検討要否等）等を整理します。
- みなとリサイクル清掃事務所（計画係、清掃事業係）は、一次仮置場を適正管理でいるよう、災害時協定の活用可否を含め、平時から必要資機材の確保に努めます。
- みなとリサイクル清掃事務所（計画係、清掃事業係）は、発災後に区が指定する場所だけでは、適正に片付けごみを集積・保管することが困難な状況にもなり得ることから、様々な観点で新たな集積・保管場所について検討します。
- みなとリサイクル清掃事務所（計画係、清掃事業係）は、一次仮置場の適正管理のため、区職員を少なくとも1名は一次仮置場に配置できるよう、防災危機管理室（防災課）・総務部（人事課）等の庁内関係課と協議します。

6.5 道路障害物の除去

災害発生時は、倒壊建築物、看板等の落下物、倒木あるいは避難のために乗り捨てた車両等の路上障害物により、被災者の救援救護活動や緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがあります。救援活動等に支障が生じないよう、各道路管理者は、道路障害物の除去を行います。

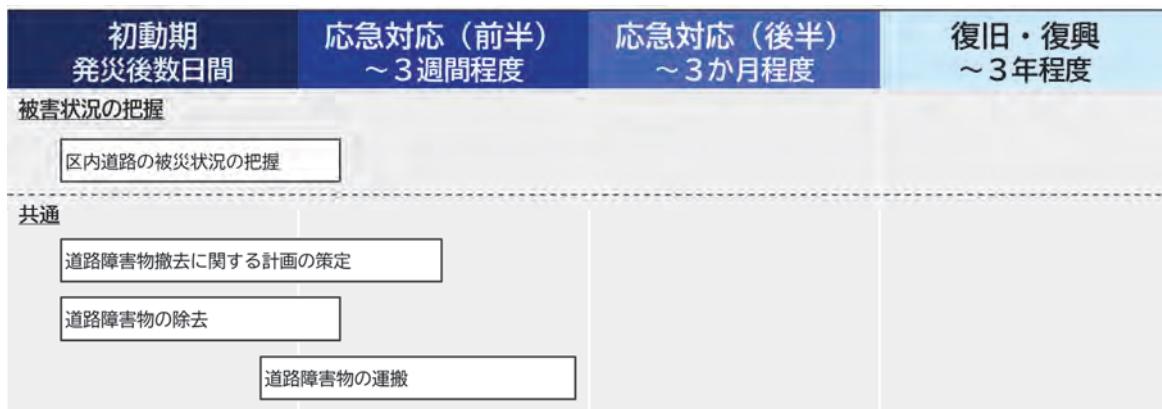


図 6-5 道路障害物の撤去の発災後における対応フロー

(1) 発災時の対応 | 初動期、応急対応（前半）

1) 区内道路の被災状況の把握

- 総務班（総合調整担当）は、災害対策本部や各災対地区本部の情報から、道路・橋の被害状況、道路啓開の進捗状況、復旧状況・交通状況（通行可否、交通制限等）を確認します。
- 資源管理班（施設担当）は、区内に立地する廃棄物処理施設の周辺の道路の被災状況等を把握します。
- 総務班（涉外担当）は、総務班（総合調整担当）や資源管理班（施設担当）が収集した情報を特別区災害廃棄物処理対策本部に報告します。
- 総務班（涉外担当）は、特別区災害廃棄物処理対策本部から区が収集した情報以外で共有すべき情報が得られた場合、庁内で情報共有を図ります。

2) 道路障害物撤去に関する計画の策定

- 災対街づくり支援部（災対土木課）は、各災対地区本部（災対まちづくり課）から収集した道路、河川、橋、排水機場等の被害情報及び通行可能道路の情報を集約し、庁内で共有するとともに、速やかに東京都災害対策本部に報告します。
- 災対街づくり支援部（災対土木課）は、所管する道路等の障害物の除去等の計画を作成し、各災対地区本部（災対まちづくり課）は、緊急道路障害物除去路線に選定されている道路上の破損、倒壊物等の障害物を優先的に除去します。なお、区内の都指定緊急道路障害物除去路線のうち、国道は東京国道事務所（ただし国道130号は都建

設局)が、首都高速道路は首都高速道路株式会社が、都道及び臨港道路は都建設局及び港湾局が除去作業を行います。

- 資源管理班(仮置場担当)は、災対街づくり支援部(災対土木課)が作成する道路障害物撤去に関する計画の内容(特に道路障害物の撤去・運搬・処理までの流れ)を確認し、堆積土砂排除事業や災害復旧事業等の対象が災害廃棄物と混在しないよう、各災対地区本部(災対まちづくり課)と調整し、除去障害物の集積場所(応急仮置場)を決定します。

3) 道路障害物の除去

- 資源管理班(仮置場担当)は、災対街づくり支援部(災対土木課)・各災対地区本部(災対まちづくり課)と道路障害物の除去・運搬・処理までの流れを確認します。
- 各道路管理者は、緊急道路障害物除去路線における障害物の除去及び道路の亀裂等の応急補修を優先的に行います。
- 都指定の緊急道路障害物除去路線における道路障害物除去作業は、国道は東京国道事務所(ただし国道130号は都建設局)が、首都高速道路は首都高速道路株式会社が、都道及び臨港道路は都建設局及び港湾局が行います。作業内容は、原則として、2車線の車両用走行帯を確保できるように落下物、倒壊物などによって生じた路上障害物を除去し、自動車走行に支障のない程度に陥没、亀裂等の舗装破損の応急復旧を行います。
- 区選定の緊急道路障害物除去路線における道路障害物除去作業は、区職員(災対街づくり支援部(災対土木課)・各災対地区本部(災対まちづくり課))及び協力協定を締結した関係業界等の協力を得て行います。作業内容は、原則として、最低1車線の車両走行帯を確保できるように落下物、倒壊物などによって生じた路上障害物を除去し、自動車走行に支障のない程度に陥没、亀裂等の舗装破損の応急復旧を行います。
- 処理班(処理・処分担当)は、災対街づくり支援部(災対土木課)・各災対地区本部(災対まちづくり課)が実施する道路障害物除去作業の状況を把握するとともに、通行障害となっている災害廃棄物がある場合は、災対街づくり支援部(災対土木課)・各災対地区本部(災対まちづくり課)と調整・連携して対応します。
- 処理班(処理・処分担当)は、通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去を行う際、分別を考慮し、混合廃棄物とならないよう留意します。
- 総務班(総合調整担当)は、処理班(処理・処分担当)と連携して、災対街づくり支援部(災対土木課)・各災対地区本部(災対まちづくり課)等が行う除去作業の進捗について把握し、各班・各担当と速やかに情報共有します。

4) 道路障害物の運搬

- 各道路管理者は、協力協定を締結した関係業界等の協力を得て、路上から除去した道路障害物を応急仮置場に移動します。

(2) 発災時の対応 | 応急対応（後半）以降

道路障害物の撤去は応急対応（前半）で対応を完了します。

(3) 平時の対策

- みなとリサイクル清掃事務所（計画係、清掃事業係）は、応急仮置場・地区仮置場・一次仮置場の候補地を検討し、リスト化します。なお、応急仮置場の候補地検討に当たっては、街づくり支援部（土木課）・各地区総合支所（まちづくり課）と連携します。

6.6 片付けごみの収集

区は住民の生活環境保全上の支障が生じないよう、速やかに片付けごみ（区が支援対象とする小規模企業等から排出されたものも含みます。）の収集（収集運搬）を行い、適正に処理します。

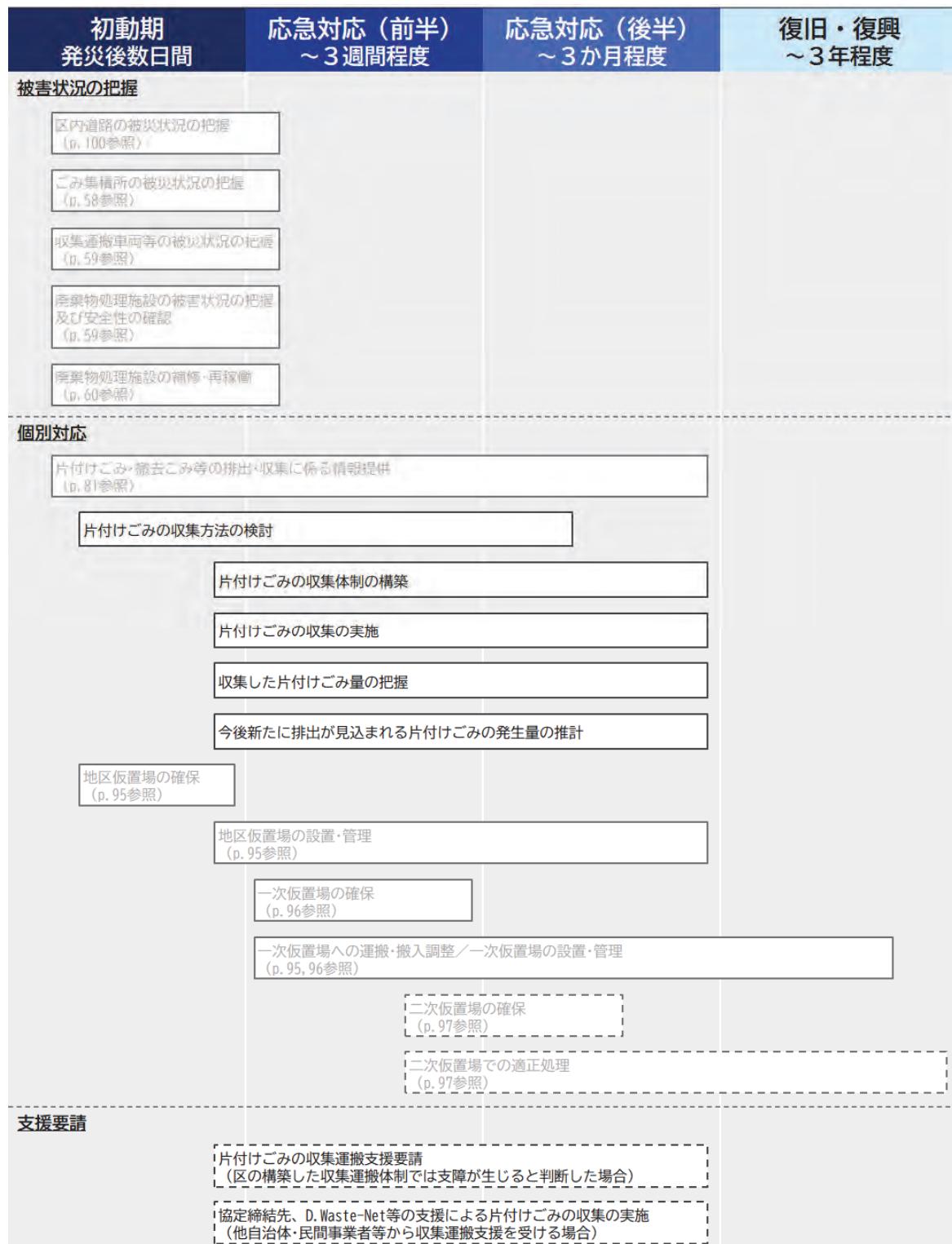


図 6-6 片付けごみの回収の発災後における対応フロー

(1) 発災時の対応 | 初動期、応急対応（前半）

1) 片付けごみの収集方法の検討

- 処理班（処理・処分担当）は、各地区の被災状況を踏まえ、片付けごみの回収方法を検討します。
- 資源管理班（仮置場担当）は、処理班（処理・処分担当）が検討した内容や区内道路の被災状況・道路障害物の除去予定等を踏まえ、空地の所管課と調整の上、各地区の地区仮置場を確保します。
- 片付けごみが生活ごみと混合状態とならないよう、周知を徹底します。
- 高層住宅から排出される片付けごみは、エレベーター設備等の復旧状況によって、排出のタイミングが遅れる可能性があることに留意します。
- ★ 水害の場合、区民の保有車両が流出するなど、片付けごみの運び出しが行えない区民がいることに配慮し、状況に応じて戸別収集を検討します。
- ★ 特に水害時は、水が引いた直後から片付けごみが排出されることが想定されるため、地区仮置場は速やかに確保・設置します。

2) 片付けごみの収集体制の構築

- 処理班（処理・処分担当）は、区内道路の被災状況・復旧状況等を踏まえ、緊急道路障害物除去路線等を参考に収集運搬ルートを選定します。
- 処理班（処理・処分担当）は、区が保有する車両及び平時から区のごみ収集を実施している雇用業者等の車両の被災状況を確認し、片付けごみの収集体制を構築します。
- 総務班（総合調整担当）は、片付けごみの収集運搬に際し、収集運搬車両が緊急輸送道路等を通行できるよう、災害対策本部等を通じて、緊急車両の許認可手続を行います。

3) 片付けごみの収集の実施

- 処理班（処理・処分担当）は、通行障害が生じないよう、構築した収集体制に基づき、効率的に片付けごみの収集を行います。
- 収集した片付けごみは、原則として一次仮置場に搬入します。ただし、既存廃棄物処理施設に搬入することが可能な場合（品目が限定的で混合状態となっていない場合など）、総務班（涉外担当）が処理班（処理・処分担当）と連携して東京二十三区清掃一部事務組合等と調整し、既存の廃棄物処理施設に直接搬入します。
- 構築した収集体制では収集しきれない場合、処理班（処理・処分担当）は、収集体制の見直しを行うとともに、収集時間や品目等を制限することも検討します。
- 片付けごみの排出状況・収集状況等を踏まえ、悪臭や害虫等が発生し、生活環境に支障が生じると想定される場合、処理班（処理・処分担当）は、片付けごみの早期撤

去に努めるとともに、災対みなど保健所（災対生活衛生課）と連携し、防疫・衛生対策に努めます。

4) 収集した片付けごみ量の把握

- 処理班（処理・処分担当）及び資源管理班（仮置場担当）は、片付けごみの収集運搬の実績（1回当たり平均積載量、1日当たり平均収集回数等）や地区仮置場・一次仮置場での保管量の現地計測等により、収集した片付けごみ量を把握します。
- 片付けごみ量の把握は、片付けごみの適正かつ円滑・迅速な処理のために必須となるほか、災害査定の際の根拠資料にもなるため、数量管理に加え可能な限り写真撮影も行います。
- 総務班（総合調整担当）は、処理班（処理・処分担当）や資源管理班（仮置場担当）が把握した片付けごみ量の情報を基に、定期的に片付けごみ量の収集状況の把握に努めます。

5) 今後新たに排出が見込まれる片付けごみの発生量の推計

- 総務班（総合調整担当）は、処理班（処理・処分担当）や資源管理班（仮置場担当）が把握した片付けごみ量の情報のほか、都度得られる被害情報を踏まえ、今後新たに排出が見込まれる片付けごみ量を推計します。
- 処理班（処理・処分担当）は、総務班（総合調整担当）が推計した結果を踏まえ、必要に応じて収集体制の見直しを行い、継続的に効率的な片付けごみの収集を実施できる体制を確保します。

6) 片付けごみの収集運搬支援要請

※区の構築した収集運搬体制では支障が生じると判断した場合

- 処理班（処理・処分担当）は、排出される片付けごみの種類及び量、区内で構築できる収集運搬体制等を踏まえ、支援が必要な収集運搬車両の種類や台数について検討します。
- 総務班（総合調整担当）は、処理班（処理・処分担当）の検討内容を踏まえ、東京二十三区清掃協議会に対して協定締結先（東京廃棄物事業協同組合、一般社団法人東京環境保全協会、一般社団法人東京都中小建設業協会、一般社団法人東京都産業資源循環協会）への応援要請を行います。また、D.Waste-Net や関東地域ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画の枠組みや既存協定等の活用も検討します。

7) 協定締結先、D.Waste-Net 等の支援による片付けごみの収集の実施

※他自治体・民間事業者等から収集運搬支援を受ける場合

- 他自治体や民間事業者等の支援による片付けごみの収集が実施される場合、受援班（受入担当）は、効率的に片付けごみを収集できるよう、支援に係るマネジメントを行います。

- 片付けごみの収集運搬に係る支援者は、区の地域特性・道路事情等に熟知しているわけではないため、受援班（受入担当）は、処理班（処理・処分担当）と調整し、必要な情報の提供・共有に努めます。

(2) 発災時の対応 | 応急対応（後半）以降

1) 片付けごみの収集方法の検討

- 平時の収集運搬体制に段階的に移行できるよう、処理班（処理・処分担当）は、片付けごみの収集方法の見直し等を行います。
- 総務班（広報担当）は、処理班（処理・処分担当）が見直した片付けごみの収集方法に関して、区民等への周知・広報が必要な場合、災対企画経営部（災対区長室）・各災対地区本部（災対協働推進課）・災対台場地区対策室と連携し、適宜、情報提供内容を更新します。

2) 片付けごみの収集体制の構築

- 処理班（処理・処分担当）は、片付けごみの排出状況・収集状況等を踏まえ、平時の収集運搬体制に段階的に移行します。

3) 片付けごみの収集の実施

- 平時の収集運搬体制へ段階的に移行していくことを念頭に置きながら、処理班（処理・処分担当）は、地区仮置場に排出された片付けごみの収集、地区仮置場から一次仮置場への運搬、一次仮置場から処理先等への運搬を継続します。

4) 収集した片付けごみ量の把握

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

5) 今後新たに排出が見込まれる片付けごみの発生量の推計

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

6) 片付けごみの収集運搬支援要請

※区の構築した収集運搬体制では支障が生じると判断した場合

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

7) 片付けごみの収集運搬支援要請

※他自治体・民間事業者等から収集運搬支援を受ける場合

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

(3) 平時の対策

- みなとリサイクル清掃事務所（清掃事業係）は、片付けごみの分別方法、収集方法等について検討しておくとともに、片付けごみの収集方法や地区仮置場等の管理办法について、各地区の町会・自治会等と協議・調整を行います。
- みなとリサイクル清掃事務所（ごみ減量・資源化推進係）は、災害時の片付けごみの収集に関する情報の周知・広報など、「7.1 (3) 平時からの区民・事業者等への周知・啓発」（139 ページ）に示す内容について、区民等へ周知・啓発を行います。
- みなとリサイクル清掃事務所（計画係）は、災害ボランティアへの片付けごみの分別排出に係る周知・広報の方法、災害ボランティアの装備等について検討し、災害ボランティアへの情報伝達の方法について、保健福祉支援部（保健福祉課）や港区社会福祉協議会と協議します。
- みなとリサイクル清掃事務所（ごみ減量・資源化推進係）は、発災後に速やかに周知・広報ができるよう、ひな型を作成します。
- みなとリサイクル清掃事務所（清掃事業係）は、道路状況等により設置を予定している地区仮置場まで収集運搬車両が侵入できない場合の対応（他の地区仮置場候補地の選定、他の収集方法の検討等）を検討します。
- 被災車両の確認を速やかに行うことができるよう、みなとリサイクル清掃事務所（清掃事業係）は、区が保有する車両及び平時に区のごみ収集を実施している雇用業者の車両の種類や台数等の情報を整理します。
- みなとリサイクル清掃事務所（計画係）は、片付けごみの収集に関する支援が想定される協定の締結先と災害時における対応を協議します。
- ★ 台風や局所豪雨に伴う河川氾濫や内水氾濫等の気象情報に注意し、必要に応じ、発災前に収集運搬車両を退避させるなどの対策を行います。

(4) 被災した事業所から排出された災害廃棄物

- 被災した事業所から排出された災害廃棄物は、区が設置する一次仮置場等に搬入せず、事業者の自己処理責任により適正に処理を行うものとします。ただし、中小企業から排出された災害廃棄物で、家庭から排出された災害廃棄物と一体となって集積されたもの及び区が独自に支援の対象とする小規模企業から排出されたものについては、区が適正処理を行います。

6.7 損壊家屋等の撤去等

損壊した建物等の解体・撤去は、原則として建物等の所有者が実施します。ただし、倒壊のおそれがあるなど二次災害の起因となる建物等については、建物等の所有者と協議・調整の上、区の判断で撤去等を行う場合があります。損壊した建物等の解体・撤去に当たっては、安全確保に努めるとともに、石綿などをはじめとした有害物質の飛散防止策を徹底します。

なお、半壊以上の被害を受けた家屋、住居と併設の中小企業の店舗・事務所等及び区が独自に支援の対象とする小規模企業の店舗・事務所等（以下「損壊家屋等」といいます。）については、所有者からの申請に基づき、区が撤去等を行います。緊急的必要性から所有者自ら撤去等を行った場合については、一定額以内で費用の全額償還を区が行います。

また、事業者が所有する店舗・事務所等（損壊家屋等に該当するものを除きます。また、賃貸マンションを含みます。）については、事業者の責任において撤去等を行うものとします。

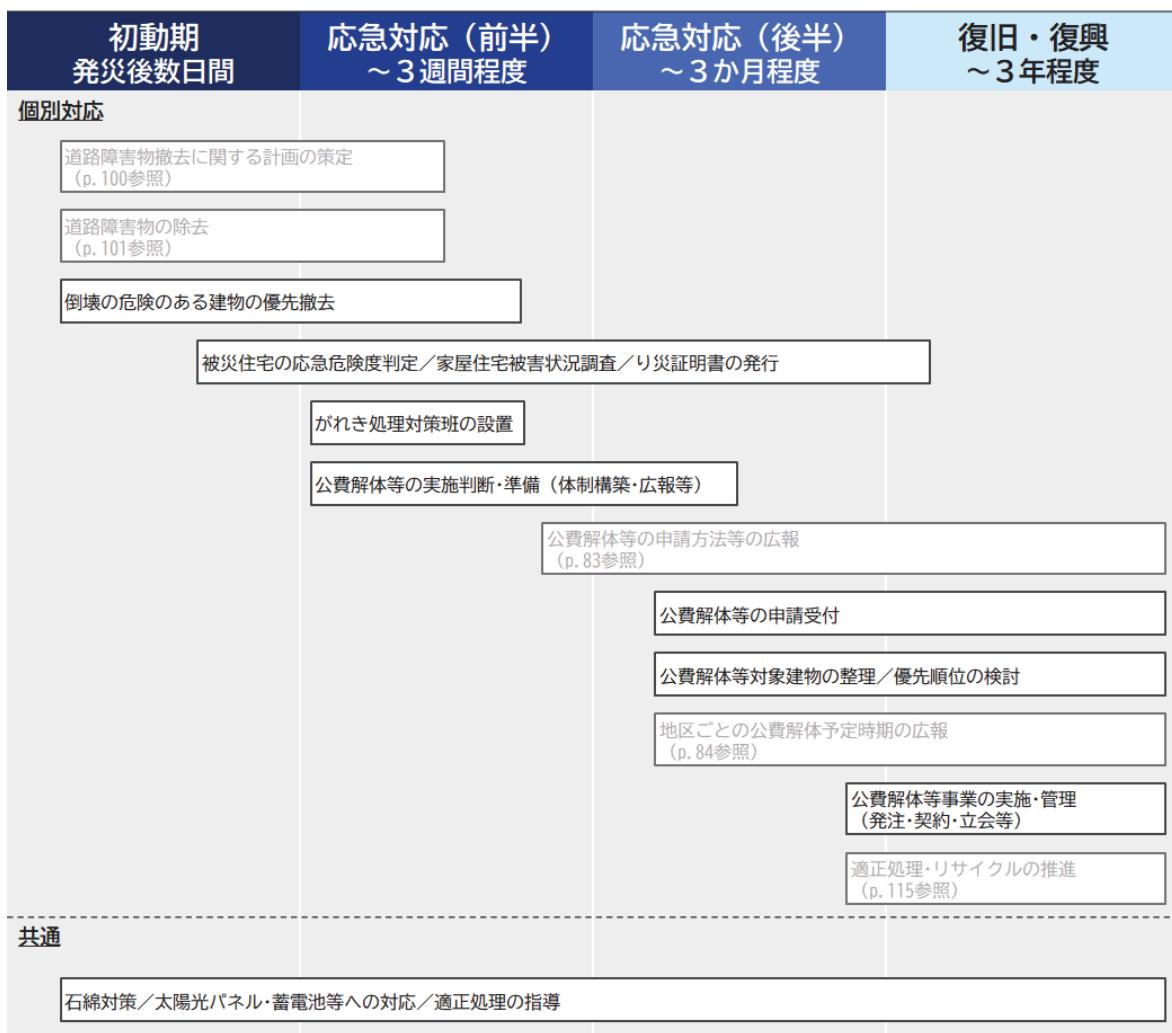


図 6-7 損壊家屋等の撤去等の発災後における対応フロー

(1) 発災時の対応 | 初動期、応急対応（前半）

1) 倒壊の危険のある建物の優先撤去

- 処理班（処理・処分担当）は、通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去と併せて、人の搜索・救出、遺体の搜索・搬出、その他防疫・防火対策の必要性や社会生活の回復等のため、緊急的に撤去する必要があると認められた場合、倒壊の危険のある建物の優先撤去を行います。
- 倒壊の危険のある建物の優先撤去に当たっては、建物所有者の意思確認は必要なものの、意思確認ができない場合や意思確認に時間要する場合等は、区が撤去についての判断を行います。

2) 被災住宅等の応急危険度判定／家屋住宅被害状況調査／り災証明書の発行

- 災対街づくり支援部（災対建築課）は、被災住宅等の応急危険度判定、家屋住宅被害状況調査を実施します。
- 各災対地区本部（災対管理課）及び災対台場地区対策室は、東京都が策定した「災害に係る住家被害認定、り災証明書発行等に関するガイドライン」に基づき、被災者生活再建支援システムを活用し、り災証明を発行します。
- 総務班（総合調整担当）は、災害対策本部に報告された家屋被害等に係る情報のほか、災対街づくり支援部（災対建築課）・各災対地区本部（災対管理課）・災対台場地区対策室と連携し、家屋被害等に係る正確な情報把握に努めます。

3) がれき処理対策班の設置

- 災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して災害廃棄物処理事業を進める場合、総務班（総合調整担当）を中心に、庁内関係課と連携・調整した上で、災害廃棄物処理事業に当たる専任組織として、がれき処理対策班を設置します。
- がれき処理対策班の設置に当たっては、総括・指揮を行う意思決定部門である総務班（総合調整担当）は、業務量の増加が想定されることから、二人以上の責任者体制を取れるよう、庁内関係課と調整を行います。
- 総務班（総合調整担当）は、体制構築に当たり人員不足が懸念される場合、災対防災危機管理室（災対防災課）・災対総務部（災対人事課）に追加の職員配置等の体制強化について要請します。
- ★ 水害の場合、局所的な被害となる場合が多く、被害のない地域では平時と同様の生活が営まれており、平時の業務と災害廃棄物処理業務を同時平行で進めることが必要なことから、小規模な水害等の場合は、平時の体制の延長で対応することも検討し、必要に応じて専任組織（がれき処理対策班）の設置を検討します。

4) 公費解体等の実施判断・準備（体制構築・広報等）

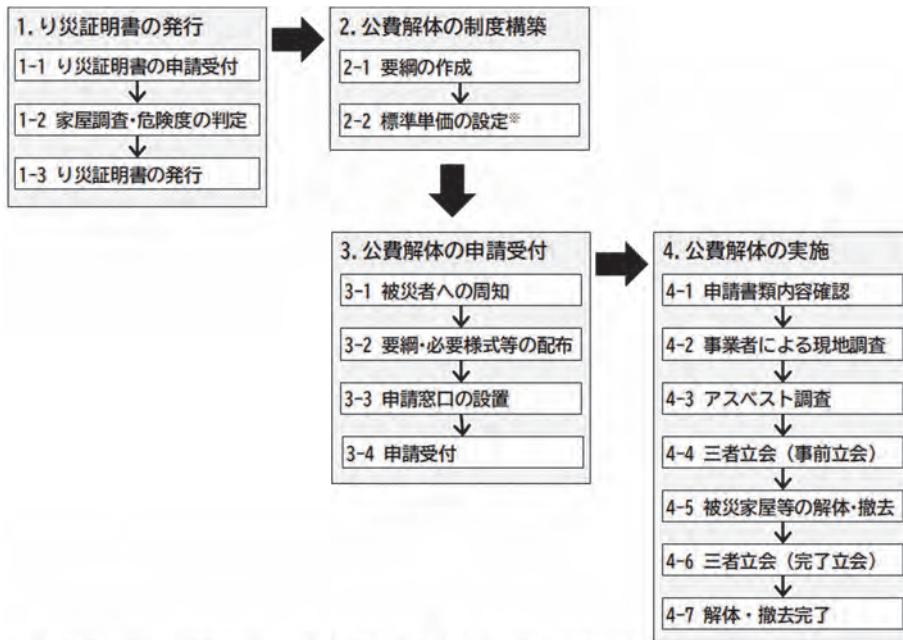
- 総務班（総合調整担当）は、発災の状況に応じて示される国の方針に基づき決定し

た範囲や被災者への公的支援メニュー等も勘案し、災害対策本部等において、公費解体事業や費用償還制度の適用等の実施について判断します。なお、実施判断に当たっては、東京都や環境省のほか、「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」等の活用による被災自治体からの助言も参考にします。

- 公費解体等を実施する場合、処理班（処理・処分担当）を中心に、公費解体制度に係る要綱・様式等を作成し、各災対地区本部（災対管理課、災対区民課）・災対台場地区対策室・災対防災危機管理室（災対防災課）・災対企画経営部（災対区長室）と調整し、申請受付に係る周知・広報を行います。
- 総務班（総合調整担当）は、各災対地区本部（災対管理課、災対区民課）・災対台場地区対策室・災対防災危機管理室（災対防災課）・災対総務部（災対人事課）と調整し、公費解体等の申請受付に係る府内体制を構築します。
- 処理班（処理・処分担当）・総務班（総合調整担当、財務担当）は、災対街づくり支援部・災対企画経営部（災対財政課）・災対会計室（災対会計室）や東京都と調整し、公費解体事業を円滑に進めるため、公費解体事業の発注方法や解体事業者の確保等の方策等について検討・調整します。
- 処理班（処理・処分担当）は、費用償還制度を設ける場合、必要な要綱・様式の準備と併せて、償還額の基準を設定します。

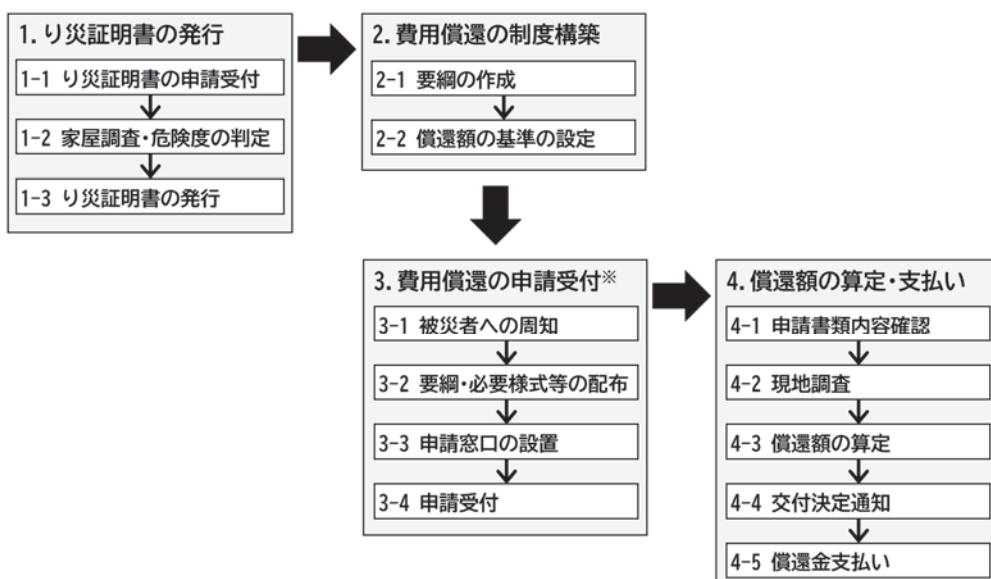
表 6-6 被災家屋等の撤去に係る事業・制度の概要

| 被災家屋等の撤去に係る事業・制度 | 概要 |
|------------------|---|
| 公費解体事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害等廃棄物処理事業費補助金の対象として、明らかに廃棄物と観念できる全壊判定の家屋等を対象に市区町村が解体・撤去を実施する事業です。 (特定非常災害に指定された場合、被災者の生活の早期再建を促進するため、半壊判定の家屋等も含めて対象となります。) ※半壊が補助制度の対象とならない場合は区が独自に解体・撤去を実施します。 |
| 費用償還制度 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行うよりも前に被災した家屋等の所有者が、自ら発注して解体に着手した場合にその費用を償還する制度です。 ・市町村が行う公費解体よりもやむを得ず早く解体を行った被災者を救う特別な制度として、それぞれの被災自治体の判断で設けられている制度であり、被災自治体において償還額の基準の設定や事前申請手続が必要など、公費解体事業とは異なる事務処理が必要なことに留意が必要です。 |



出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30（2018）年3月、環境省）参考資料
「【参31-1】解体・撤去に係る様式集・フォーマットの例」を参考に一部編集

図 6-8 公費解体事業の事務処理手順の概略



※ 費用償還の申請受付時において、既に損壊家屋等の解体を個人が事業者へ発注して行われていることを想定している。

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30（2018）年3月、環境省）参考資料
「【参31-1】解体・撤去に係る様式集・フォーマットの例」を参考に一部編集

図 6-9 費用償還制度の事務処理手順の概略

(2) 発災時の対応 | 応急対応（後半）以降

1) 被災住宅の応急危険度判定／家屋住宅被害状況調査／災証明書の発行

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

2) 公費解体等の申請受付

- 処理班（処理・処分担当）は、各災対地区本部（災対管理課、災対区民課）・災対台場地区対策室と連携し、公費解体等の申請受付対応を行い、申請状況を整理します。
- 処理班（処理・処分担当）は、被災者等からの申請状況を踏まえ、必要に応じ、申請受付に係る業務の効率化のために当初作成した要綱・様式等の見直しを行います。
- 総務班（総合調整担当）は、処理班（処理・処分担当）を中心とした業務対応状況を踏まえ、必要に応じ、新たな職員配置や窓口業務の委託化等の体制強化に係る措置を講じます。

3) 公費解体等対象建物の整理／優先順位の検討

- 処理班（処理・処分担当）は、申請を受け付けた建物を住宅地図・図面等で整理しながら、倒壊の危険度を踏まえて優先順位を検討します。その際、被災エリア全体で円滑に事業が進むよう、重機の効率的な移動を実現できる順番等も勘案します。

4) 公費解体等事業の実施・管理（発注・契約・立会等）

- 損壊家屋等の撤去・解体の実施に当たっては、建物所有者の立会を原則とします。
- 公費解体等の事業の実施に当たり、処理班（処理・処分担当、環境・指導担当）は分別徹底を指導するとともに、災対環境課と連携し、大気汚染防止法及び区の関連条例、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版）」等に基づき、石綿含有廃棄物について適正に取り扱うよう解体業者に対し指導を徹底します。
- 処理班（処理・処分担当）は、災対環境課と連携し、解体業者に対して、石綿含有廃棄物等の有害物質、灯油、LPガスボンベ等の危険物に配慮するよう指示するとともに、建物内に残存する貴重品や思い出の品等については、解体・撤去の前に所有者に確認をとります。
- 公費解体等に伴い発生する廃棄物は、原則、一次仮置場に分別を徹底した状態で搬出し、廃棄物処理施設等で適正に処理を行います。ただし、一次仮置場の容量がひっ迫している場合等については、被災現場からの搬出する量と廃棄物処理施設に搬入する量を確認するなど、廃棄物の運搬管理を適正に行った上で、廃棄物処理施設等へ直接持ち込むことも想定します。
- 損壊家屋等の撤去・解体が終了した段階で解体業者から報告を受け、処理班（処理・処分担当）は、物件ごとに現地立会（申請者、区、解体業者）を行い、履行状況を確認します。
- 総務班（財務担当）は、公費解体等の事業が円滑に進むよう、災対企画経営部（災

対財政課）・災対会計室（災対会計室）と連携・調整し、適切に予算管理を行い、遅滞なく解体業者への支払を行います。

(3) 平時の対策

- みなとリサイクル清掃事務所（計画係）は、公費解体等の事業の実施に当たり、損壊家屋等の権利関係や正確な延べ床面積の把握、被災者台帳の作成等が必要なため、がれき処理対策班への土木・建築職等の技術職員の配置について、防災危機管理室（防災課）・総務部（人事課）・街づくり支援部・各地区総合支所（まちづくり課）等の府内関係課と協議します。
- みなとリサイクル清掃事務所（清掃事業係）は、発災後、速やかに公費解体等の申請窓口を設置し申請受付が行えるよう、各地区総合支所（管理課、区民課）と調整し、窓口対応についてあらかじめ協議・調整します。
- みなとリサイクル清掃事務所（計画係）は、公費解体事業の円滑な実施に向けて、発注方法、解体工事費の設定方法、解体事業の進め方等について、災害対応事例を収集します。
- みなとリサイクル清掃事務所（清掃事業係）は、公費解体事業の円滑な実施に向けて、街づくり支援部や東京都と協議・調整して、解体業者の確保策について検討します。

(4) 被災した事業所から排出された災害廃棄物

- 損壊した事業所について、解体・撤去をする場合は、事業者の自己処理責任により行うものとします。ただし、半壊以上の被害を受けた住居と併設の中小企業の店舗・事務所等及び区が独自に支援の対象とする小規模企業の店舗・事務所等については、所有者からの申請に基づき、区が撤去等を行います。
- 解体・撤去した事業所（区が支援対象とする小規模企業等を除きます。）から排出された災害廃棄物（事業所の撤去等で発生するコンクリートがらや木くずなど）は、区が設置する一次仮置場等に搬入せず、事業者の自己処理責任により適正に処理を行うものとします。

6.8 処理・処分

仮置場で分別仮置き・保管した廃棄物は、既存の廃棄物処理施設等で適正に処理を行います。東京二十三区清掃一部事務組合の施設では適正処理が困難な廃棄物は、民間業者とも連携し、廃棄物処理法の特例等も活用しながら、産業廃棄物処理施設等で適正に処理を行います。

災害廃棄物は、可能な限り特別区内での処理を原則としますが、適正かつ円滑・迅速な処理を推進するため、東京都とも連携し、発災後の状況や処理の進捗に応じて広域処理についても検討します。

なお、広域処理の実施に当たっては、特別区災害廃棄物処理対策本部や他区と調整し、特別区が一体となって、地方自治法に基づき、受入先自治体との調整等広域処理の調整に関する事務処理を東京都に事務委託して行います。

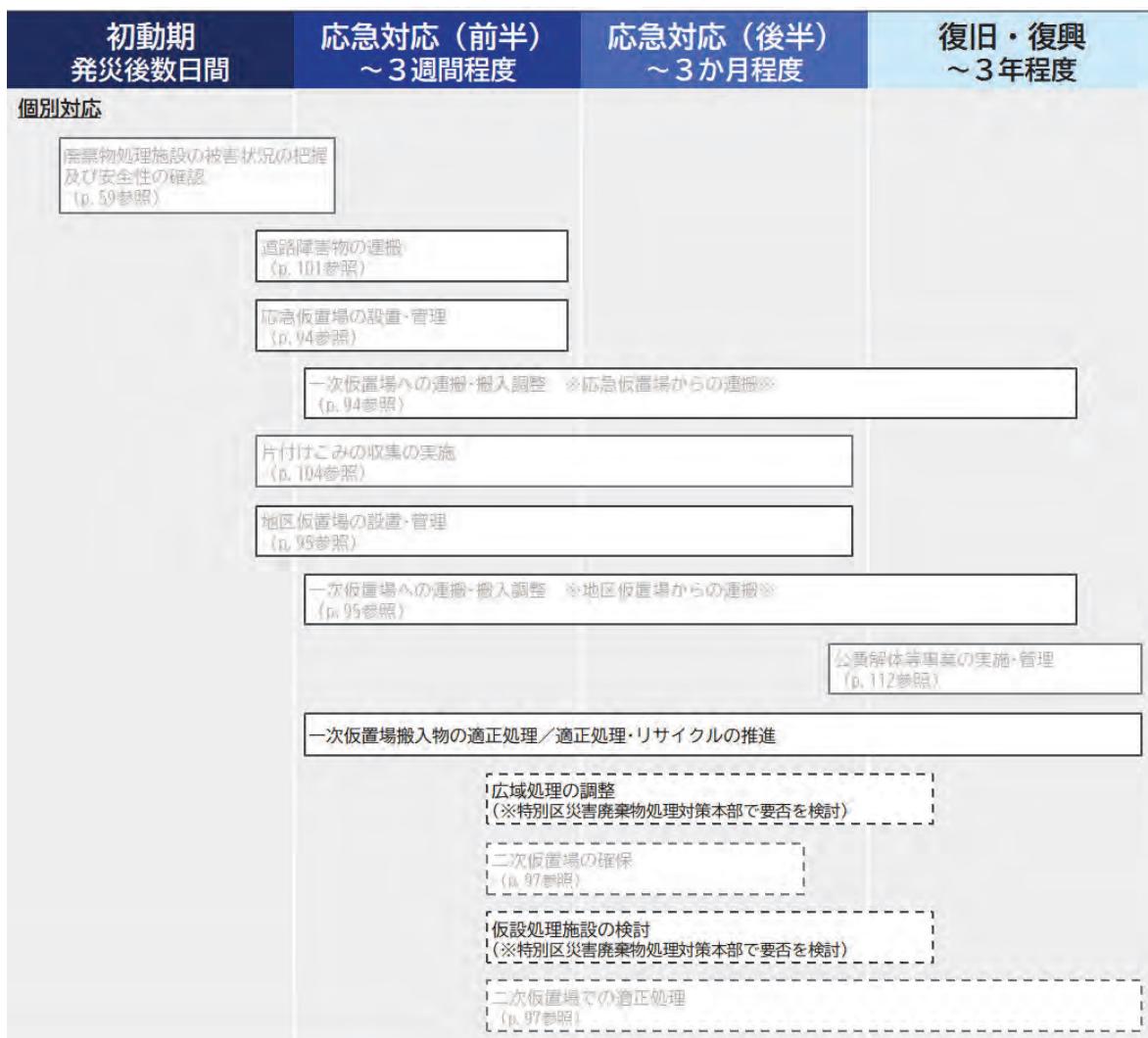


図 6-10 処理・処分の発災後における対応フロー

(1) 発災時の対応 | 初動期、応急対応（前半）

1) 一次仮置場搬入物の適正処理／適正処理・リサイクルの推進

- 一次仮置場の管理・運営は、「第6章 6.4 仮置場」に記載した事項に留意します。
- 資源管理班（仮置場担当）・処理班（処理・処分担当）は、その後の処理先での受入基準等を満足するよう、既存協定等を活用し、一次仮置場で重機等を用いた粗選別を行います。
- 処理班（処理・処分担当）は、一次仮置場で粗選別等を行い生じる資源物（木くず、金属くず等）について、品質低下や仮置場の空きスペース確保の観点から、速やかに資源物の引取り業者に引き渡せるよう業者の確保に努めます。特別区災害廃棄物処理対策本部が設置され、特別区災害廃棄物処理対策本部から資源物の引取り業者の手配等について要請・指示があった場合は、その内容に従います。
- 総務班（総合調整担当）・資源管理班（仮置場担当）・処理班（処理・処分担当）は、処理スケジュールや処理の進捗に応じて、必要に応じ、一次仮置場での仮設処理施設（仮設破碎機等）の設置を検討します。
- 既存廃棄物処理施設から発生した残さを埋立処分する必要がある場合は、平時の処理ルートで処理を行います。（東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場の場合は東京都の最終処分場に、民間処理施設の場合は一般廃棄物の受け入れが可能な産業廃棄物最終処分場に搬入して適正に処理を行います。）
- 仮設処理施設（仮設破碎機等）を設置する場合、総務班（総合調整担当）・資源管理班（仮置場担当）・処理班（処理・処分担当）は、必要な仮設処理施設（仮設破碎機等）の種類や必要能力等を検討し、法令・条例等に基づき、生活環境影響調査等を実施します。
- 特別区災害廃棄物処理対策本部が設置された場合、二次仮置場や処理先への搬入調整は特別区災害廃棄物処理対策本部の指示に基づくものとし、一時的に保管が必要な場合、粗選別したものは適正に保管します。
- 二次仮置場が設置された場合、処理班（処理・処分担当）は、特別区災害廃棄物処理対策本部の指示に基づき、特別区災害廃棄物処理対策本部に対して、指定された時点において一次仮置場に保管している廃棄物の重量を二次仮置場の分別基準ごとに報告します。

2) 広域処理の調整

※特別区災害廃棄物処理対策本部で要否を検討

- 特別区災害廃棄物処理対策本部において、東京都への広域処理の調整に関する要請の可否を検討します。
- 特別区災害廃棄物処理対策本部における検討の結果、要請が必要との判断に至った場合、特別区長会において、東京都への広域処理の調整に関する要請の可否について

て審議します。

- 特別区長会での審議の結果、要請が必要との判断に至った場合、その結果を踏まえ、総務班（涉外担当）は、東京都への事務委託に関する協議書及び規約（案）を作成し、事務委託に関する手続を進めます。
- 東京都の調整により受入先自治体・受入量・受入品目、受入れに当たっての条件、受入期間等が決定したら、特別区災害廃棄物処理対策本部を通じて情報共有し、広域処理の円滑な実施のため、総務班（総合調整担当）は必要な情報を速やかに収集・整理し、特別区災害廃棄物処理対策本部を通じて東京都に提供します。

3) 仮設処理施設の検討

※特別区災害廃棄物処理対策本部で要否を検討

- 特別区災害廃棄物処理対策本部において、特別区全体での災害廃棄物の発生量、既存の廃棄物処理施設の処理能力、災害廃棄物処理終了までの期間の見込み等を総合的に検討した上で、仮設処理施設設置の要否について検討します。
- 特別区災害廃棄物処理対策本部において、仮設処理施設の設置が必要との判断に至った場合には、特別区長会において審議します。
- 二次仮置場には、原則として仮設破碎機及び仮設選別機を設置し、必要に応じて仮設焼却炉を設置します。なお、仮設焼却炉を二次仮置場に設置することが環境及び技術的な理由等により困難な場合、特別区災害廃棄物処理対策本部は東京都と協議し、二次仮置場以外の土地に仮設焼却炉を設置します。

(2) 発災時の対応 | 応急対応（後半）以降

1) 一次仮置場搬入物の適正処理／適正処理・リサイクルの推進

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

2) 広域処理の調整

※特別区災害廃棄物処理対策本部で要否を検討

- 広域処理の調整に関する要請手続が完了していない場合、応急対応（前半）における対応を継続します。
- 広域処理が開始された場合、総務班（涉外担当）は、東京都・特別区災害廃棄物処理対策本部等の指示に基づき、廃棄物処理法施行令第4条第9項に基づく受入先自治体との事前協議の書類を準備します。

3) 仮設処理施設の検討

※特別区災害廃棄物処理対策本部で要否を検討

- 仮設処理施設の検討が未了の場合、応急対応（前半）における対応を継続します。

(3) 平時の対策

- みなとリサイクル清掃事務所（計画係）は、一次仮置場で仮設処理施設（仮設破碎機等）を速やかに設置できるよう、「第6章 6.12 許認可申請」に記載の事項も踏まえ、条例制定（改正）等の必要な準備を行います。
- みなとリサイクル清掃事務所（労務調整担当）は、他区や東京都と協議・調整し、広域処理の調整に関する要請手続に必要な東京都への事務委託に関する協議書及び規約（案）を作成します。

6.9 適正処理が困難な廃棄物等への対応

適正処理が困難な廃棄物については、被災地の生活環境保全上の支障をきたさないよう、適正かつ円滑・迅速な処理を進めます。

なお、適正処理が困難な廃棄物の処理に当たっては、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や関東ブロック協議会で策定した「大規模災害時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」等に基づき、特別区災害廃棄物処理対策本部や東京都を通じて広域処理の調整を行い、適正処理を推進します。

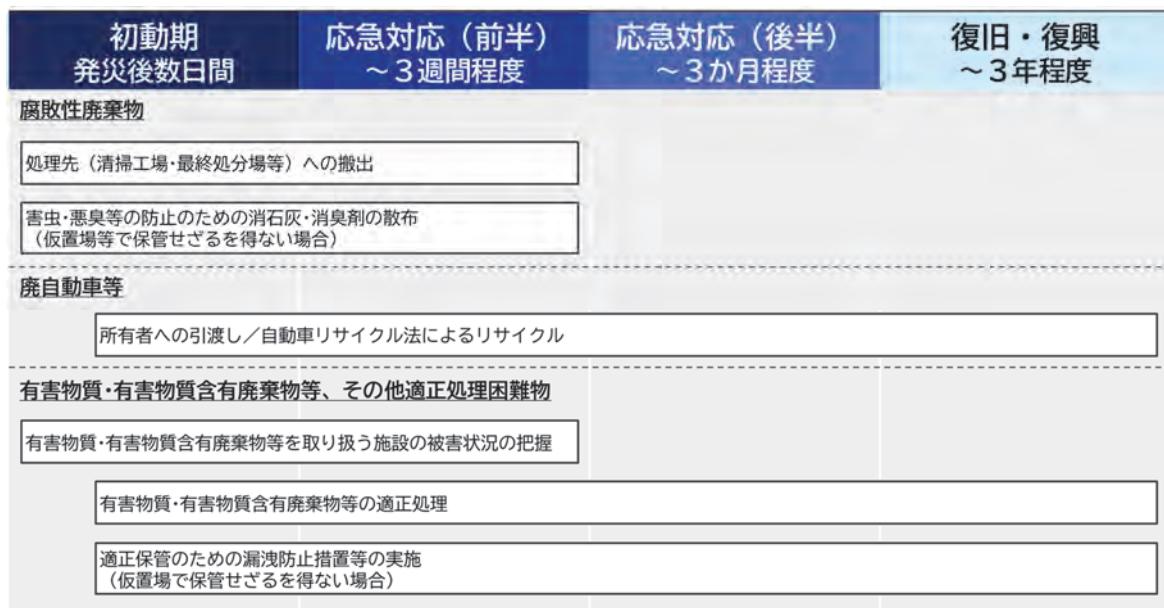


図 6-11 適正処理が困難な廃棄物等への対応の発災後における対応フロー

(1) 発災時の対応 | 初動期、応急対応（前半）

腐敗性廃棄物

1) 処理先（清掃工場・最終処分場等）への搬出

- 腐敗性廃棄物は、原則、廃棄物処理施設等へ直接持ち込みます。
- 廃棄物の種類ごとに処理先が異なることから、処理班（処理・処分担当）は、平時の処理ルートや過去の災害事例等を参考に適正に処理を行います。なお、二次仮置場が設置され二次仮置場内の仮設処理施設へ搬入する際は、特別区災害廃棄物処理対策本部の指示に基づきます。

2) 害虫・悪臭等の防止のための消石灰・脱臭剤の散布

※仮置場等で保管せざるを得ない場合

- 腐敗性廃棄物を仮置場等に搬入せざるを得ない場合、資源管理班（仮置場担当）は、地区仮置場・一次仮置場において害虫・悪臭等の防止のための消石灰・消臭剤等の散布を行います。消石灰・消臭剤等の調達は、災対みなど保健所（災対生活衛生課、災

対保健予防課)と調整します。

- 有機性のものは発酵・発熱することで火災の要因となることから、廃棄物等は高く積み上げすぎたり、可燃性の廃棄物の近くに保管したりしないよう、資源管理班(仮置場担当)は、地区仮置場・一次仮置場において発熱・発火防止対策を行います。

廃自動車等

3) 所有者への引渡し／自動車リサイクル法によるリサイクル

- 廃自動車等は、自動車リサイクル法等に基づき、所有者によるリサイクルを原則とします。
- 処理班(処理・処分担当)は、環境省等から発出される事務連絡等を参考に、適正に保管・処理を行います。

有害物質・有害物質含有廃棄物等、その他適正処理困難物

4) 有害物質・有害物質含有廃棄物等を取り扱う施設の被害状況の把握

- 総務班(総合調整担当)は、災害対策本部の情報等を基に、区内に立地する有害物質・有害物質含有廃棄物等を取り扱う施設の被害状況を確認します。
- 周辺環境や生活環境への影響が生じるおそれがある場合、各班・担当は、東京都の指導及び警察、消防、自衛隊等関係機関の協力を得て、近隣住民の安全確保に当たります。
- 総務班(広報担当)は、適正かつ迅速・円滑に各災対地区本部(災対管理課)・災対企画経営部(災対区長室)と連携し、区内に立地する有害物質・有害物質含有廃棄物等を取り扱う施設の被害状況について、適切な時期に周知・広報を行います。

5) 有害物質・有害物質含有廃棄物等の適正処理

- 有害物質・有害物質含有廃棄物等を取り扱う施設が被災し、有害物質等の漏洩がある場合は、事業者が応急措置を行い、その後、事業者において適切に処理を行います。ただし、二次災害の発生のおそれが切迫している場合には、東京消防庁等の機関による中和処理等の応急措置が実施されます。事業者が自ら処理を行えない場合等で区が処理作業を担うような場合は、東京消防庁等の機関による応急措置が完了し、安全が確保されてから作業を行います。
- 区が有害物質等の処理を行う場合、処理班(処理・処分担当)は、消防署とも連携を図り、その事業者が平時処理をしているルートを利用して処理を行うことを原則とします。平時処理をしているルートが使用できない場合、処理班(処理・処分担当)は、東京都や一般社団法人東京都産業資源循環協会に廃油、廃酸、廃アルカリ等の産業廃棄物処分業者の照会をかけ、当該有害物質等を適正処理できる業者を選定します。

- 損壊家屋等の撤去・解体に当たり、処理班（処理・処分担当）は、当該建物の建築年及び建物内の有害物質や危険物の有無について、所有者・災対街づくり支援部（災対建築課）・災対環境課・消防署・近隣住民等から聞き取りを行います。当該建物内に有害物質や危険物の存在が確認された場合、処理班（処理・処分担当）は、損壊家屋等の撤去・解体等の請負業者に対して詳細な有害物質又は危険物の状況を情報提供し、二次災害防止対策を的確に行います。
- 損壊家屋等の撤去・解体等において、当該建物内に石綿や PCB 等の有害物質や医薬品等がある場合、処理班（処理・処分担当）は、災対環境課等と連携を図り、当該物質を適正に処理します。
- 有害物質・有害物質含有廃棄物等を取り扱う施設の撤去等を区が実施せざるを得ない場合、処理班（処理・処分担当、環境・指導担当）は、取扱物質の種類・貯蔵量・状態等の状況について、所有者・災対環境課・消防署・近隣住民等から聞き取りを行います。
- 有害物質や有害物質含有廃棄物等を取り扱う施設の撤去等に伴い生じる廃棄物の処理を区が実施せざるを得ない場合、処理班（処理・処分担当）は、有害物質対策について東京都の技術的な指導・助言を受けて適正に処理します。都内の廃棄物処分業者で処理が困難な場合、処理班（処理・処分担当）は、東京都に対して都外の適切な有害物質等の処分業者に係る情報提供を求めます。
- 処理班（処理・処分担当）は、撤去・解体等を実施する業者に対して、詳細な有害物質の状況を明示するとともに、東京都の指導・助言の内容、有害物質処分業者との連携等、情報提供と二次災害防止対策を的確に行います。
- 生活環境保全上の支障が生じる又は生じるおそれがあるような場合、処理班（処理・処分担当）は、有害物質・有害物質含有廃棄物等の優先的な収集を行います。特に以下に示す廃棄物は、爆発・火災等の事故や労働災害等の危険性が高いほか、周辺環境・生活環境汚染の危険性が高いことから、優先的に収集し、適正に処理を行います。
- 廃棄物の種類ごとに処理先が異なることから、処理班（処理・処分担当）は、平時の処理ルートや過去の災害事例等を参考に適正に処理を行います。なお、二次仮置場が設置され二次仮置場内の仮設処理施設へ搬入する際は、特別区災害廃棄物処理対策本部の指示に基づきます。

優先的に収集することが必要な廃棄物

| | | |
|---------------|----------|---------|
| 石綿含有廃棄物等 | 引火性廃油 | 消火器 |
| 毒物・劇物（試薬等） | 廃酸・廃アルカリ | 腐敗性廃棄物 |
| 燃料油 | PCB | 飼料・肥料 |
| 感染性廃棄物 | ガスボンベ | 農薬・殺虫剤等 |
| カセットボンベ・スプレー缶 | | |

6) 適正保管のための漏洩防止措置の実施

※仮置場で保管せざるを得ない場合

- 有害物質・有害物質含有廃棄物等を仮置場等に搬入せざるを得ない場合、資源管理班（仮置場担当）は、処理班（環境・指導担当）や災対環境課と連携し、その土地や周辺環境に影響を及ぼさないよう、適切に飛散・漏洩防止策を講じます。

表 6-7 (1) 腐敗性廃棄物の処理方法・留意点

| 種類 | 想定される処理方法・留意点等 |
|----|--|
| 肥料 | <p><u>処理方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> セメント工場で焼却処理を行います。 高含水津波堆積物の改質助剤として活用します。 管理型最終処分場で適正に処分（埋立処分）します。 コンクリート固化等の後、最終処分します。 <p><u>留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 窒素、リン、カリウムの含有が多く、溶出防止策として遮水性フレコンバッグ等に入れて保管等を行います。 毒物又は劇物の場合は、毒物及び劇物取締法により、保管・運搬を含め事業者登録が必要となり、廃棄方法も品目ごとに定められています。 指定品目を一定以上含むものや、強酸・強アルカリに類するものは特別管理産業廃棄物に区分されることがあります。 |
| 廃畳 | <p><u>処理方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 選別後に可燃物として処理します。 発電燃料としてリサイクルします。 セメント原燃料として活用（リサイクル）します。 樹脂製畳等は、民間リサイクル施設で再生プラスチック燃料（RPF）としてリサイクルします。 最終処分場での遮水シートの保護材料として活用します。 <p><u>留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 重ねて積み上げることで、発火があるため、積み上げ高さに留意するとともに、可燃性の廃棄物の近くに保管しないよう留意します。 破碎選別や積み上げが困難であることから、仮置場を広く占有するがあるため、可能な限り十分なスペースを確保します。 含水率が高いと受入れ可能性に影響を与えます。 |

出典：「災害廃棄物管理ガイドブック」((一社) 廃棄物資源循環学会 編) を基に作成

表 6-7 (2) 腐敗性廃棄物の処理方法・留意点

| 種類 | 想定される処理方法・留意点等 |
|--------|--|
| 水産系廃棄物 | <p><u>処理方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理型最終処分場で適正に処分（埋立処分）します。 ・一時的に埋設保管します。 ・焼却処理します。 ・海洋投棄します（漁網等に包んで外洋に置きます。）。 <p><u>留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮置場で腐敗することにより、ハエや蚊・ネズミが大量発生するため、災害時の廃棄物の山に殺虫剤・殺鼠剤や消石灰を散布する等の対策が必要です。 ・悪臭防止及び雨水による発酵を抑制するためにキャッピングシートを設置する場合があります。 ・埋設保管は、特に悪臭防止対策を重視し、プラスチック類等の梱包物を選別除去後、「腐敗した魚介類の悪臭防止対策について ((公社)においてかおり環境協会)」等を参考に実施します。 ・水産系廃棄物から大量の汚水が発生し、浸出水処理施設の処理能力を大幅に超える場合もあるため、埋立処分に当たっては、浸出水処理設備の能力を勘案する必要があります。 |

出典：「災害廃棄物管理ガイドブック」((一社) 廃棄物資源循環学会 編) を基に作成

表 6-8 (1) 有害物質や有害物質含有廃棄物等、その他適正処理困難物の処理方法・留意点

| 種類 | 想定される処理方法・留意点等 |
|----------|--|
| PCB | <p><u>処理方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高濃度 PCB 廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）へ搬送し、適正処理します。 ・低濃度 PCB 廃棄物（低濃度 PCB 含有廃棄物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）は、廃棄物の種類に応じて、無害化処理認定事業者又は都道府県知事等許可業者と契約して適正に処理を行います。 <p>※詳細は「ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて 環境省 経済産業省」を参考とします。</p> <p><u>留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCB 含有の有無が確認できない場合を含め、収集後に他の廃棄物が混入しないよう区分します。 ・屋内保管、密閉容器内保管又はビニールシートで覆う等、飛散・流失・地下浸透しないような対策を施して保管します。 ・地震等で転倒しないように配慮します。 |
| 石綿含有廃棄物等 | <p><u>処理方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集した石綿含有廃棄物等は、プラスチックバッグやフレコンバッグで、二重梱包や固形化により飛散防止措置を行ったうえで、管理型最終処分場において適正に処分（埋立処分）、あるいは溶融による無害化処理を行います。 <p><u>留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃石綿等については、特別管理産業廃棄物処分業者に引き渡すに当たり、固形化、薬剤による安定化後、耐水材料による二重梱包を行います。 ・廃石綿は原則として仮置場に持ち込まない。仮置場へ持ち込まれた場合には、分別して保管し、立入禁止措置を講じます。 |
| 石膏ボード | <p><u>処理方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理型最終処分場で適正に処分（埋立処分）します。 ・中間処理により石膏粉と紙くずに分離し、石膏粉は再資源化、紙くずは焼却処理します。 <p><u>留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物に使用されている石膏ボードの中には、石綿、砒素、カドミウムといった有害物質が含まれる製品が一部存在するため、発覚した際は適切に処理・処分し、必要に応じて環境モニタリングを実施します。 |

出典：「災害廃棄物管理ガイドブック」((一社) 廃棄物資源循環学会 編) を基に作成

表 6-8 (2) 有害物質や有害物質含有廃棄物等、その他適正処理困難物の処理方法・留意点

| 種類 | 想定される処理方法・留意点等 |
|-------|---|
| ガスボンベ | <p><u>処理方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 容器の記載から、ポンベの所有者が確認できる場合は、そのガス会社に連絡して引き取ってもらいます。 文字が消える等所有者が確認できない場合は、一般ガスであれば東京都高圧ガス溶材協同組合へ、LPガスについては一般社団法人東京都LPガス協会へ連絡し回収方法を確認します。 <p><u>留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ポンベの破裂に注意します。 |
| 消火器 | <p><u>処理方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人日本消火器工業会「消火器回収システム」加盟販売店における消火器取扱窓口に処理業者を聴取し、引き渡すことでリサイクルを行います。 <p><u>留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 問合せや特定窓口の照会に、株式会社消火器リサイクル推進センターが対応してもらえるよう、平時から協議・調整します。 被災後に発生する消火器のうち、一時的に泥中に埋まっていた消火器は使用時に内圧が詰まり破裂の危険性があります。 エアゾール式消火具や外国製消火器は消火器回収システムの対象外となるため、スプレー缶等と同様に処理します。 |

出典：「災害廃棄物管理ガイドブック」((一社) 廃棄物資源循環学会 編) を基に作成

表 6-8 (3) 有害物質や有害物質含有廃棄物等、その他適正処理困難物の処理方法・留意点

| 種類 | 想定される処理方法・留意点等 |
|--------|---|
| 感染性廃棄物 | <p><u>処理方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却処理・溶融処理を行います。 ・高圧蒸気滅菌又は乾熱滅菌を行います。 ・肝炎ウイルスに有効な加熱又は薬剤により消毒します。 ・他法令に規定する感染性病原体に有効な方法により消毒します。 <p><u>留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「感染性廃棄物」等と記されている容器、又は、バイオハザードマークのついた容器は、容器をそのまま保管場所へ運搬します（容器を破損しないような方法で収集運搬します。）。 ・注射針、点滴用の針、メス等の鋭利なもの取扱いについては、手等を傷つけないように注意し、堅牢な容器、耐久性のあるプラスチック袋、フレコンバッグ等の丈夫な運搬容器に入れて運搬します。 ・保管場所には、感染性廃棄物の保管場所である旨表示します。 ・屋根のある建物内で保管するか、屋内の保管場所が確保できない場合には、防水性のビニールシートで全体を覆う（底面を含みます。）等、直射日光を避け、風雨にさらされず、感染性廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう必要な対策を講じます。 ・他の廃棄物等が混入するおそれがないよう、仕切りを設ける等の必要な措置を講じます。 ・感染性廃棄物は、焼却等の滅菌できる方法で処理することとなっているため、当該感染性廃棄物の適正な処理が可能となるまで保管します。 |

出典：「災害廃棄物管理ガイドブック」((一社) 廃棄物資源循環学会 編) を基に作成

(2) 発災時の対応 | 応急対応（後半）以降

廃自動車等

1) 所有者への引渡し／自動車リサイクル法によるリサイクル

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

有害物質・有害物質含有廃棄物等、その他適正処理困難物

2) 有害物質・有害物質含有廃棄物等の適正処理

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

3) 適正保管のための漏洩防止措置の実施

※仮置場で保管せざるを得ない場合

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

(3) 平時の対策

- みなとリサイクル清掃事務所（清掃事業係）は、水産物・農作物等の備蓄倉庫、飼料・肥料の貯蔵倉庫等、腐敗性廃棄物の発生が想定される場所をあらかじめ調査・整理します。
- みなとリサイクル清掃事務所（清掃事業係）は、廃自動車等の処理・リサイクルに係る通知や事務連絡等に係る情報を収集・整理します。
- みなとリサイクル清掃事務所（清掃事業係）は、環境課と連携し、有害物質を取り扱う施設や保管施設、有害物質・有害物質含有廃棄物の処理・処分施設等に関する情報を収集し、リストアップ若しくはマップ化等で整理します。
- みなとリサイクル清掃事務所（清掃事業係）は、適正処理が困難な廃棄物についても発災後に適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、想定される処理方法や処理に当たっての留意点に係る情報を収集・整理します。
- みなとリサイクル清掃事務所（清掃事業係）は、必要に応じ、適正処理が困難な廃棄物の想定される処理先と協議を行い、災害時の対応について調整を行います。
- みなとリサイクル清掃事務所（計画係、清掃事業係）は、廃自動車等を保管するためのスペースについて、仮置場候補地の選定と併せて検討します。

6.10 処理業務の進捗管理

発災後、災害の規模や被災状況等を踏まえ、廃棄物を適正に処理するために「災害廃棄物処理実施方針」や「災害廃棄物処理実行計画」を策定します。災害廃棄物等を適正かつ円滑・迅速に処理していくため、処理状況、業務の達成状況、人材、資機材、仮置場や処理施設等の状況を把握し、進捗管理を行います。その際、短期的な目標を設定し、逐次その達成状況を把握、検証しながら業務の改善を図ります。



図 6-12 処理業務の進捗管理の発災後における対応フロー

(1) 発災時の対応 | 初動期、応急対応（前半）

1) 災害廃棄物処理実施方針の策定

- 総務班（総合調整担当）は、被災状況や災害廃棄物の発生量推計を踏まえ、次に示す内容を含む災害廃棄物処理実施方針を策定します。
- 総務班（総合調整担当）は、策定した災害廃棄物処理実施方針を東京都及び特別区災害廃棄物処理対策本部等に提出し、情報共有を図ります。

災害廃棄物処理実施方針に記載する事項（例）

1. 災害廃棄物処理実施方針策定の目的
2. 港区の被害状況
3. 予想される処理対象災害廃棄物量
4. 災害廃棄物処理の考え方
 - (1) 処理の優先順位
 - (2) 一次仮置場の早期開設と搬入
 - (3) 処理期間
 - (4) 自区内処理・広域処理の方針
 - (5) 運搬手段
 - (6) 再資源化
 - (7) 分別方法
 - (8) 処理業者の選定
 - (9) 搬出先
 - (10) 健康及び環境配慮
 - (11) 経費の節減
 - (12) 災害廃棄物処理実行計画の策定※災害の規模に応じて必要に応じて策定する
 - (13) 特別区災害廃棄物処理対策本部との連携

2) 進捗管理のためのデータ収集・集約

- 総務班（総合調整担当）は、表 6-9 に示す情報を定期的に収集・集約し、庁内で共有するほか、東京都及び特別区災害廃棄物処理対策本部等とも共有します。
- 特に「災害等廃棄物処理事業費補助金」を活用して処理する際は、災害査定のための根拠資料・記録・写真等が必要なことから、契約等に関連する書類の整理・数量記録・写真撮影等を必ず行います。

表 6-9 進捗管理項目及び頻度

| 進捗管理項目 | | 進捗管理頻度等 |
|---------|----------------------------------|-------------------------------|
| 全体管理 | ・家屋損壊棟数 (全壊・半壊・床上浸水・床下浸水・火災) | 隨時 |
| | ・撤去等の実施棟数（構造別） | 隨時 |
| | ・災害廃棄物等の発生量（種類別） | 隨時 |
| | ・被災現場の状況 (ごみの排出・堆積状況、通行支障等) | 隨時 |
| | ・処理見込み量（種類別） | 隨時 |
| | ・処理済み量（種類別） | 隨時 |
| | ・撤去等の申請状況 | 隨時 |
| | ・許認可手続の状況 (許認可満了日の延伸措置、減免措置等) | 手続の進捗に応じて記録・管理 |
| | ・補助申請等に必要な書類の準備状況 | 隨時 手續の進捗に応じて記録・管理 |
| 廃棄物処理施設 | ・被災状況及び復旧見通し | 隨時 |
| | ・搬入量及び搬出量 | 毎日（処理期間中） |
| | ・処理済み量 | 毎日（処理期間中） |
| | ・事業関連データ (稼働人員、使用資機材等) | 毎日（処理期間中） |
| 仮置場 | ・設置箇所 | 増加・減少時 |
| | ・仮置場ごとの搬入量及び搬出量 | 毎日（処理期間中） |
| | ・搬入出車両台数 (可能な限り車両種別) | 毎日（処理期間中） |
| | ・事業関連データ (稼働人員、使用資機材等) | 毎日（処理期間中） |
| 受援 | ・支援主体 (支援元、人数、支援期間等) | 支援開始・終了、その他支援内 容等に変更があったとき |
| | ・支援内容 (役割、支援業務等) | （開始及び終了の時期を含む） |

3) 災害廃棄物処理実行計画の策定

- 総務班（総合調整担当）は、災害廃棄物処理の進捗や災害廃棄物処理実施方針等を踏まえ、以下に示す内容を含む災害廃棄物処理実行計画を策定します。
- 災害廃棄物処理実行計画の策定に当たり、処理の目標を設定する際は、被害状況、災害時の廃棄物の種類や量、過去の事例等を参考し、災害廃棄物の種類・性状等に応じて、損壊家屋等の撤去等から処理・処分、再生利用までの工程ごとに対応期間の目標を設定します。

災害廃棄物処理実行計画に記載する事項（例）

I 計画の基本的事項

1. 災害廃棄物処理実行計画策定の目的
2. 計画の位置付け
3. 役割分担
4. 方針
5. 被災状況及び処理見込み量
6. 分別及び処理方法
7. 処理期間

II 処理計画

1. 集積計画
 - (1) 応急仮置場の設置（設置している場合）
 - (2) 地区仮置場の設置（設置している場合）
 - (3) 一次仮置場の設置
2. 運搬計画
3. 受入基準
4. 作業計画
 - (1) 運搬業務

III 実施スケジュール

IV 計画の見直し

V 処理フロー

(2) 発災時の対応 | 応急対応（後半）以降

1) 進捗管理のためのデータ収集・集約

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

2) 災害廃棄物処理実行計画の策定

- 災害廃棄物処理の進捗や災害廃棄物処理実行計画で設定した目標の達成状況等に応じて、総務班（総合調整担当）は、適宜、災害廃棄物処理実行計画を見直します。

3) 達成状況の把握・検証

- 総務班（総合調整担当）は、災害廃棄物処理実行計画策定時に設定した処理工程ごとに進捗管理を行い、達成状況を把握します。
- 処理スケジュールの遅れに影響を及ぼすようなことが生じた場合、総務班（総合調整担当）は、原因や対策について検討し、各班・担当と情報共有し、各班・各担当は適切に対処します。

4) 体制の強化・業務の改善等

- 処理スケジュールに遅れが見られる場合、総務班（総合調整担当）は、災対防災危機管理室（災対防災課）・災対総務部（災対人事課）と調整し体制強化を図るとともに、止むを得ない場合は処理スケジュールの見直しを行います。

(3) 平時の対策

- みなとリサイクル清掃事務所（計画係）は、各地区総合支所（管理課、区民課）・防災危機管理室（防災課）・街づくり支援部（建築課）と連携して、り災証明の発行状況、被害状況の把握に係る情報共有方法について検討します。
- みなとリサイクル清掃事務所（計画係）は、速やかに災害廃棄物処理実施方針、災害廃棄物処理実行計画が策定できるよう、フォーマットを準備します。
- みなとリサイクル清掃事務所（計画係）は、あらかじめ補助申請や災害査定等に必要な事項を整理し、補助申請に当たっての手順等を整理した簡易的なマニュアル等を準備します。

6.11 思い出の品

思い出の品・貴重品の取扱いは災害の種類や規模によって異なるものの、災害廃棄物の中に混入した場合、回収・保管・返却等の対応が必要なことから、思い出の品・貴重品等の取扱いに係る対応を整理しています。

| 初動期 発災後数日間 | 応急対応（前半） ～3週間程度 | 応急対応（後半） ～3か月程度 | 復旧・復興 ～3年程度 |
|---------------|--|--------------------|---|
| 個別対応 | <p>思い出の品・貴重品の保管場所の確保</p> <p>思い出の品・貴重品の保管場所・取扱い等の周知・広報 (p. 84参照)</p> <p>思い出の品・貴重品の回収</p> <p>思い出の品・貴重品の保管・管理・返却／貴重品の警察への届出</p> | | <p>思い出の品の処分に係る周知・広報 (p. 85参照)</p> <p>思い出の品の処分</p> |

図 6-13 思い出の品の発災後における対応フロー

(1) 発災時の対応 | 初動期、応急対応（前半）

1) 思い出の品・貴重品の保管場所の確保

- 発災直後は回収量が大幅に増えることが想定されるため、総務班（総合調整担当）は、各災対地区本部（災対協働推進課）と調整し、早急に保管場所を確保します。

2) 思い出の品・貴重品の回収

- 災害廃棄物処理事業を進める中で、思い出の品を発見した場合、各班・各担当は廃棄物として処理されないよう対象物品を回収します。なお、回収した物品に貴重品が含まれる場合は、遺失物法の手続等に基づき適正に対処します。

3) 思い出の品・貴重品の保管・管理・返却／貴重品の警察への届出

- 各班・担当は、回収した思い出の品・貴重品を適正に保管します。
- 思い出の品に土や泥が付着しているような場合、洗浄・乾燥等の作業に災害ボランティア等の支援も想定されるため、総務班（総合調整担当）は、災対保健福祉支援部（災対保健福祉課）や災害ボランティアセンターと調整します。

(2) 発災時の対応 | 応急対応（後半）以降

1) 思い出の品・貴重品の回収

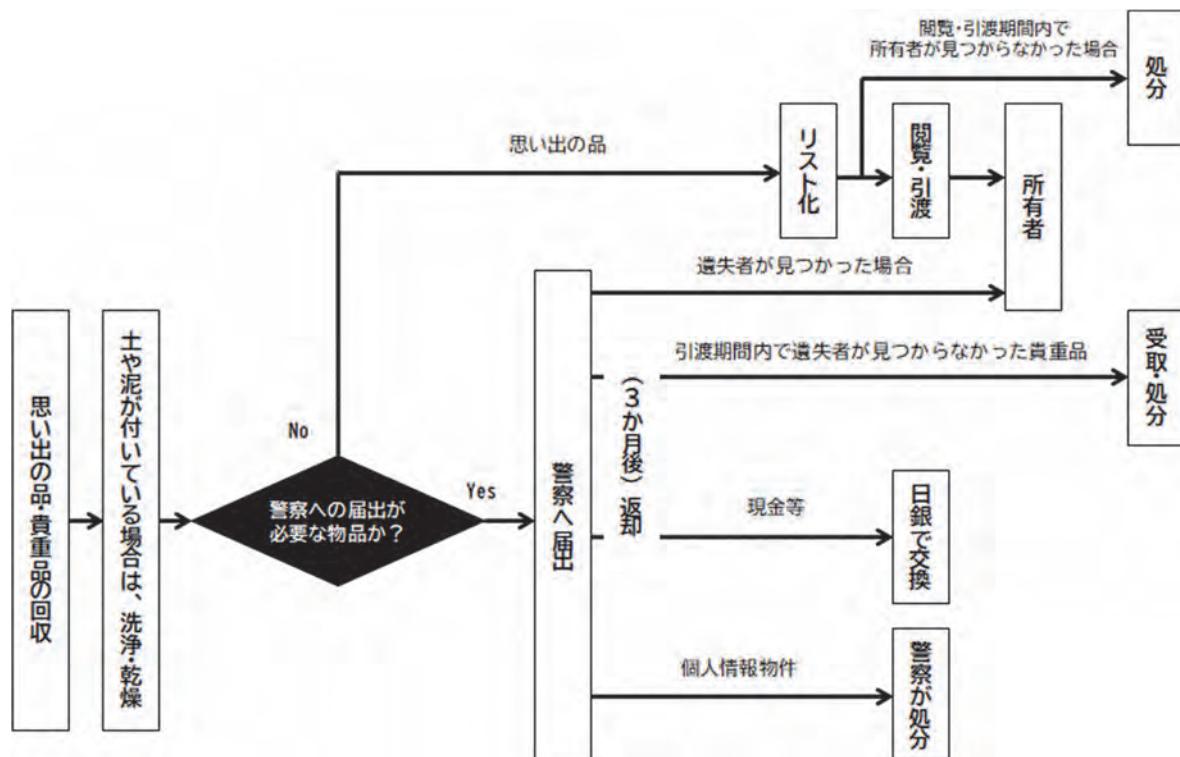
○ 応急対応（前半）における対応を継続します。

2) 思い出の品・貴重品の保管・管理・返却／貴重品の警察への届出

○ 時間の経過とともに、写真等の痛みやカビ等の発生が想定されるため、清潔な保管を心掛けます。

3) 思い出の品の処分

○ 総務班（総合調整担当）は、災対企画経営部（災対区長室）・各災対地区本部（災対管理課）と連携して、思い出の品の保管・返却に係る期限や期限以降の取扱い等について、十分に周知・広報した上で、一定期間を経過した思い出の品は処分します。なお、貴重品については、引渡し期間内で遺失者が見つからなかった場合、遺失物法の手続等に基づき、適切に対処します。



出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30（2018）年 3 月、環境省）参考資料「【参考】31-3】貴重品の取扱いについての様式集・フォーマットの例（環境省）」

図 6-14 思い出の品・貴重品等の取扱いの対応手順の概略

(3) 平時の対策

- みなとリサイクル清掃事務所（計画係）は、思い出の品の保管場所について、各地区総合支所（協働推進課）とあらかじめ協議・調整し、保管場所の候補を検討・選定します。なお、予定していた保管場所が発災後に施設の被災やその他の業務等に使用されることにより、使用できないことが考えられるため、保管場所は複数箇所を検討・選定します。
- 貴重品は警察へ届け出る必要があるため、みなとリサイクル清掃事務所（計画係）は、あらかじめ必要な書類様式を作成します。
- 損壊家屋等の撤去等に当たっては、思い出の品や貴重品を取り扱う必要があることを前提として、みなとリサイクル清掃事務所（清掃事業係、計画係）は、下記の取扱いルール（例）を参考にルールを検討します。

表 6-10 思い出の品等の取扱いルール（例）

| 項目 | 内容 |
|---------|--|
| 定義 | アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、金庫、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等 |
| 持主の確認方法 | 公共施設で保管・閲覧し、申告により確認します。 |
| 回収方法 | 災害廃棄物の撤去現場や損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）現場で発見された場合はその都度回収します。 区民・災害ボランティアの持ち込みによって回収します。 |
| 保管方法 | 泥や土が付着している場合は洗浄して保管します。 |
| 運営方法 | 地元雇用や災害ボランティアの協力により運営します。 |
| 返却方法 | 原則、面会引渡しとします。 本人確認ができる場合は郵送引渡しも可能とします。 |

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30（2018）年3月、環境省）を参考に一部加筆

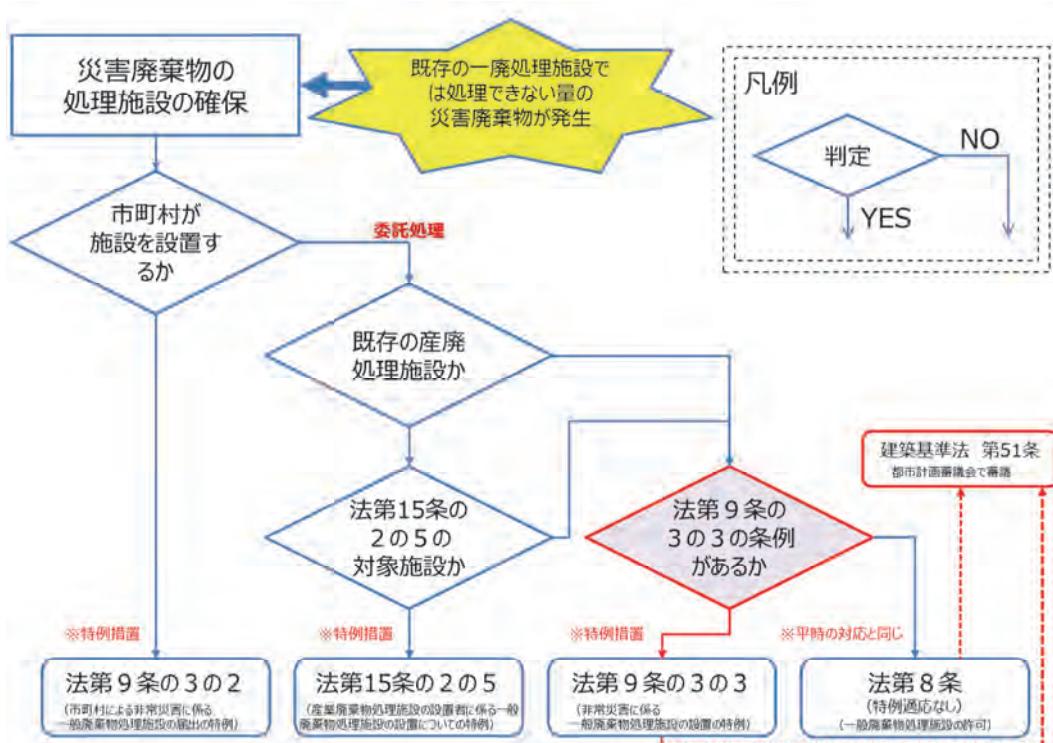
6.12 許認可申請

発災後は、廃棄物処理法の特例の活用、許認可満了日の延伸措置・減免措置等が想定されるため、適切に許認可申請に係る対応を行います。

| 初動期 発災後数日間 | 応急対応（前半） ～3週間程度 | 応急対応（後半） ～3か月程度 | 復旧・復興 ～3年程度 |
|---|--------------------|--------------------|----------------|
| 区内に仮設処理施設を設置する場合 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 二次仮置場の確保 (p. 97参照) 仮設処理施設の検討 (p. 116参照) 廃棄物処理法第9条の3の2に基づく対応 (※区が区内に仮設処理施設を設置する場合) | | | |
| 共通事項 | | | |
| 許認可満了日の延伸措置・減免措置等の対応 | | | |

※ 災害廃棄物処理を民間事業者に委託して処理する場合、廃棄物処理法第15条の2の5（産業廃棄物処理施設の設置者による一般廃棄物処理施設の設置についての特例）や廃棄物処理法第9条の3の3（非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例）に基づき、民間事業者が適切に対応する。

図 6-15 許認可申請の発災後における対応フロー



出典：「廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定事例」（令和2（2020）年3月、環境省 環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）

図 6-16 災害廃棄物の処理施設設置に係る適用法令判定フロー

(1) 発災時の対応 | 初動期、応急対応（前半）

1) 廃棄物処理法第9条の3の2に基づく対応

※区が区内に仮設処理施設を設置する場合

- 災害廃棄物の処理に当たり、区が一般廃棄物処理施設（仮設処理施設等）を設置する場合、総務班（総合調整担当）は、処理班（処理・処分担当）と調整し、廃棄物処理法第9条の3の2に基づき、仮設処理施設設置までの間に都知事に以下の内容を記載した協議書を提出します。
- 都知事の同意を得た一般廃棄物処理施設を設置する場合、総務班（総合調整担当）は、廃棄物処理法第9条の3の2に基づく届出を行います。

廃棄物処理法第9条の3の2に基づく協議書に記載する事項

（廃棄物処理法 施行規則第5条の10の3）

1. 一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所
2. 一般廃棄物処理施設の種類
3. 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
4. 一般廃棄物処理施設の処理能力
5. 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
6. 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

2) 許認可満了日の延伸措置・減免措置等の対応

- 総務班（許認可担当）は、国や東京都が示す方針に基づき、区内事業者の被災状況を鑑み、災対産業・地域振興支援部（災対産業振興課）と協議・調整の上、一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可に係る許認可満了日の延伸措置や廃棄物処理手数料の減免措置等について検討します。
- 上記によらない場合、総務班（許認可担当）は、災害時においても平時の許認可業務を適正に行います。

(2) 発災時の対応 | 応急対応（後半）以降

1) 廃棄物処理法第9条の3の2に基づく対応

※区が区内に仮設処理施設を設置する場合

- 応急対応（後半）以降、新たに一般廃棄物処理施設（仮設処理施設等）の設置が必要となった場合は、応急対応（前半）と同様に対応します。

2) 許認可満了日の延伸措置・減免措置等の対応

- 応急対応（前半）における対応を継続します。

(3) 平時の対策

- 廃棄物処理法第9条の3の2に基づき、一般廃棄物処理施設を速やかに設置することができるよう、みなとリサイクル清掃事務所（計画係）は、生活環境影響調査の結果を公衆の縦覧に供する場所の変更や期間の短縮等、非常災害の状況に応じて平時における一般廃棄物処理施設の設置の手続を一部簡素化することを検討します。また、生活環境影響調査の実施における項目の選定や内容、期間などについても、災害の程度を踏まえた上で、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理を実施するという観点からの対応について検討し、必要に応じ、条例制定（改正）を行います。
- 廃棄物処理法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5等の特例を活用して適正かつ円滑・迅速な処理を進めることができるよう、みなとリサイクル清掃事務所（計画係）は、他区とも調整・協議し、条例制定（改正）について検討します。

第7章 平時の取組

7.1 教育訓練・周知啓発

(1) 職員の教育訓練

本基本方針が災害時に有効に活用されるよう記載内容を職員に周知します。

また、災害時に速やかに行動できるよう、図上訓練など教育・訓練を定期的に実施したり、国や東京都が実施する教育訓練に参加することで、災害対応力の向上を図ります。

なお、教育訓練によって得られた気付きや課題などをフィードバックし、本基本方針の見直しやマニュアルなどの作成に反映して、より実効性のあるものとしていきます。

(2) 関係機関等との連携強化

東京都・特別区等の関係行政機関のほか、事業者等の関係者との情報共有・コミュニケーションを図り連携を強化するとともに、目的に応じた効果的な教育・訓練を定期的に実施します。

(3) 平時からの区民・事業者等への周知・啓発

区民・事業者に対しては、以下に示す方法で区の災害時の廃棄物処理対応への協力を求めます。

区民に対しては、区ホームページでの周知のほか、ごみ・資源収集日カレンダー、分別リーフレット、区報等での広報に加え、普段実施している環境イベント等でのパネル展示や災害時の廃棄物処理に係る課題共有のためのワークショップ等の開催により、分別の必要性・重要性等をはじめとした災害時の廃棄物に係る知識醸成を促します。

事業者に対しても、区ホームページでの周知と併せて、平時の事業者向け講習会等で災害廃棄物処理に係る情報共有等を行い、区の災害時の廃棄物処理対応への協力の必要性について、啓発していきます。

表 7-1 平時からの区民等への周知・啓発（例）

- ・区ホームページでの本基本方針の周知（概要版・パンフレット等）
- ・ごみ・資源収集日カレンダー、分別リーフレット、資源とごみの分別ガイドブック等への災害時の廃棄物処理対応に係る情報掲示
- ・区報等での特集
- ・環境イベント等（エコライフフェア、区民まつり等）でのパネル展示
- ・災害時の廃棄物処理に係る課題共有のためのワークショップ等の開催
- ・平時の事業者向け講習会等での災害時の廃棄物処理に係る情報提供・情報共有 等

7.2 災害廃棄物処理基本方針の見直し

本基本方針の実効性を向上させるため、下記に該当する場合は、本基本方針の見直しの必要性を検討し、適宜、見直し・改定を行います。

表 7-2 本基本方針の見直しを行う場合

- ・ 港区地域防災計画の改定や被害想定が修正された場合
- ・ 関係法令（災害対策基本法、廃棄物処理法等）の改正や関連計画、災害廃棄物対策指針が改定された場合
- ・ 災害廃棄物処理の教訓や課題、対策事例等の情報を収集し、改善点が見られた場合
- ・ 教育・訓練を通じて、本基本方針の内容に改善点が見られた場合
- ・ 災害廃棄物処理に関する区市町村間での協定や事業者との協定等の内容及び実効性を確認し、見直しが必要と判断された場合
- ・ その他、本基本方針の見直しが必要と判断された場合

等

7.3 今後の取組

今後、本基本方針の実効性を高めるため、次の事項に取り組みます。

表 7-3 今後の取組

| |
|---|
| 本基本方針に関すること |
| <ul style="list-style-type: none">・教育訓練をはじめとした本基本方針の進捗管理を通じて、本基本方針の内容に改善点が見られた場合の本基本方針の見直し・各廃棄物に関する処理対応マニュアルの作成 |
| 関係主体との連携に関すること |
| <ul style="list-style-type: none">・東京都・特別区との連携の強化・民間事業者との連携の強化（協定締結や協定の見直し等） |
| 生活ごみ・避難所ごみ・し尿に関すること |
| <ul style="list-style-type: none">・生活ごみ・避難所ごみの排出方法の検討・し尿（携帯トイレ・簡易トイレ）の排出方法及び回収方法の検討 |
| 災害廃棄物に関すること |
| <ul style="list-style-type: none">・地区仮置場や一次仮置場の候補地の検討及び関係者との事前調整・片付けごみの排出方法に係る事前周知・事業者が取り組むべき災害廃棄物処理対策についての周知 |
| その他 |
| <ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物処理に関する情報・知見（処理技術や連携体制等）の継続的な収集・廃棄物処理法第9条の3の2（市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例）、第9条の3の3（非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例）、第15条の2の5（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例）の活用に当たっての条例制定の調整 |

用語集（1/4）

| | |
|----------------|--|
| 港区災害廃棄物処理基本方針 | <p>平時において廃棄物処理法及び災害対策基本法に基づき策定する計画であり、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な事項を整理したもので、災害廃棄物等の処理に関する基本的な考え方や処理方法等を示すものです。</p> <p>災害廃棄物処理基本方針は、発災直後から災害廃棄物処理実行計画の策定までの間、処理の見通しを立て、適正かつ円滑・迅速に処理を進めるための支柱として位置づけられる基本方針で、発災後、災害廃棄物処理基本方針に基づき初動対応をとります。</p> |
| 港区災害廃棄物処理実施方針 | <p>発災後の被災状況や災害廃棄物の発生量推計を踏まえ、発生した災害における災害廃棄物処理の考え方を整理したもので、災害廃棄物処理実行計画の骨子となるものです。</p> |
| 港区災害廃棄物処理実行計画 | <p>発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、発災後において策定する計画です。</p> <p>災害廃棄物の発生量、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュールなどを整理したもので、災害の規模に応じて具体的な内容を示すものです。</p> <p>発災後、区は災害廃棄物処理基本方針に基づき初動対応をとり、その後、災害の規模や被害状況等を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画を策定します。</p> |
| 港区災害廃棄物処理マニュアル | <p>初動期・応急対応期は、混乱した状態の中、様々な課題が生じる中でも適切かつ柔軟な対応が求められることから、その時期に活用する災害廃棄物処理基本方針では、特に『初動期』・『応急対応期』に重点を置き、区としての対応を定めています。</p> <p>発災後の初動対応を確実に実施するための具体的な行動、役割分担の詳細、庁内関連所管課との調整事項の詳細等については、港区災害廃棄物処理マニュアルにおいて詳細を規定します（その他、平時に取り組むべき事項の詳細も定めます）。</p> |

用語集（2/4）

| | |
|-------------------------------|--|
| 災害廃棄物の処理方針 (本基本方針1.4に示す方針) | 災害廃棄物の処理に当たっての区の基本的な考え方です。 |
| 災害廃棄物対策指針 | 地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、自然災害による被害を軽減するための平時の備え（体制整備等）、さらには災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、災害廃棄物対策を実施する際に参考となる必要事項をとりまとめたものです。 |
| 大規模災害発生時における 災害廃棄物対策行動指針 | 東日本大震災及び近年発生した比較的規模の大きい災害の教訓・知見やこれまでの取組の成果を踏まえ、大規模災害時において、災害廃棄物処理に関わる関係者が担うべき役割や責務を明確化し、関係者による連携・協力体制を構築することにより、”オールジャパンでの対応”的実現を目的として策定されたものです。 |
| 災害廃棄物処理指針 | 大規模災害発生時に環境大臣が災害対策基本法に基づき策定する指針であり、災害廃棄物処理の参考とすべき全体像（国・県・市区町村の役割分担、処理の推進体制、スケジュールなど）をまとめるものです。 |
| 大規模災害発時における 災害廃棄物対策行動計画 | 平時において地域ブロック協議会が策定する計画です。地域ブロック内において、行政のみならず民間事業者を含む地域ブロック内の関係者が連携・協力体制を構築し、災害廃棄物対策の課題を解決するための対応や都道府県域を越えた広域的な連携のあり方をまとめた計画です。 港区は関東地域ブロック内にあり、関東地域ブロックでは平成26（2014）年11月に大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会を立ち上げ、平成29（2017）年3月に第1版を策定し、協議会での議論や災害対応等の教訓等を踏まえ、令和3（2021）年3月に第3版を策定しています。 |

用語集（3/4）

| | |
|----------------|--|
| 東京都災害廃棄物処理計画 | 「災害廃棄物対策指針」や廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部改正、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を踏まえ、東京都地域防災計画と整合を図り、災害廃棄物の処理に関する基本的な考え方、廃棄物の処理を進めるに当たって必要となる体制、処理の方法などの基本的事項を定めた東京都の計画です。 首都直下地震をはじめとする非常災害に伴い発生した廃棄物の処理体制を確保し、適正に処理することにより、都民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧、復興に資するものとし、さらには、災害を克服した後も、都市の持続性を確保することを目的としています。 |
| 東京都災害廃棄物処理推進計画 | 都内で多量の災害廃棄物が発生した場合、区市町村から災害廃棄物処理の業務の委託を受けるか否かに関わらず、災害廃棄物の発生量、処理方針、連携体制等、必要な事項を記載したもので、東京都が策定する計画です。 |
| 受援 | 災害時に、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPO やボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用することです。 港区においても「港区業務継続計画」を策定し、必要に応じて応援を要請する業務として災害廃棄物処理に関する業務を位置付け、受援を想定しています。 |
| 非常災害 | 市区町村の平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害で、非常災害に該当するかは市区町村の長が判断します。 |
| 特定非常災害 | 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第2条第1項において、著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定された非常災害のことを指します。 |

用語集（4/4）

| | |
|----------------|---|
| 災害等廃棄物処理事業費補助金 | 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市区町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、国が被災市区町村を財政的に支援する補助金のことです。 廃棄物処理法第22条において、国が市区町村に対し費用の一部を補助すること、同法第25条において、費用の上限（2分の1以内の額）が規定されています。 |
| 緊急医療救護所 | 区が超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置を実施する場所です。 |
| 医療救護所 | 区が「港区地域防災計画」に基づいて、医療救護活動を実施する場所です。避難者を500人以上収容する区民避難所（地域防災拠点）等に巡回診療等により開設します。 |
| 一時滞在施設 | 帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設です。 |

区の木



ハナミズキ

区の花



アジサイ



バラ



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号 2021221-5651

港区災害廃棄物処理基本方針

令和4（2022）年3月発行

編集・発行：港区環境リサイクル支援部

みなとリサイクル清掃事務所

港区港南三丁目9番59号

03-3450-8025（代表）

<https://www.city.minato.tokyo.jp>



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。

この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。